歴史講座

日本學術普及會第貳期刊行

歷史講座

田沼時代

文學博士
辻善之助 著

全

東京 日本學術普及會 發行

田沼時代

例言

一、本書は田沼意次を中心とせる時代、卽寶曆、明和、安永、天明の三十餘年間についてその政治、及び社會現象の一般を述べ、併せてその時代思想、幷に文化の趨勢を考へ、稍通俗に之を說明せん事を期するものである。今般「歷史講座」の中の一編として發行すべく、口授速記せしめたるものであるが、出來上つて後に見れば、全編頗る蕪雜にして、自らも意に滿たざる處多く、汗顏の至りである。た

だ書中述ぶる所は、悉く皆出所の明かなもので、從來公にせられた先輩等の著述の中にある事で、面白そうな事でも、僕にその出所が明かにわからなかつたものは、一切用ひなかつた事だけは申しておきたい。

一、駒込勝林寺は田沼夫妻畫像を、大槻博士は平賀源內畫像を、藤懸靜也氏はその著浮世繪大家畫集の中細田榮之の畫を、野口孝太郎氏は金銀錢圖鑑の中の圖を各複寫登載を許された。こゝに特記して、謝意を表す。

大正四年十月

辻　善　之　助　識

田沼時代

目次

挿畫目錄終

田沼意次夫妻肖像

（駒込勝林寺所藏）

田沼時代

文學博士　辻　善之助　著

山本内閣と國定教科書に於ける田沼時代の記事

緒言

大正三年の春、山本内閣の末路に際して世間で攻撃が盛んであつた時にある新聞に某貴族院議員の談話として記してあつたことに、其人の子供が小學校の日本歴史を讀んで居るのを聞いて居つて、何心なく耳を留めると、その記事は「十代將軍家治の時に至り、執政の臣その人を得ず、賄賂公けに行はれて政治正しからず、人民大に窘めり。加之暴風洪水などの天災荐に至り、饑饉も亦相次ぎしかば、貧民諸所に擾騷し、遂に江戶の市中にも暴民の蜂起を見るに至れり、」云々。之を聞いて居つた貴

歴史は繰返す

田沼時代と現代の比較

族院議員は、如何にも其記事が現代の樣子を其儘現はして居るやうに見えたので歴史は繰返すといふ事をいふが如何にも尤だと非常に興味を引いたといふ事が書いてあつたのである。

歴史は繰返すといふ。然しながら、今の史學の程度では、その繰返すといふ事について、何か一定の法則があるか、週期があるかなどゝいふ事は未だわかつて居らぬ。地震學の如きは、現今は大に進步して、大地震とか火山の噴出等には一定の週期といふものがあつて大抵六十年の倍數でくりかへすといふ事がわかつて居るそうである。この事は先年櫻島噴火の時に、大森理學博士の說といふのを何かで見て承知したのであるが、人事にもかやうな法則が發見せらるれば、誠に喜ばしいが、未だその域には達して居らぬ。右の噴火そのものは丁度この田沼時代にあつたからこの歴史はうまく繰返して居る。其外にも自然現象には、田沼と現代と不思議にも似た事が多くある。然らば人事は如何であるか。若し讀者諸君にして、かの貴族院議員の如

く、現代の出來事と田沼時代の出來事との間に、ある類似を見出して、それに興味をもたるゝならば、試みに比較して見られよ。それは諸君の自由に任する。政治家役人、軍人、宮中、社會の一般風俗、財政政策、天變地妖卽、噴火饑饉洪水風雨、國民の騷動等その類似の甚しいのは蓋思半に過ぎるであらう、然しながら予は敢てこゝにその比較をして、現代を諷しやうなんといふ野心はもたぬ。予がこの問題について研究しやうとした目的は、純粹學術の見地から出たのである。從來田沼意次といふものが、非常な悪いものゝやうにいはれ、その時代は極めて溷濁腐敗して居たやうにいはれて居る。それが果して事實であらうか。その前の時代の吉宗の享保時代なり、また後の白河樂翁の寛政時代は、之に反してすべてに引締まつた、淸らかな、太平の時代のやうにいはれて居る。それが果して然るか。時勢の移り變りといふものが、そんなに、明らかに掌を反すやうに、一二政治家の施設方策でかはるものであるかどうか、といふ疑問が、予をしてこの問題を研究せしめやうとした動機である。その研究の結果がこの冊子となつたのである。

予が研究の目的

田沼時代
暗黒面
八ヶ條
其の一
第一次田沼
意次の專
權の素
意次と其
性略
歷

第一　意次の專權

從來田沼時代に於ける現象について、最も世の非難を受ける事柄を調べて見ると、凡そ八ヶ條ばかりある。

第一は先づ田沼の專權の事實である。抑〻田沼意次は專左衞門意行の嫡子として、素は紀州の士であつた。專左衞門意行、和歌山に於て吉宗に召使はれ、吉宗が八代將軍となつた時に、附いて江戶に來たのである。さうして享保九年に叙爵して、主殿頭となつた。十年を經て、意次は西丸の御小姓となつた。享保二十年意行が死んで、意次が家を嗣ぎ、家重に事へて、寶曆元年に御側衆となつた。八年の九月には萬石の家となつて大名に列し、寶曆十二年に五千石を加へられて、一萬五千石となつた。是から其才を現はして、明和四年には御側御用人となり、又加增せられて二萬石となり、遠州相良に城を築いて、城主の列に入られたのである。六年には老中

田沼の勢力に龜裂が入る

の格となつて、更に五千石を加へられ、尙、奧勤故の如く致して居つた。安永元年には、本格の老中となつて、更に五千石を加へられ、其後も屢封を加へられて遂に五萬三千石にまで昇つた。天明三年に、其子の意知は若年寄となり、父子相列んで要路に當つて、天下の政治を自由にした。かくの如くにして所謂飛ぶ鳥も落す勢ひであつた處を、天明四年に、意知が佐野善左衛門に害せられて、是から追々の意次も段々と、其勢力に龜裂が這入つて來ることになる。併ながら、跡から見てこそ、もう其勢力は下り坂になつて居たとは云ひ乍ら、其經歷を見るといふと、尙、幕府に於ては勢ひ頗る熾んであつて、意知の害せられた翌年には、更に一萬石加俸をせられ、天下の政治を擅まにして居つた。然るに六年になつて、偶、將軍の病氣に田沼の薦めた醫者が失策つて、それから將軍の病が革まり、兎角する內に意次の勢力は、大奧で全く斥けられ、遂に同年閏十月五日を以て差控を命ぜられ、居屋敷を引拂はしめられ、七年十月二日に、相良城をも收められ、嫡孫龍助(意明)に僅かに一

大奥との結託

萬石を賜つて、辛うじて家名を繋ぐことを許されたのである。

抑〻田沼が此の如く勢力を得るに至つたのは、初に大奥との結託が餘程密であつたらしい。其事は休否錄にも記してあつて、田沼が盛んであつた時には、宮嬪と相聲援して表裏寵を固めた。故を以て晨牝頗る恣にして、動もすれば政を亂るといふ事が書いてある。續三王外記にも、田沼が大奥に取入らんが爲に、將軍の愛妾津田氏の知る所の女を以て、己の妾として、之を以て屡後宮に其婦人津田氏を候せしめ、その大奥に出る時には、何時ゝ侍女より下婢に至るまで盛んなる贈物を致したといふ事が記してある。續談海にも當時の要路に當つて居つた人々の評判を芝居役者の評判付の如くにして、其中に田沼意次の條に、「第一奥女中の最屓強く」といふ事が記してある。又續三王外記に意次が失敗した後に、更に囘復を圖つて、奥女中の大崎といふ者に依つて、再び將軍の方に取入らうとした事を記して居る。田沼は大崎に賄賂を使ひ、大崎は再び將軍に田沼を用ひられん事を勸めたといふことが露はれて、遂

出されて了つた。然るに大奥の者が同盟して之を宥されんことを請ひ、若し許されんければ自分達も御役御免を願ひたいといふ事を申出でた。此時は松平定信が鋭意改革に從事して居る時であつたので、願を却けて曰く、若し其職を罷めたいと欲する者があれば、勝手に罷めるが宜しい。併ながら徒黨を組むといふ事は、國家の大法の禁ずる所である。若し徒黨して同盟して職を退かうといふ者が有つたならば、それは十分に法律に照して罰する丈けのことであると言つたので、衆皆懼れて其儘治つたといふ話がある。是等を以て見ても、田沼の出世といふものは一部分は大奥との聯絡が附いて居つたといふ事は、推察が出來るのである。

* * * * *

意次と秋元涼朝

意次も未だ明和の頃には左程勢ひが盛んではなかつたらしいのである。其頃河越侯の秋元涼朝といふ人が老中であつて、曾て城中に於て意次と逢うた事がある。意次が何か用事があつて、秋元の前を通る時に、ツイ敬禮を失して行つた。秋元はその

松平武元

同僚を召して、意次の不敬を咎めた。意次は心に之を啣んで居つた。時の將軍は何事も自ら政治を執るといふ事は無くて、御側御用人を以て事を取次がしめて居つた。意次は將軍の寵を恃んで居つたので、爲に秋元凉朝は、意次の讒を恐れて病と稱して出ず、遂に職を免ぜられんことを請うて之を許された。秋元凉朝は後に人に向つて曰く、自分が意次の不敬を咎めたのは、彼が之を以て常となさんことを恐れるのである。若し彼の不敬を咎めなかつたならば、遂にそれが例となつて、老中が御側御用人に頭を下げなければならぬやうな事になる。故に自分は彼が己に不利益であるといふ事を知つて居るけれども、老中の威光を立てる爲に、國家の制度として、百世の法を立てんが爲に、彼の不敬を咎めたのであると申したことがある。其頃から意次は多少老中達にも恐れられて居つたのであるが、併ながら其頃には館林侯の松平武元といふのが居つて、この人が頗る方正な君子で、將軍に重んぜられて居つたので、意次も未だ敢て專らにせず、憚かつて居つたのである。此松平武元とい

武元卒後實權田沼に歸す

ふ人が、老中の頭になつて居つた時に、或人が其領地の田地が良く無いのでもつと良い領地に轉ずるやうに計らつて貰つたら宜からうといふ事を勸めた處が、武元は色を正うして之を斥けていふことには、館林の地は昔五代將軍綱吉公が封ぜられて居つた處で、幕府の藩屏となる處である。吾祖の淸武が其後を嗣いで此に封ぜられた。自分の世になつてから、再び外に封を移されたけれども、併ながら又暫くにして此に歸つて來たのである。これは誠に故のあることである。假令將軍の仰せが有つても、自分は轉封は之を斷はりしたいと思ふ、況て土地が瘦せて居るからといふので外に變へて貰ふといふやうな事は斷じて自分は望まない事であると答へたので、其人は耻ぢて退いたといふ話がある。さう云ふ風の人であつたので、意次は最之を憚つて、武元の存生中には未だ敢て政を專らにするといふやうな事が無かつた。所が安永八年になつて武元が死んだ。是からして意次はまた忌憚する者が無く、時の老中筆頭に松平輝高が控へて居つたけれども、是等は唯其位に備はるのみで實權は

田沼に歸するやうになつたのである。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

田沼の威勢

庭池の鯉鮒

狩野榮川院父子の畫

田沼の威勢の盛んであつた事を記して居る物は頗る多い。こゝには、その二三の例を擧げて見やう。安永年間の事であるが、意次の下屋敷が稻荷堀に出來た。普請が出來上つて一覽して後、池を見て誠に立派に出來た、此内に鯉又は鮒の類を入れたら面白ろからうと言つた。其後登城して歸つて來て見たところが、誰が何處から持來たのか、鮒だの鯉が何時の間にか其處に這入つて居つた。田沼の威勢に依つて推薦せられた者は、矢張り虎の威を假る狐で、其者の勢ひ亦盛んであつた。時の將軍家治は畫が好きであつたので、田沼は狩野榮川院典信といふ者を薦めた。其後又その子の養川院惟信も將軍に召抱へられて、父子相列んで幕府に事へ、爲めに其生存中は榮川院及び養川院の畫と云へば、非常に相場の高い物であつた。ところが是が死んでからは、畫人といふ者は一般に死後は相場の上がるものであるのに、此二人

御機嫌伺の者座敷に溢る

に限つては、相場が下つたといふ。それは田沼に推薦せられて居つた人であるが故に、其光りに依つて、生存中は晝が高かつたのだといふ事である。

平生田沼の家へ御機嫌伺に行く者は大層な者であつた。甲子夜話を書いた松浦靜山が二十歳頃、田沼の家へ御機嫌伺に行つたことがある。其時の事を記してあるのに、松浦は田沼の屋敷に出て、大勝手の方に這入つて行つた。其處の部屋は大方三十餘疊も敷ける處であつた。大抵の老中方の座敷といふものは、一列に竝んで障子など背にして坐つて居るのが通例であるが、田沼の坐敷は、兩側に居竝んで、それでも尚人數が餘るので、後にまた其間に幾筋か列んで、尚それでも人が餘つて、又其下の横に居竝んで、尚其餘る坐敷の外側に幾人も列ぶといふ風である。其外側に居る人は、主人が出て來ても顏が見えない位である。その人の多い事が是でも思遣られる。扨、主人が出て來て、客に逢ふ時にも、外では主人は餘程客と離れて坐つて挨拶するのであるが、田沼は多人數溢れて居るので、漸々と主人の坐から二三尺も明

公用人三浦庄二の威勢

けて坐るやうな有様で、主客互に顔を接せんばかりである。繁昌とは言ひ乍ら、又無禮とも言ふ可き有様であつた。何れも刀は坐敷の次の間に脱いで置くのである。が、坐敷の次に幾十振とも知れず、刀が列んで、宛も海波を描けるが如くであつた。又或時には田沼の公用人の三浦庄二といふ者に用を頼んで、取次を以つて主人の面會日に三浦に逢たいといふ事を申した處が、唯今御目に懸りませう、併ながら表の方へ出ますると、御客の方から取巻かれるから、なか〳〵急に謁見叶ひ難い。何卒潛かに別席へ御這入り下さいといふので、松浦は別席に案内せられて逢うた事がある。陪臣の身であり乍ら。堂々たる大名を扱ふこと此の如きの有様であるのは、誠に世に稀なる事である。この松浦の通つた處は、大勝手の方ばかりであつて、其外、中勝手、親類勝手、表坐敷等、それ〴〵皆格に依つて逢ふ所の席が違ふので、定めてその邊も之と同じやうな有様であらうと思へば、その時分の田沼の權勢といふのは、誠に思半ばに過ぎる事である。「然れども不義の富貴、誠に浮雲の如くなりき」

とは、松浦靜山が漏したる處の嘆息である。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

田沼への日勤

田沼の盛んな時分には賢愚と無く朝夕御追從の爲に、田沼の家に出る者が多くて、日勤する者が多く出て來た。又其中に朝夕勤めて出る者もある。或は日に三度行つて、安否を訣ひ問ふ者もあつたといふ事である。田沼の威勢最盛んなる時に方つては、大老井伊直幸の如きも、其他位を得るが爲には、田沼に數千金の賄賂を贈つて、之を得たといふ話もある。

諸大名の贈賄

忍の松平正允が安永九年に、板倉勝清の跡を嗣いで老中にならんと欲して、田沼に數百金の賄賂を贈つて、潛かに其承諾を得た。然るに不幸にして正允間も無く病を獲て死んだ。其子の正敏といふ者は、當時五十三歳であつた。もう大分年を取つて居るので、自分も好い加減に相應の役になることを考へんければ、遂に一生自分の先祖の跡を嗣いで、幕政に與かることは出來ぬからといふので、厚く意次に賄ひして、奏者番になつた。是より先き、館林侯松平武元の子

の武寛といふ人が、封を襲いで一年經たぬ内に奏者番になつた。世間の評判では是は先代の武元が、老中として三十ヶ年も勤めて居つた、その功勞に依つて此の如く速かに榮職に就くことが出來たのだと言つて居つた。然るに今又忍の松平正敏が封を襲いで僅かに數ヶ月にして、此位地に昇つたのを聞いたので、人々は、之れ唯其父の勞のみにあらざるを知つたのである。此正敏の隣に田沼の別邸があつて、田沼は自分の屋敷が狹いのでどうかして之を擴げたいと思つて居つた。正敏は其心を察して居つた。其中にその家に火事が起つて、松平の別邸が燒けた。正敏は惜氣も無く其屋敷地を田沼に贈りたいと思つた。併ながら國家の制度として私に屋敷を贈ることは出來ぬので、その土地を幕府へ返上した。將軍は果して之を田沼に賜はつた。田沼は一金とても出さずして其邸を擴げる事が出來、大に松平正敏を德とした。間も無く正敏は爵位が進んで、其後遂に大阪城の留守となつたといふ。此の如く大名達が自分の官位昇進の希望を持つて居る者は何かに付けて皆田沼への賄賂を以て、自

分の願望を達したといふ。近頃史料編纂掛で出版した伊達家の文書を見るのに、田沼時代に伊達重村といふ人が、矢張り昇進の希望を以て、意次へ色々と手を廻はして居る有様が、文書の間に散見して居るのである。

* * * * * *

進物に意匠を凝す

田沼へ諸家から贈る處の品物は皆樣々の意匠を凝して、心を盡して贈つたものである。或時には中秋の晩に、島臺などを贈る。之にも負けず劣らず趣考を凝した内に、或家の進物は、小さな青竹の籃に潑溂たる大鱚七八つに、少しの野菜をあしらつてそれに靑柚子一つ附けて、其柚子に後藤の彫刻に係る萩薄の模樣のある柄の小刀で以て、その柚子を貫いてあつた。後藤の彫つた處の小刀は、天下の逸品であつて、其價は數十金に當るものであつた。又或家のは、大きな竹籃に鮪二尾入れてあつた、是は其頃餘程類の少い物で、頗る興味を添へたことであつた。又或時に田沼が暑氣中で臥て居つた處へ、御機嫌伺に來た使が田沼の家來に、此頃は何を玩び玉ふかと尋

勘定奉行の收賄

生きた京人形の進物

ねた處が、近頃は岩石菖の盆を枕邊に置いて觀られると答へたので、それより二三日の間に、諸家から各種の岩石菖を大小となく持込んで、大きな坐敷二つばかりは、隙間も無く列べ立てゝ取扱にも倦(あぐ)んだといふ。

田沼ばかりで無く、その下僚の勘定奉行の松本伊豆守、赤井越前などゝ云ふ輩も盛んに贈賄を取込んだものである。或處から京人形一箱として贈つて來たのを開いて見ると內から生きた京人形が出て來た。それが立派な着物を被て、其箱の表書に京人形と記してあつた。伊豆守の如きは、夏は廊下から左右の小さな部屋幾間と無く皆隔てなく往來の出來るやうに蚊帳を吊り、その各室に妾を臥さしめて、夜中何れの室に至るも、同じ蚊帳の內になるやうに設けてあつた。其子息に疳症で雨の音を嫌ふ者があつた、さうすると屋根の上に棚を造つて、天幕を張つて、雨の音を防いだといふ事がある。

古今百代草叢書に次のやうな落書が載せてある。

まいなゐ鳥の圖

此鳥金花山に巣を喰ふ、名をまいなゐ鳥といふ、常に金銀を喰ふ事おひたゝし、惠少き時はけんもんほろゝにして、寄つかず、

但し此鳥駕籠は腰黑なり

まひなゐつぶれの圖

此蟲常は丸之内にはひ廻る、皆人錢だせ、金だせまひなゐつぶれといふ、

此の如き有樣であつたので、田沼が將軍から不興の沙汰を蒙り、免職の處分をせられて、屋敷を引拂ふことになつた時に、俄かな事であるので、數多き家具などを持運ぶのに一方ならぬ騷動であつた。家財を車に載せて夜に這入つてから蠣殼町の下屋敷に運んだところが、其中の宰領の一人が、是は極く小身から段々田沼に取立てられ、才幹もあつて自然氣に入つて大に信任せられた者であつたが、今山の如き財寶を車に積んで持つて行く道で、熟々思廻らすに、此の如き莫大なる財産は、皆一時の權威に依つて諸方から賄賂として集つた物である。今此窮地に至るといふも自業自得である。併ながら我は固より譜代の人では無く、初から田沼の權威に依つて、之に附いて居つたならば何かの餘徳も有るだらうと思ひ、奉公して居つたのだから、今更ら主人が沒落して、それと共に自分も零落れて了ふのも本意で無いといふので、其家財を奪つて、途中から逃げて行つた。田沼も騷動の際であるので、それを搜索する便も無く、其儘になつて了つたといふ話がある。

没落當時家財運夫の持逃げ

田沼の財産の噂書

田沼の沒落したる時に米、金銀の高を書いた、其時分の噂書がある。

覺

關東米

一米拾貳萬俵　　江戸に在之

畿内米

一同貳拾五萬俵　　大阪島之内に有

奧州米

一同百四拾貳萬俵　　奧州小名湊に有

南海道拾五ヶ國米

一同五百八拾五萬俵　　遠州相良に有

北國米

一同參拾萬三千俵　　長崎に有

〆八百六拾貳萬八千俵　但三斗四升五合入

一水油貳百八拾萬樽　所々に有

一金七億八拾萬樽　相良江戸屋敷に有

一町屋敷貳百七拾ヶ所

右之通封印被仰付候

イに覺

一拾貳萬俵　越後國

一貳拾五萬俵　大阪

但鴻池に預け置候由

一拾七萬五千俵　長崎丸山に

一百七萬俵　於長濱に

一五百八拾萬俵餘　遠州相良
一油壹億五拾萬樽餘　當時有金
一貳百七拾ヶ所　町屋數
右御改之上御封印附
右之外米貳百四拾萬俵餘六拾壹石貳斗

ほらを吹くのもこれ位にやれば寧無邪氣であるが、兎も角當時の人間が田沼の財産の非常に蓄積してあつたといふことを考へて居つたことが分る。

* * * * * *

意次將軍を壅塞すといふこと

田沼が專權を以て將軍の聰明を蔽うたといふことが、一般によく言はれて居る。その一例として甲子夜話の中に其甲子夜話編纂の頃の官醫栗本瑞見の祖父といふ者が、嘗て八代將軍の時に、奧醫者を勤めて居つて、將軍の樣子を目前(まのあたり)見聞したことがあつたので、十代將軍の時にも、其勤の間に、時々享保中の見聞の樣を申上げた事が

ある。それを將軍が聞かれて、大に感服せられ、是まで未だ知らなかつた處の舊い事どもを聞いたといふので大に喜ばれた。この後も折々出て、夫等の事を申上げるやうにといふ懇ろの仰せであつた。其事を誰か知らんが、田沼に告げた。然るに田沼は、翌日其醫者に逢うて、したゝかに叱り付けて、以後決して右樣な事を話しては相成らぬと申付けた。尙、其後は事に寄せて、これを將軍の側へ寄付けないやうにしたといふ事で、奧向の者共の內、志ある者は切齒して憤つたといふことである。續三王外記にも之に似たやうな話が記してある。それは山村良旺が好んで書を讀んで、或時に將軍に向つて參河後風土記の話をして此本は神祖卽ち家康の創業の始末を詳かに記したものである。殿下は之を御覽になりましたでせうかと尋ねたところが、將軍は未だ見ないといはれたので、良旺は時々それを懷に入れて行つては、讀んで聞かして上げた。その度ごとに、將軍はチャンと服裝を改めて、端坐(かしこま)つて聞いて居られた。圖らざりき此の如き良書が有つたとはといふので、大に喜ばれた。其事を

田沼が聞き出して、怪しからんことだといふので、俄かに山村良旺の出仕を停めたといふ。それから後、將軍に侍する者は、皆意次を憚かつて、敢て世間の事柄を將軍に申上げることも無くなつて了つた。將軍は其爲に、天下泰平四海無事で如何に世の中に兇荒があらうとも、饑饉が有らうとも、一向御承知ない。人民が如何に窘んでも、將軍としては平氣であつたといふ。此の如くにして、田沼が將軍の聰明を塞いだといふ事を傳へて居るのである。

右に對する辯

然るに、是には、一方に之に對する反證も有るのであつて、意次必ずしも將軍の聰明を蔽うたとも言へないのである。其事に付ては、德川實紀に既に辨じて居ること

家治の意次重用の由來

が有る。家治が、意次を厚く用ひたのは、父の家重の遺言に依るのであつて、家重の病篤きに臨んだ時に、家治に向つて、主殿頭は行く〳〵心を添へて召使ふやうにと云ふ遺言があつて、その親に對する孝行の心から、段々登用したのである。故に

家治の聰明

意次も、常に家治の英明を恐れて居つた。或時に城の近傍に大火があつた。意次は

出仕することが遲くなつた。何故にさう遲くなつたかと尋ねられた處が、意次は急に答へる辭も無く、已むを得ず、實は自分の宅の近傍に火が近づいたので、防禦の事を吩付けるので暇取つたといふことを申上げた。すると、將軍の言葉に、左れば我城を大事とするや、汝が役宅を大事と思ふやと問返へされた。意次、忽ち語塞つて了つて、汗を拭き〳〵退出した。斯樣な類が間々あつたといふ事である。

又或時、有栖川宮が關東へ下向せられた時に、是は今日から見れば、幕府の處置は餘り宜く無い事であるけれども、その宮樣が、殿中に於て坐席の事で爭はれて、其禮法のことで、意見の衝突があつた。それで老中達も大に持餘したことがある。その宮樣が將軍に對顏せられる時に、從來の格式を踰へて、先きへ進まれた。然るに、一體は親王なり大臣家には、將軍は下段まで出て送るといふ例であつたところが、其日には將軍が送るといふことが無かつた。そこで老中等が怪んで、常には聊かな事も誤られるといふ事は無いのに、今日に限つて下段に御送りが無いのは、若しや

家治は凡庸の主にあらず

御忘れになつたのでは無いか、或は又何か思召あつての事か、色々相談をして、潜かに、意次を以て其事を將軍に伺つた。然るに將軍の答に、彼宮は關東の禮式に暗いと見えて、對顏の時の例式を踰へて進まれたからして、此方も態と送らないで、それに對する禮をしたのであるといふことを言つた。そこで其趣を老臣達から宮樣の方へ傳へたところが、宮樣も成程と大に敬服せられて、其後からは、さう云ふ格を外づれた事はせられないやうになつたといふ。これについては、今日より見れば將軍をほめるわけにはゆかぬので色々議論の有ることであるけれども、兎に角、その當時に在つては、格式といふものが、チャンと極めてあつたことであるから、それに對する家治の處置は、幕府の方に取つて考へて見ると、機宜に適した遣り方をしたと言はんければならぬと思ふ。兎に角家治といふのは、世に傳へらるゝ如き凡庸の人では無かつたことが分る。

或時又家治が風呂場に這入つて居つた。時に小納戸役の根來內膳といふ者が、風呂

場へ用事の爲に参つた。時に將軍が内膳を顧みて尋ねたことに、「お前の隣には誰が住んで居るか。」内膳、「同僚の平岡藤次郎といふ者が住んで居ります」と申上げた。將軍又「片隣は誰だ。」内膳「是も同僚の三淵縫殿助といふものが住んで居ります」と答へた。將軍、「左樣か、それは左も右も朝夕に能く仲好くして、大層都合が好からう。」内膳「如何にも同僚の事でございますから、公私共に朝夕顏を合せまするにも、便利が宜しうございます。」將軍「成程それは如何にも羨しいことである、己の鄰の方はどうも一向和睦して呉れんので、通行も有るか無きか、誠に定かならん事であるから、行末心許なく心配して居る。」内膳は怪んで、「御隣りと仰しやりまするのは、如何なる御方を指して申されまするか、或は田安殿か、又は一橋殿か、或は清水殿でも在らせられまするか、是は併ながら、御近い御血筋の事でありまするから、和睦が無いといふことは、誠に心得られん事で御座ります」と申上げた。處が將軍の曰く「イヤ、己が隣りと言ふのは、支那、朝鮮、天竺、和蘭、その他如何なる隣家が

家治意次にその手腕を揮はしむ

意次諸役人を毒殺すといふ噂

尾張大納言毒殺の噂

あるか、自分は名さへ知らん者がある」と言たので、内膳に於ては此將軍の言葉の意味が分らなかつた。けれども其儘問返しも出來ないで置いたといふ。是等を見ると、家治は廣く世界の形勢に着眼して居つた樣子も見えるので、強ち凡庸でもなく、相應に賢明な將軍であつたと見える。それが意次を信任して用ひたのは、意次に巧く擔(かつ)がれて居つたといふ譯では無くして、卽ち田沼が將軍の聰明を壅塞して居つたといふので無くして、寧ろ家治が田沼の技倆を見て、十分に其手腕を揮はしめる積りであつたと見なければならぬ。

* * * * * *

次に意次が其當時の名ある宰相を毒殺したといふやうな噂が傳はつて居る。その噂さといふのは、意次は久世大和、依田豐前、其他の諸役人を毒殺した。其毒殺の事に與つた者は醫者の池端雲黑と云ふ者であつた。遂に天明五年には尾張大納言までも殺さうと仕掛けた。其當時尾張大納言が病氣で大層重くなつた。意次が思ふ樣に

は、尾州侯は今三家第一の賢臣である、幸ひ池端雲黒は今御典藥にもなつて居るから之を御見舞といふことで尾州侯へ遣はし、藥を調合して差上げたら宜からうと、早速雲黒を遣した。雲黒は出て行つて、尾州侯の醫者が三十六人列座して居る内へ出て自分の調劑を差上げる事になつた、その時に雲黒が差出した藥を受取つて尾州侯の醫者連中が次の間に至つて藥を吟味した處が、どうも合點の行かぬ處が有るといふので、色々評議をして、その藥は先づ差上げないで、外のと取替へて様子を窺はうといふ事にして四五日も外の藥を差上げて置いた。さうすると暫くしてからまた雲黒が來て色々藥を調合して居る。時に何やら一つ變つた藥を入れたやうに見えた。尾州侯の方の醫者はそれを見て、調合が濟んでから調べて見た處が、其中に黒光りに光つて居る物が這入つて居る。そこで尾州侯の醫者が今しも歸らうとして居る雲黒を、呼止めて申すことに、「暫く御控へ下さい、どうか唯今の御藥を御自分で御調味になつて、さうして御前へ差上げ下さい」と申した所が、雲黒が茶碗の内を見

池端雲黒の毒藥調合

雲黒殺さる

て、横手を打つて曰ふことに、「さて〳〵人の嫉みといふものは恐ろしいものだ、自分は元〳〵此邊に住つて居つて町醫者同然の者であつた、それが今日御典醫とまで出世したといふので、此樣な惡戲をせられるとは誠に恐ろしい事である」と言つた、尾州侯の醫者は「それは先づどう云ふ譯であるか」と尋ねた。雲黒が曰ふに「此藥を御覽なさい、此色のぎらめいて居るのは正しく斑猫が加はつて居るに相違ない。」醫者共は一同膝を立て直して「怪からんことをいふ、一體貴殿が先程後から入れた一味の藥は何物であるか」と言ひ乍ら、雲黒の持つて居つた藥匣を取上げて詮議しやうと飛掛かつた、左はさせじと挑合つて、遂に斑猫の包んであつた小袋を取出されだ、是は何だと言つて詰寄せられ、雲黒は溜り兼て既にかうよと見えた處へ、尾州家の岸田門嘉といふ者があつて、十六歲の若者であつたが、忽ち雲黒の背後に廻つて、殿樣の枕刀で以て水も溜らず袈裟掛に打果して了つた。座中大騷ぎをして居つた時に、家老の竹腰山城、成瀨隼人といふ者が罷出でゝ曰ふ事に「先づ〳〵靜かに

せられよ、天下から下し置かれた御典藥である、取敢へず先づ岸田に繩を掛けて部屋に入れて置けよ」といひつけ、さて醫者の連中に向つて、一體どうする積りか、と了簡を尋ねた處が、一同申すには、「何卒是は醫者の法を以て公儀へ持出して、池端の家は絕家になるやう願ひたい」と云ふ、竹腰並に成瀨はそれでは事を荒げて面倒になるといふ處から、兩人の計ひで雲黑の親類を呼ばしめて、申渡す事に、「雲黑のことに付て少し內談をしたい事がある、それは餘の儀でも無いが、今日雲黑が當御殿へ參つて、毒藥の調合をした、それに依つて詮議した處が藥匣の內から斑猫が一包出て來たのみならず、或重き役人から潛に賴んだ手紙もある、然る處當家中の岸田といふ茶坊主と口論に及んで遂に殺された、それで岸田は縛めて置いたが、此上は月番の老中に其事を申出して、屹度毒藥の詮議を致すから、此段左樣承知致すやうに」と申渡した。親類の者は誰あつて之に答へる者が無い、時に成瀨隼人が「貴殿方には雲黑の跡式を大切に思ふかどうぢや」、親類の者は、「口論の上で果てたもの

一件は秘密の中に葬らる

將軍世子家基暴かに薨ず

板倉勝淸松平武元の死

であるならば是非に及ばぬ事でございますから雲黑跡式の事は尾州侯の御情次第のことで御座います、何卒宜しく御執成を願ひたい」といふ、「さう云ふ事であるならば如何にも跡式の事は當方に於て宜しきに取計はう」といふ事になつて、雲黑は未だ死ない體にして駕籠に乘せて屋敷へ連れて歸つた。さうして此毒殺の一件といふものは秘密の中に葬られて了つたといふ、是は實說夢物語といふ書に出て居る。

又續三王外記には將軍の世子家基が、安永八年に鷹狩に出て、途で俄かに病んだ、其時には池原雲伯といふ醫者が附いて行つて居つたが、途で病氣になつて俄かに歸つて來て、其翌年になつてから死んだのでそれも何だか疑はしいやうな風に書いてある。此池原雲伯といふのは、實說夢物語にいふ池端雲黑と同人であらう。或は又同書に據ると、安中の板倉勝淸なり又館林の松平武元の如きも田沼の計ひにて年老たるにも拘らず屢々狩に引張り出されて病を得、遂に死んだといふやうな風に書いてある。意次が惡辣な手段で以て多くの當時の大臣を亡き者にしたといふ噂は、此

頃専ら言觸されたものと見えるのであるが、是が何處まで事實であるかといふ事は、餘程研究を要する事であらうと思ふ。

* * * * *

左野善左衛門一件

田沼の沒落は天明六年の事であるけれ共、前にも述べた如く、其端緒は既に天明四年に開けて居るのである。天明四年の三月二十四日に、佐野善左衛門といふ新御番組の者があつて、是が私怨を以て田沼山城守意知に殿中に於て斬付けた。同日九ツ時頃、意知が同輩の若年寄達中と共に殿中より退去せんとした處、新御番の善左衛門が桔梗間に控へて居つて、それが俄かに走り出で、山城守意知に飛掛つて、覺が有るだらうと三度聲を掛けて中之間へ出る處に於て斬付け、肩先に長さ三寸許深さ七分許の傷を負はした。意知は其儘桔梗間の方へ迯出して、善左衛門が之を追詰めた。意知の倒れた處を善左衛門は腹だと思つて突いた處が、それは股であつて、三寸五六分の傷を負はして、深さ骨に達した。意知は是で大に弱つて、廊下の暗い處

へ逃込んで倒れた。善左衛門は意知を見失つて、中之間の方へ取つて返した處を、大目付松平對馬守が走り出でて背から抱き擁へて、御目付衆と大聲に呼んだ。早速目付の者が飛出して來て、善左衛門から脇差を受取り、卽刻意知は下部屋から差遣はされた御番の醫者の藥をもつけて、それから駕籠に乘つて退出を致した。善左衛門は揚り屋へ入れられた。意知は二十六日の曉になつて、遂に死んだ。四月三日になつて、善左衛門亂心といふ事になつた。然しながらその負はせた手創に依つて意知が死んだといふので、切腹を仰付けられる。善左衛門が取調べられた時の口上書に、意知を切害せんと欲した所の理由も詳しく書いてある。それに據ると、善左衛門は、三年程前に、善左衛門の親族の龜五郎といふ者の方へ、意知が佐野家の系圖を見たいといふ事を申した。龜五郎から其系圖を貸した處が、是は佐野家の眞の系圖では無いから善左衛門の方の系圖を貸して吳れといふ事を言て來た。善左衛門も大切な家の系圖であるけれ共、當分の內と思つて貸して置いた。其後度々返して吳れと

善左衛門の意知殺害の理由

系圖を借る

佐野大明神と田沼大明神
七曜の旗
賂金を貪る
木下川筋狩の功名

いふ事を催促するけれ共、一向挨拶もない。一體善左衛門の領分は上州甘樂郡西岡村、高井村の兩村で、四百石の高を持つて居つて、實は二千石計納る所である。其處に佐野大明神といふ社があり、神主を附けてあつた處を、度々意知から差圖を以て、田沼の家來が領分へ這入て來て、右の佐野大明神を田沼大明神と改めて遂に之を横領いたした。又自分の家に七曜の旗が有つた處、是も亦、山城守から見たいといふ事で、貸した處が、是は田沼の定紋であるからと云ふので、直ちにそれは取られて了つた。元來田沼といふ家は、佐野家の家來筋であるのであるが、此頃に至つて、自分の家も微祿して居るので、何かの役に有附きたいと思つて、召出されん事を田沼の公用人へ頼んで置いた。然るに今度何の役があいたから召出されるであらうと何度となく知せて其度毎に多くの金を贈つて、一昨年から今年に掛けて、總計金子六百二十兩といふものを取上げられた。さうして幾度も役に有付けるやうにしてやると言ひ乍ら遂に召出されず、僞を以て金を貪り取られた。又昨年の十二月木

下川筋に御成の時に、自分が御供に罷出で鳥を射止めて矢を付けた處が、意知は之を見て、是は善左衞門の矢付で無い、外の者が射止めたのだといふ事にせられて了つた。さうして遂に自分の手柄といふものを言上に及ばれなかつたのである。此の如く段々と無念が重なつたので、恐れ乍ら殿中をも辨へず斬掛けたのであります。尤も殿中の儀は重々恐入る事は存じて居る事であるけれども、御番所で無くしては、私體の者が意知に近寄るといふ事は迚も出來ない事であるので、一命を抛つて、恐をも顧みず斬掛け申したのである。第一殿中を騷がし、次に家筋の儀も有ることであり、篤と思慮いたしたことであるけれ共、已むを得ず斬掛け申したのである。曾て以て亂心ではないといふ意味を申述べた。

右の口上書で以て見ると、善左衞門が憤つたのは無理もないことで、その斬付けたのも事情酌量すべきものであるが、然しながら、その私怨に出たといふ事は明白で爭ふことはできぬ。

善左衛門一件についての世評

チチングの記

善左衛門の十七箇條の擬作

ある一部の社會では、善左衛門のこの擧は公憤から出た事で、その背後に、顯著なる地位に居る所の人物が關係して居たやうに傳へられたのである。其頃日本に來朝して居た和蘭の東印度商會の長崎商館長のチチングの記す所によれば、當時田沼父子は權勢に任せて種々の改革を企てた。その爲めに多くの人の憎しみを受けた。然るに父の方は年も長けて居るから、時が來れば、自然に死するが、子息の方は、まだ年も盛りの頃であるから、その計畫する所の革新事業を仕遂るだけの餘裕をもつて居るから、今の中に之を斃さねばならぬと人々は考へた。遂に彼を殺すことが決定せられて、佐野善左衛門が、之を敢行したのであるといふ。之はチチングが當時の噂をかいたものであるが、その頃には善左衛門の行爲はかくの如く深い意味のあるもの丶やうに考へられて居たと見える。

世に佐野善左衛門が宿所にしるして置いた十七箇條といふものがある、之は田沼の罪狀を數へ上げ堂々と明細に田沼の惡事をしるして公憤をもらしたものであるが、

之はどうも擬作らしい。若し眞物であるとするならば、善左衞門が口上の中にも多少は之に關する事をのべて、どうせ死は免れぬ事であるから、思ふ存分、氣焰を吐いて死にそうなものだと思はれる、それに類する傳へが一向見えぬ所から考へても、之はその頃に近い時に於て、擬作せられたものと思ふ。その書きぶりが、後章に於て述ぶべき田沼への申渡罪狀廿六箇條といふ擬作によく似て居る處から見ても、この書は疑はしいものである。左にその全文を載せよう。

田沼の罪惡

私欲を擅にす

佐野善左衞門宿所へ差置候十七箇條之寫

一主殿頭身不肖にして、天下之執權職となる、安民すべきの所、己が私欲を擅にして、御恩澤を忘れ、無道の行跡、其罪一つ、

諸役人との黨緣

一依怙贔負を以、諸士に立身を致させ、剰諸役人を己が黨に入、就中水野出羽守、向筋之弟寛次郎を、松平源八郎跡目と致し、己が次男中務を以て、水野家を奪ひ取候、其罪二、

一十七日は神祖之御忌日、然るに重役義の身分として、翫童卑妾を集め、酒宴遊興亂婬致候、其罪三、

一歴々の御旗本へ、種生不正成上の己が家來之賤女を以、緣談取結せ候、其罪四、

（鑾國の金を以て貨幣を造る）

一鑾國之流金を以、後藤庄三郎へ、下役之者共へ誓狀を爲致、六割半之積を以、天下之金子を圖り上る、似金は天下之制禁、若又犯す者は其罪磔刑に成、權威を以、己は似金拵んと工む、其罪五、

（大奥との結託）

一悴山城守を、勤功之家からの者を差置、天下御人も無之樣に、部屋住より若年寄に致候、其罪六、

一奥向を手入、御小納戸御吟味之節、御役にも不立者を、金子を取、勤功之者之子息を差置申付、剩玉澤殿と申合、我儘を取計、女謁を盛になし、君を穢し奉る、其罪七、

（御部屋の招請）

一己が屋敷内へ御部屋樣を請待し、陰謀を企、藝者河原者を相手に出し、亂淫を

系圖の借取

運上

金を集めて町人に貸附

なさんと謀る、其罪七、(本の儘)

一加恩之節、累代取來る大名御旗本之領地、宜所を奪取引替、我儘の行跡、其罪八、

一本家之系圖をかり、己が家を本家之樣に致さんため、權威をいかり取に致候、其罪九、

一諸運上夥敷取立、諸民困窮爲致候、其罪十、

一死罪に可成者を、己が依怙を以不致死刑、天下之定法を亂る、其罪十一、

一金子を取集貯へ、利分を取、町人へ借付候、重役義不似金出し方、其罪十二、

一己が諸家中には、諸大名御旗本法度を犯し、追出され候者吟味無之抱置、諸家侮らせ候、其罪十三、

一當正月御乘初之節、諏訪部文九郎より、御代之御吉例、御乘初に被爲乘候御鞍を、御鞍共に拜領致し、神祖代々を不奉恐、己が乘鞍に致し、其罪十四、

意知殺害は天下の爲

世間の鬱憤を晴す

一己闇昧無知にして、古を不知といへども、緣家土方家の先祖之名を、家に其儘姓名を附置、家來に不敬を爲致候、其罪十五、
一衆道を以、己立身出世致し、武功之家を謗る、其罪十六、
一忰山城守若年寄被仰付候節、諸人困窮之時節御高力米五千俵、天下之定法に背き、皆米にて下野屋十右衛門方へ請取申候、其罪十七、
右箇條十八箇條有之候得共、本書之儘寫置、
右十七箇條、主殿頭一言申開無之所之重罪、幸に君寵を得て、大役に任ず、差置候はゞ、天下之可爲騷動、依之不得已、殿中を不憚、不顧不敬、可致殺害之處、數年之勤仕功を思ひ、且忰山城守を致殺害候得ば、自分親主殿頭殺害同樣に相成候事故、山城守殺害致候はゞ、只嚴科を相待而已、謹言、
天明四甲辰年三月廿四日　新御番　佐野善左衛門政言花押
右の十七箇條の如きものが作られたのも、畢竟は、世間が、善左衛門に托して、そ

善左衛門に對する世人の歡迎

世直し大明神

佐野家知行の百姓の篤志

の欝憤をもらしたに過ぎないのである。かくの如くにして、善左衛門の擧は、一般の世人に歡迎せられた。それは世間の多くの者が爲さんと欲せし處を善左衛門が爲した故であつた。田沼の政治に不平であり、また其頃の世間の不景氣に對して、失望して居つた所の者が、此擧に於て其欝憤を霽したが如く思つた。恰かも其頃騰貴して居つた米の直段が偶然にも其頃から下落した、といふ出來事に依つて、佐野善左衛門は「世直し大明神」と稱せられた。善左衛門が差して居つた刀は、脇差であつて二尺一寸粟田口忠綱の作であつた。然るに是からして後俄かに、忠綱の相場が上つたといふ。以て人心の赴く所を見るに足るのである。

善左衛門の切腹した後に、其知行所の百姓共を呼出した。そこで其村の名主、五人組、平百姓などが出府して來た。其時に善左衛門の父の佐野專右衛門といふ者が未だ存命して居つたので、百姓共が殘らず專右衛門方へ罷出でゝ、悔みを申上げた。時に其總代から金貳拾兩、恐れ乍ら御隱居樣へ差上げ申度いから、御披露を願ひま

すと申出でた。專右衞門が之を承はつて、百姓共の志は誠に感ずるに餘りあり、過分至極であると言つてそれを受納いたした。それから屋敷へ百姓共を呼出して、對面をして禮を申述べた。扨百姓共に申聞ける事に「打續いて不作の上に、此度不慮の儀で以て出府いたして、色々物入も有るであらう、嘸困窮いたす事であらうが、是からは恐らく御料に變ることであらうと思はれる。さうなると、今迄と違つて尙、物入も掛かることで、難澁の程察し入る次第である。先刻の金子貳拾兩といふ物は誠に志默し難いから、受納いたしたのであるが、此金子貳拾兩は改めて此方より遣はす。百姓が困窮いたす事であらうから、自分の寸志として惠み遣はすからどうか受けて吳るやうに」と厚く懇ろに申した。百姓は何れも難有い仕合であると、挨拶して、それから其金子を、百姓共は持參いたして、轉じて善左衞門の菩提所、淺草の德本寺へ參つて、百姓總代から之を寺に納め、百ケ日までの法事の料として差出したといふ。善左衞門の評判のよかつた事はこれでも分る。

佐野家の菩提寺淺草德本寺の繁昌

其頃に德本寺の善左衞門の墓所へ貴賤が群集して參詣した。夥しい參詣であつて淺草門跡の寺内の廣い場所が群集で以て物騷しき有樣であつた。一體善左衞門は御咎を被つて切腹した者であるので、其墓所に參詣をする事は遠慮す可きものであると云ふので、德本寺でも後難を恐れたか、寺社奉行に訴へ出た。乃ち、寺社奉行から、代る〳〵同心を遣はして、德本寺へ詰めさして、札を立てゝ參詣を止めた。當寺墓所に緣なき者は參詣致間敷旨、寺社奉行よりの仰付であるといふ札を立てゝ置いたけれ共、參詣人は日增しに大群集で、中には迚も墓には詣られないといふので、表の塀から拜んで歸る者も多かつた。中には緣を求めて、外の墓へ詣ると稱し乍ら、善左衞門の墓へ詣つて來る者も多かつた。本堂の左の方に墓地が有つたのであるが、其本堂へ參詣を致して、賽錢が每日十四五貫文程もあつたといふ、誠に盛んな事であつた。日を經ても墓所に緣を求めて詣る者が、段々多くなつて來た、諸所から善左衞門の戒名を貰ひに來る者が多くて、中には百疋二百疋の謝禮を置いて行く者も

有る。徳本寺は思はぬ利益を得たといふ事である。寺の門前に蓆を敷いて花線香を賣る所が三ヶ所も出來た。門に這入ると四斗樽に水を入れて、手を洗ふ設備をして、錢を儲ける者があつた。墓に花を立てた有様が宛かも林の如く、地上の線香の煙が人を襲ふが如くであつた。「世直大明神」といふ幟が數十本寺に立てられ宛かも開帳場のやうな有様であつて、寺社奉行から禁じられて後も、夜分潛かに參詣する者があつた。止められた後も門外から賽錢を投げる者が夥しく、夕立の樣であつた。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

意知のみぢめな有様

善左衞門は此の如く世人に歡迎せられたに反して、田沼意知の方は、又慘な者であつた。意知は四月十二日に葬禮をした。寺は駒込の勝林寺であつた。此寺は今に駒込に存して居る。葬列が神田橋の屋敷を出た時は、暮の六ッ半であつた。然るに三河町一丁目あたりから、乞食が八九人も出て來て、何か下されといふ、處が一文も呉れない。段々乞食が怒つて、石を投げる者が夥しい。其先〲と乞食の中に普通

の町人なども交つて、惡口を叩いたり石を投げたりする者が、雨のやうであつた。辛うじて勝林寺へ納める事が出來た。又二人の乞食があつて、一人は七ツ星の紋を着けた酒樽の古い菰を被つて、怪しい姿をして驅け出て居る。一人は鍾馗の姿をして、已、惡魔逃さないぞと言つて追詰めて、大刀で以て斬殺す眞似をして、白晝到る處の町々を廻り步いた。之を觀る者は誠に痛快な事として喜んだといふ。其頃多くの落首が出來た。これは色々の書物に見えて居るが、中にも、和蘭のチチングが彼の將軍列傳の中に羅馬綴で以て記してあるものがある。記者が外國人である丈け最、興趣に富んで居るやうに思はれる。左に其二三を錄して、下にその翻譯を記す。

Titsingh : Memoirs et anecdotes des Djoguns.

Appendice Fragmens de poésie Japonaise.

Ki ra re ta wa　　（斬られたは

Ba ka to si yo ri to　　ばか年寄と

Ki kou ta fa ya	聞くとはや
Ya ma mo o si ro mo	山もお城も
Sa wa gou sin ban.	さわぐ新番)
Ya ma si ro no	(山城の
Si ro no o ko so de	城のお小袖
Tche mi so mi te	血にそみて
A ka do si yo ri to	赤年寄と
Fi to wa you nar.	人はいふなる)
A sou ma si no	(東路の
San no no wa tari ni	さのゝ渡りに

Mi sou ma si te　　水まして
Ta no ma no ki re te　　田沼のきれて
O tsou rou ya ma si ro　　落る山城)

Fa tsi ou ye te　　(鉢植て
Ou me ga sa kou ra to　　梅が櫻と
Sa kou fan na wo　　さく花を
Ta re ta ki tsou ke te　　たれたきつけて
San no ni ki ra se ta.　　佐野にきらせた)

Ki ra re ta wa　　(斬られたは
Ba ka do si yo ri to　　ばかとしよりと

You be ki ni	いふべきに
San no sin sa ye mi mon	佐野新左衛門
Ko re ga ten mei	これが天命(明)
To no ma Yamassiro	(田沼山城
Foukade sya naiga	深手じやないが
Aita　mi tat si	あいたしみたし　(?)
Ki ra rete nigerarou	切られて逃げらる
Iyo sanno sansa.	イヨ佐野ザンザ
De tchouwa Sansa	出血はザンザ
Yoi kimi siani iye.	善い氣味じやにへ

Ora wa tonomo wo　おらは田沼を
Niku mou sia　憎むじや
Naiga san sa　ないがザンザ
Fitori i mous komo　獨息子も
Kou ro sa re ta　殺された
Iyo sano sinsa　いよ佐野シンザ
De tchi wa sansa　出血はザンザ
Yoi kimi siani iye　よい氣味じやにへ

Tonoma Yamassiro　田沼山城
Kirareta sono　切られたその
Den tchou kisou an　殿中疵は?

Asaiga dirare mai	淺いが出られまい
Iyo Sanno sinsa	イヨサノシンザ
De tchi wa sansa	出血はザンザ
Yoi kimi siani iye.	ヨイ氣味じやにへ

Si yo dai mio	諸大名
Mou sio ni nikou mo ou	むしように憎む
Nanatsou bosi	七ツ星
Ima si kou si re ba	今しくじれば
Si mo no si ya wa si.	下の仕合せ

古今百代草叢書にも當時の落首、流行歌等を載せて居るが右の「チチング」の所記と參照して見ると面白い、左にその二三を錄する。

桂馬から金になる身の嬉しかり高上りして歩にとられけり
金銀をだましとりては桂となり飛香とも云歩角ともいふ、
劍先が田沼がかたへ辰のとし天命四年やよひきみかな
金とりて田沼るゝ身のにくさゆへ命捨てもさのみおしまん

同流行謠

同はやりうた

金をとるならいふ事聞きやれザンザいたひ思ひで恥をかき田沼が袖から血はざんざョイきみじやにへ
おらが對馬をほめるじやないがザンザ佐野がお爲を田沼とてむすこのひたいは血はざんざョィ氣味じやにへ

七眼小藏

天明死太刀年
山城院殿中劍難血五位下大山士
三ヶ血二十四日

是は遠州相良乃城に近年住たる化物、目が七ツ、肩先兩股に口三ヶ所、諸人の金銀財寶を取喰、多くの人をなやまし、ひたいに角三本、誠に親の因果が子にむくい、此度御當地に於て、打留ました、善左衛門のはなしのたね、サア御老中ウノ〳〵

丸盡し

また此頃には後章にもいふ通り、黄表紙とかまた青本、草双紙とかいふものが大に流行して、その時代を諷刺したものが多く出た。田沼に關するものにも「世直大明神」とか、「天下一面鏡梅鉢」「時代世話二挺皷」などといふのがある、「時代世話二挺皷」といふのは意知を平將門に、善左衞門を藤原秀郷にたとへたもので、そのあどけなき諷刺と奔放自在なる譬喩とは實に笑ふを禁じ得ざるものがある。左にその全文とその圖一葉を掲載しよう。

将門秀郷時代世話二挺皷　山東京傳作　歌麿門人行麿畫

天皇六十一代朱雀の帝、天慶年中、平の將門東國に猛威を振ひ、人民是を歎きければ、此事京都へ聞へ、藤原秀郷敕を受、討手に馳向ふ、

平親王將門は、東國に大家體を建築し、尾花殿梅本殿などいふを拵へ、公卿の替玉を抱へ、狂歌師の樣な名を名乘らせける、今東百官とて手習子の習ふは是なり、

秀郷はぐつと案じて、家來は皆後の山の中に忍ばせ自分一人將門に對面する、

「親王樣は、はや業の名人と承る、私も早業は心得て居ますから、早業比を致して、私が負たら、御味方に附きませう、御前が御負なすつたら、此家體を潰して歸りつこにしやうじや御座りませぬか、

「此奴善からう、汝負た時、しぶりつこ無しだぞよ、

「我等兩人は俵の曲持、借の上塗と申す、以後は御見知下され、

「此頃評判の俵藤太とは貴樣の事か、私はこんにやく島の通だから、名を南鐐の御大臣と申す、以後は御見知下され、

俵「どれも皆變な名だ、大文字屋の帳場の塗札にあらふといふ名だ、

將門は秀鄕が味方に附かんといふを眞と思ひ、我早業を見せんずとて、一人にて七人前の魚膾を打て見せる、(六人の影法師、後にて手傳ふ、人には一向見へず、)其時秀鄕少しも騷がず、懷中より神明前のなごやで買つた早業八人前を出し、暫時に八人前の膾を拵へければ、將門より一人前多き故大にへこませる、

將「何ときつい物か、是では仕出屋の料理番に行てもよからふ、
秀「私が料理は、御前の様に出刄庖丁は入りませぬ、出刄といふ物は、賭博場の喧嘩に振廻す物さ、大根はりう〳〵仕上を御らうじろ、
將門料理には負けたれども、遊藝に掛ては叶はせじと、七變化の所作を一度にして見せる、
秀「此所大でけぬ〳〵と書たい、餘りうぬを言ひなさんな、ふられやうと思つて、
將門所作事にて髯を撫ければ、秀郷兼て習ひし八人藝にて見せつける、
秀「ちんつん、チヤン〳〵ドン〳〵、ヒイラリヒヤウ、
將「成程器用な奴だ、又一人前負た、けち忌々しい、
時に將門文字の早書には叶はせまじと、七ツいろはを一度に書いて見せる、
秀郷夫も叶せじと、早引せつやうにて、八つの文字を一度に引て見せ、其上やがらの鐘を一度に打つて見せる、

將門秀鄕にしつけられ、ぐつと急込で、うぬがでに化を現し、我眞は姿七つある
から、斯く早業なり、汝はよもや此眞似は出來まいと、七つの姿現して見せる、
「何と奇妙か、「何と奇妙か、「何と奇妙か、「奇妙か〱〱〱、
「親王の土用干を見る樣だ、親王命をあげまきのじやねへか、
秀鄕是を見て曰く、我は親王に優りて姿が八つあり、御前の目には見へまい、此
眼鏡で見給へと、駒形の眼鏡屋にて買し八角眼鏡にて姿を見せる、
將門八角眼鏡にて秀鄕を見れば、成程八つに見ゆる故、肝を潰す、
秀「何とどうで御座ります、きついものか、斯した所は好男で御座へしやう、
秀鄕、今は約束の通、家體を缺所し賣居といふ札を張りて、歸らんと罵りければ、
將門大痛性にて、七人の姿各々鎗を引提げ、秀鄕に突いてかゝる、秀鄕は打物に
て叶ふまじと、日頃念ずる淺草の觀世音を念じければ、不思議や雲中に觀世音現
れ給ひ、千の矢先を揃へて射懸給ふ、

觀世音も鈴鹿山此方、久しく矢を放ち給はぬ故、千の矢九百九十三筋的を外れしが、殘りの七筋は七人の將門の米かみに當る、
將門は大悲の矢先に懸りて、弱りし所を秀鄕隙さず立寄て、首を刎ければ、不思議や切口より血汐虛空へ吹上七つの魂飛去る、
「先棒の魂待やれな、交際を知ねへか、
秀鄕は是を見て、始めて花火といふ物を案じ出す、秀鄕の伏勢是を見て、合圖の鋒火と心得、寄來る、
「皆急げ〳〵、あれ〳〵合圖の鋒火が上る、斯埒が明ないではのろし〳〵、
秀鄕は難なく將門を退治せしも、淺草觀音の利生なりと、狩野の古法眼元信に繫馬を描かせ、繪馬を奉納する、又將門が靈をば神田明神といふ、其頃神田に夜な〳〵七曜の星の光を放せしは此將門の魂なり、
首尾よく、こじ附てめでたし〳〵、

黄表紙時代世話二挺鼓の一節

（秀郷が将門の首を斬る處・七の魂は田沼の七星の紋に因みたるなり）

（參照）

續藩翰譜　寶曆錄　續談海　續三王外記　休丕錄　塵塚談　甲子夜話　螢の燒藻　大日本古文書伊達家文書　田野雜錄　德川實紀　實說夢物語　營中刄傷記　佐野政言刄傷記　佐野田沼始末　遠相實錄　蜘蛛の絲卷　後見草　チチング編將軍列傳　古今百代草叢書　時代世話二挺皷

第二　役人の不正

賄賂は此時代の風潮

幕府の禁令

請託の禁

前に述べたのは田沼意次其人への贈賄并にその收賄であるが、賄賂は一般に此時代の風潮として盛んに行はれて居つたのである。寶曆九年に幕府は令を出して役人等が音信贈遺を堅く禁じた。その趣は總て倹約の本は貴賤共に其祿の高を計り費を節し不虞の費用に備置く可きであるに其心をせずして、却つて家計の爲に利慾に耽ることは甚だ曲事である、人馬共に其分に應ずべきものであつて萬事を簡畧にして奢侈を禁ずる事を忘れなければ各左のみ窮乏に及びまじきものである。今後家老御側御用人、若年寄等皆音信贈物を堅く停止すべしといふのである。次で明和二年にも亦令を出して請托を禁じた。それは訴訟の有つた折に、近習の者より奉行の夫々の者へ窃かに嘆願に及ぶ事が有るのは、宜しく無い事は申す迄も無い事であるが、若しも左樣な事が有るか、或は老中若年寄を初め以下役人共の家來が、奉行に向つて何

大奥勤の者の請託の禁

老中招待の令

意次に對する非難の見當外れ

か請求める事が有つたならば、構はず其趣を老中又は其役の長官に告ぐ可しといふ事を令した。安永六年に、又、大奥に近侍して居る人々が、訴訟する者に頼まれて、其事を窃に奉行の許に申してやる事は有るまじき事である。老中初め役人の家來共が、願ひ乞ふものがあつて、それを奉行に頼んでやることが有つたならば、一切奉行から其事を申上ぐ可しといふ事を令したのである。是等は法令上の取締である。明和五年に幕府から諸大名に老中を招待することの觸を出した。幕府に於て御祝儀の事、又家督の祝などあつた時に老中を招待するといふ事が從來あつたのに、それが近頃大分長く罷めになつて居る向も有る。是は大體五ケ年位、餘り年の立たない内に、老中の招待をした方が宜しいといふ事を觸れたのである。是は世間に田沼意次の意見から出し、諸大名に向つて老中饗應の强請をやつたのだといふ事で、田沼を非難する人もある。けれ共此時には未だ田沼は老中になつて居らぬのであるから、田沼に對して其非難をする事は當らぬのである。併ながら、田沼が老中になつてか

與力同心の權柄と收賄

らは、隨分招待といふ事が有つたらしいのであつて、其沒落の後、天明七年改めて諸大名等が妄に老中を聘ぶことを禁じた令が出て居る。さう云ふ弊が隨分多かつた事であらうと思ふ。役人の不正といふ事に付ては、田沼沒落の後、植崎九八郎といふ者が、松平定信に差上げた上書がある。其中に町奉行の與力同心共が町方に對して權威を揮つて、公事訴訟の場合又は惡しき事をしたのを隱す可き爲に、賄賂を贈るといふと、遠慮なく之を取る。加之、甚しきに至つては、自ら進んで之を要求する者があり、分限不相應の奢侈をする者があるといふ事を書いて居る。松平定信の書いた燈前漫筆にも斯う云ふ事が書いてある。

時計の流行

近年時計世に流行して、諸侯方居間に二三十、少くして十ばかりもありといふ、いかなる心にて翫び給ふぞや、其心は知らず、おもふに、只何の心あるにはあらず、時の流行といふに雷同して、多きをむさぼるの心ならむか、此器の用は、時を計る物なれば、一つにても足りぬべし、遲速の見合せのためぞとならば、二つ

までは可なるべし、二三十乃至四五十に至ては、何の用なる事を知らず、工人は産業の折を得たりと思ひ、形をいろ〳〵にかへて作り出すを、是もめづらし、かれも面白しと、限りなく求めらるゝ故に、終に三四十にも及ぶなるべし、又時めく役人などは、諸侯の方をはじめ、手入とやらんに、何をかなと賄賂を争ひ贈る時節なれば、其人の好む品、又は時にはやる物といへば、我おとらじと贈るほどに、終に其數あまたになるにも有べし、武用の器などならば、何ほども餘計ありたきものなり、させる用なき品に、金銀の費多きは奢侈のひとつなるべし。

＊　＊　＊　＊　＊

此の如く役人が賄賂を收めるといふ事は一般の風潮になつて居つたらしいのである。幕府のみならず、京都の方に於ても、之と同樣の事があつたのである。是で見ると賄賂公行といふことは、一般に時代の風であつたので必ずしも田沼の惡政にのみ依るといふ譯でも無からうと思ふ。其京都の方面にもあつたといふ事は、禁裡の

宮中役人の不正

宮中御賄方の入獄

賄方が窃に出入の商人と結托して、賄賂を收めて居つた。さうして其御賄の帳面に附かけをして置き其外いろ〳〵文書を僞造して、長橋局へ申達し、其御拂銀の內を不正に收めて居つたといふ事である。其一件の顚末についていへば、後桃園天皇の頃御所の賄方役人に高屋遠江守、田村肥後守、飯室左衞門少志、津田能登守、西池主鈴といふ者があつて此等が相謀つて私曲を働て居るといふ事が泄れたので、安永二年の十月に其官位を停められて獄に下された。其頃、幕府に於ては近來御所向の役人に不埒の事を働いて居るといふ事が略耳に這入つて居たけれ共、御場所柄を勤めて居るので、其儘許して置いた處が、御所向の事は關東からは干涉が來ないといふので、尙不埒の致方、次第に增長して來た。然しながら左樣な不埒な者を糺明する役は、關東の幕府の受持の事であるから、愈〻檢擧をすることになつたのである。そこで此者共は町奉行から呼出して吟味を受け、或は其官職を免じて牢屋に入れ夫々其家の家宅搜索を致し、段々調べて行くと連累が益〻多くなつて來た。この間に、

連累者百二十四人の處刑商人八百餘人追放

天皇、女院に於かせられては長く召使つて居つた者であるから誠に憐れであるから といふ思召で、何卒生命は助けてやりたいと色々と其思召を幕府の方に泄され、女院は殊にその當時は櫻町天皇の御年囘に當つて居るから、特に憐愍を加へるやうに といふ仰せをも下された。併ながら幕府に於ては此度の儀は朝廷を御崇敬の意味から出たことで、朝廷の御爲を存じて吟味を致した次第である、假令御憐愍の御沙汰を仰せ下されても其思召は相立つまじきかと存ぜられる、如何にも御尤な次第では御座りまするけれ共此儀は御沙汰無い事に御願いたしたいと御返事を申上げて、斷然たる處分をする事とした。さうして居る内に處刑前に牢屋で死した者も大分あつた、翌安永三年八月二十六日には更に禁中、仙洞、女院、女御等に奉仕して居る官人の私曲あるもの四十餘人を捕へ、之を牢屋に打込んで其官位を停め、翌二十七日になつて、其連累者總計百二十四人といふ者を罪し、重き者は首を斬り、以下流刑或は追放等それぐ\その差をつけて處罰したのである。尙、之に關係して居つた商人

の八百餘人を追放したのである。

（參照）

德川實紀　廻狀留　植崎九八郎上書　樂翁公遺書　泉凨卿記　八槐記　實種公記　定晴卿記　寺社奉行記錄

第三　士風の廢頽

旗下の士の墮落

旗下の士の風儀が廢頽して墮落して居つたことは誠に思半ばに過ぎるものがある。旗下と云へば幕府直轄の軍人である。其軍人が武士にも有るまじき振舞を以て處罰せられた者が非常に多い。其處罰せられた書類などを見ると、丸るで今日の新聞の三面記事を讀むやうな心持がする。茲に其三面記事を少し列べて見たいと思ふ。

三面記事

泥醉溺死

明和元年八月、書院番の木造七左衛門、京極伊兵衛、西の丸小姓宮城仁十郎、小姓組の杉原七十郎等が相伴うて墨田川に水練を稽古するといふので、朝船を乗出して、其處へ藝者を呼入れて酒を飮んで夜遲くまで涼んで居つた。其中に杉原七十郎醉拂つて溺死をしたのを外の三人は少しも知らないで其儘過ごして居つた。後になつて其事は分つたけれ共致し方もなく其まゝ隱して居つた。さうして番頭から尋ねられた時にも、詐を申立て評定所に呼出され調べられた時にも好い加減な事を申して居

た。處がつひに事露顯し十月七日に至つて各〻その士籍を沒せられた。其時に落首が出來た。

船に醉い酒がすぎ原七十郎
　七百石を川へ進物

何事もなくすむ時はけいこ船
　おぼれる時は藝妓ぶねかな
　　宮城仁十郎の事を

川風にふき折られしや宮城野の
　すゝきはおぼれて浮きつ沈みつ
　　木造七左衞門の事を

木造りてたしなむべきに人までを
　さそふ遊びの面つくりけり

博奕窃盗し拘禁せられて出奔して寺に隠る

次に明和三年九月二十九日小普請組の外村大吉が斬罪に處せられた。それは大吉の父金十郎といふ者が、是はもう故人になつて居たのであるが、大吉の年を違へて屆けて居つたのを、家を嗣いでからも改めない。それが一つ。それから大吉の妹が家を出でゝ出奔して了つたのを、後見をして居つた小普請組の比企善十郎といふ者が、それを屆けないで居つた。其後大吉が年取つてから妹の行衞が知れたけれ共、其儘に棄てゝ置いた事が一つ。それから去年弟の益之亟といふ者が出奔したのを屆けないで置いた事が一つ。それから己の家に於て常々博奕をして、剩へ小普請の權田熊太郎といふ者と爭うて、其後熊太郎が刄傷せられたのを其儘にして置いた。また常に住所不定の怪しい者を集めて博奕を致して居つた。又本所立川の店屋に積んであつた材木薪等を盜んだによつて、奉行所へ呼出された時に逃出して、捕へられて、座敷牢へ入られて居つたのが、また脱出して、頭を剃つて坊主になつて、常陸の或寺

遊女を妾とし前妾より金を借りて返さず

に隠れて居つたのを捕へられた。重々不屆であるといので首斬られた。妹は捕へられて一族の家に預けられた。此妹は大吉がまだ小さかつた時に、其家の下男と密通して出奔して、藝者となつて、今は百姓の妻となつて居つたのであるが、今度大吉が逃げた時に、それを匿まつたといふので其罪を受けたのである。此大吉と共に屢、博奕を打つた西の丸右筆守屋求馬、小普請の比企善十郎、同小普請荻原五左衛門の子久五郎、同川井三次郎等皆遠流に處せられた。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

次は明和四年の七月二十一日に小普請の遠藤甚四郎といふ者が遠流に處せられた、是は遊女を買取つて妾にして居つた。後また他の妾を置いた處が、前の妾から金を借り乍ら遂に自分の心に叶はぬというて押籠めし置いた、其妾が逃出して行つて訴へた。そこで甚四郎の惡事露はれて此の如く罪せられた。一族彌一郎も其事に坐して遠流に處せられ、新番酒井半右衛門も閉門仰付けられ、大工頭福田久左衛門も士

籍を沒せられ、甚五郎の母は一族に預けられ、妾等は皆それ〴〵咎を受けた。

＊　　＊　　＊　　＊　　＊

先手組の下役人と僞る

翌年明和五年の七月二十二日小普請組荒川八三郎が追放せられた。是は新吉原の遊女町が燒けた跡を見に行くといふので、友達と一緒に出掛けて行つた。さうして先手組の下役人の泥坊巡視の態に僞つて往來の者を咎めたりした。淺草の田町へ出て來て、其處の番小屋に立寄つて今度本物の先手組の者に見咎められた時に、言逃れやうとして色々僞を言つたのが露はれたのである。是は近頃も能く新聞に在る僞巡查の類であるが、それを堂々たる旗下の軍人がやつたのである。

＊　　＊　　＊　　＊　　＊

博奕芝居の眞似

明和五年の十月五日、大番の下枝釆女が遠流せられた。是は增田太市といふ者の家で、常に賤しい者共を集めて博奕をやつて居る。養父の忠兵衞が戒むるのに聽かないで、或は芝居の眞似をしたり、又三味線を引く者の姿に扮して涼み船に遊びに行

つたり、或は御祭の時に練物の師子と交はつて、又途中で喧嘩をして人に創を付けられ乍ら、病氣と僞つて家に籠つて居り乍ら、尙、度々竊かに町へ遊びに出たことが知れたのである。之に連累して小普請の松崎善四郎と云ふ者も追放せられたのである。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

喧嘩して傷けらる

明和七年の十月二十日の夜、元の甲府勤番をして居つた佐々木市五郎といふ者が、同僚の河野德五郎と一緒に酒を飮んで、酒が無くなつたといふので、近所の酒屋へ下男をして取りに行つた。處が夜が遲くなつたので、酒屋が戶を閉めて居つて、どうも幾ら起しても起きないと云つて歸つて來たのを見て、德五郎と市五郎の二人はそれぢや己が行つて起してやるといふので、二人で出掛けて行つた。矢鱈に酒屋の戶を叩いたので、內から色々な雜言を吐いた者があつた。何者だ失敬な奴だといふので、その奴を此處へ曳き出せと怒鳴り付けた。そこで酒屋の番頭が出て色々御詫

酒屋の番頭に叩き付けらる

をしたけれ共宥さない。それぢや此處へ酒肴を出せと言つたので、番頭の中に又之を罵つた者があつたのを怒つて、德五郎が刀を拔いて、其番頭に斬付けた。番頭の方も之に負けないで、其處に在り合つた棒で以て刀を叩き落して了つたので德五部は其處から逃げて歸つた。武士が酒屋の番頭に負されて了つたのである。其所爲は武士たる者の所業にあらずといふので、遠流に處せられる事になつた。然るに安永元年二月の大火で牢屋が燒けた時一時放ち出された處、まもなく立ち歸つたので、一等を宥され中追放に處せられた。

* * * * * *

女郎屋に遊び酒輿に乘じ寺に闖入す

安永元年の八月十一日小普請の宇野市十郎、小姓組山崎兵庫の養子左門の二人追放に處せられた。是は刀を着けないで兩國橋あたりの女郎屋へ遊びに行つた。さうして酒興に乘じて道具を打毀はし、果ては垣を乘越へて大德院といふ寺の門へ押入つて狼藉をした事が露はれそこで牢屋に入られて居つた處が、この春の火事に牢屋に

火が附いたので放ち出された處が直ぐに立返つたので、其罪一等を減ぜられて追放に處せられたのである。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

酒屋を暴す

同年同月二十三日また小普請の岡部德五郎が大番頭松平六左衞門の養子荒之助といふ者と共に追放せられた。此二人は身分不相應に侍一人、中間一人を召連れて、四人で以て龜井戶天神境內の茶室へ行つて、酒を飮んだ。旗下の身分であり乍ら、左樣な處に於て煮賣屋の酒を飮み、殊に其隣の坐敷に居つた住所不明の坊主と一席になつて、互に酒の振舞をして、泥醉に及び、一同で其茶屋を出て、又同所の門前の茶屋に這入つて、酒を出せと言つた處が、餘り醉拂つたので、酒は相憎皆無になりましたと申した處、茶屋であり乍ら酒が無いといふ事は無いと、坊主と一緒になつて大に罵り、怒鳴り付けて居るので、表に非常に人群りがした。其處を出て、途中で小唄を歌ひ乍ら誠に法外な體をして居るので、酒狂人だといふので、大勢後ろか

群衆に附纏はれて逃れ割竹にて傷けらる

病上の者を殺す

ら附いて來た。何故附いて來るかと叱りつけて、荒之助と德五郎が刀を拔いて斬廻はした。何處からか知らぬが石を投げた者が有つて、大勢後ろから附纏つてワー〳〵言つて來るので、拔刀を收めて逃げた。暫く行つてから長岡町に來ると二十人ばかりの人間に出喰はした。其中に割竹を持つて居る者が五六人で二人へ掛つて來て眉間に創をつけた。偶〻一人其處に通り合せた病上りの者があつた。それを右の割竹で傷けた者と思ひ誤つて。それへ斬付けて、數ケ所の重傷を負はして遂にそれを殺して了つた。其趣を秘して置いて、狼藉をしたに依つて已むを得ず討棄てたといふ事を屆出でた。段々調べた處が僞を申して居つたといふ事が分つたので、重々不屆の至りであるといふので、遠島仰付けらる可き處であつたのであるが、牢屋が燒けた時に放ち遣はされた處が、間も無く立返つたので中追放を仰付けられた。

* * * * * *

安永二年四月七日小普請の花房五郎右衞門が遠流に處せられた。是は去年病氣で、

女郎を誘拐して隱す

女郎の自由廢業を引受く

御番組を免ぜられた、所が病氣が治つてからも屆け出ないで、窃に遊び歩いて、女郎屋の女を誘ひ出して、自分の家に匿して置いた。遊女屋の亭主は之を訴へた。是に於て罰せられた。父の作十郎は士籍を沒せられ、子も亦追放に處せられた。

＊　＊　＊　＊　＊

四年九月二十七日小普請の猪飼五郎太夫が遠島に處せられた。是は家が貧乏で下男一人下女一人の外召使ふ者も無かつた。然るに其年の三月以來屡〻遊女屋に遊んで、賣女イシといふ女を買つた。其イシが駈落をして逃げて來て、どうも賣女の奉公は難儀であるからといふので、それを自分の家に窃に匿して置いた。自由廢業を引受けた譯である。然る處、その駈落の身を其儘差置いては爲にならぬと云ふので、庄左衞門といふ者の忠告に依つて、岩田長十郎といふ者の處に預けて置いた。此庄左衞門といふ者は、元と不屆な事があつて罪を得て江戸拂になつて居つた者であるが、窃に江戸に歸つたのを、五郎太夫が匿まつて置いた。其庄左衞門といふ者と長十郎

とが金の取引の事で喧嘩をした處が、其時に喧嘩の仲へ這入つて、ゴタ〳〵して居る内、遂に庄左衞門を斬殺した。是に至つて其等の事露はれて罪せられた。

喧嘩の仲に入り相手を殺す

* * * * *

五年の七月小普請榊原吉十郎の弟鐵次郎といふ者は、一抔機嫌で不忍池の畔へ行つて、酒屋に這入つて、喧嘩をして、池の蓮花を切つて居つた人足の小屋の中へ這入つて暴れたので、人足共が大勢寄り集つて打殺して了つて、其處の下水の中に投込んで置いた。是は如何にも不面目な次第であるので兄の榊原吉十郎は親類共と相談をして、自分の家來分といふ事にして、其處から引取つた。その事が露はれて吉十郎は閉門仰付けられた。

人足と爭ひ殺さる

* * * * *

八年八月四日小普請組の須摩良川、大橋傳七郎、伊藤勘助三人が遠流に處せられた。是は須摩良川が身持不行跡で、折々遊女買に出掛けて、町人等と其頃流行つて居つ

町人の悴なに親の金を盗出さしめて之を掠め取る

ためくり加留多を以て博奕をした。それから町人の土肥藤三郎の悴藤四郎といふ者に勸めて、一緒に遊びに連れて行つてやるといふので、親の金を盗出さして、其金を竊に匿して秘して居つたことが露はれたのである。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

博奕の喧嘩の連累を恐れて出奔す

天明元年二月十七日に本庄巳之助といふ者が遠流に處せられた。是は家が貧乏であると云ふので分限に相應な事をせず、僅か下女下男一人宛で、侍を召使はない。さうして諸處に於てめくり加留多をやつて居た。二月の二十四日の夜、朋輩共博奕の上にて口論に及んで傷ついた者もあつた。其時に自分は其喧嘩には與らなかつたけれ共、連累にならん事を恐れて、帯刀もせず、脇差ばかりで出奔して尋ねられても見露されざらんやうに、自分で頭を剃つて、方々逃げ隱れて居つた。その始末は旗下の身分として有るまじき行跡、不屆の者であるといふので遠流を仰付けられた。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

女郎と心中

御番入の振舞費金一千圓

天明五年には寄合の藤枝外記といふ者は屢〻女郎屋に通うて、つひに其遊女と心中を遂げた。十月二十九日その家の領邑四千石を沒收せられ其母妻等を一族に預けられた。

此の如き例を廣く求むれば未だ澤山ある事であらうと思ふが、これ位でもつて見ても、旗下の士の墮落の情況は大體察する事ができよう。

＊　　＊　　＊　　＊　　＊

此頃旗下の者が役に附いた時には御番入といふことがある。卽ち其職に任ぜられると同役の者に振舞をするといふ事が例になつて居つた。其振舞の費用といふものが中々大層な物であつたらしい。森山孝盛が書いて居る所に依ると、其頃の同役振舞の慣習といふものは誠に筆紙に堪へざる程のものであつたといふ。

初て森山が役に就いた時の、同役振舞の入費が四十八兩要つたといふ。四十八兩といふと。之を換算して見ると、其頃金銀の相場一兩が凡そ銀五十七匁に當る。そし

菓子は鈴木越後

て、米の直段が一石が五十匁乃至六十匁にあたつて居る、さうするとザッと一兩一石と見て宜しい。さうすると四十八兩であるから假に一石が二十圓と見れば九百六十圓といふものである。同役の振舞が彼是千圓近い金を使ふといふのは今日から考へて見ても驚く可き奢侈と言はんければならぬ。それについて森山孝盛の言つて居ることに昔の奢侈といふもので風雅に流れ又は風流の物數寄などに費すならばまだしも心許されることも有るべけれど、左はなくて唯、飲食の善惡、酒菜肴魚の大小に心を盡して、それに金を費すばかりである。森山孝盛が初て寄合の同役二三人を招んで料理を出した。朝から晩までの饗應である。菓子ばかりでも鈴木越後といふ有名な菓子屋に誂へて、其拂が二十兩掛かつた。凡て菓子でも肴でも其役場〳〵の取付けの極まつたのがあつて、肴屋は何處ので無くちやいかぬ、料理は何といふ仕出屋でやる、それから菓子屋は鈴木越後にあつらへるといふ風で、それで無ければ同役の者は殘らず食はぬ、酒も數寄屋河岸の天野の山印で無ければ飲めぬといふこ

となつて居つた。

その森山の同役をして居つた永井求馬といふ者が、初て職に就いた時に、同役を振舞つた事がある。例の通り料理も出、菓子も出て、其日は首尾能く濟んだ。處が其後あつた時に、或同役が言出したのに、此間永井が出した菓子は、どうも鈴木越後のでは無いらしいといふと、一人が左ればで御座る、我等も同樣鈴木で無いと思つて居つた。さうすると又一人がさうに違ひない、あれは必ず外の菓子屋から取つたのだらう、というて皆一同にそれに同意した、若しさうであるならば其儘に置くことは出來ぬといふので、其趣を尋ねる可しといふ事になつて、永井を坐敷の中に取圍んで、同役二三人列座の上詰問に及んだ。處が段々聞いて見ると、其永井求馬の振舞をするのに、師匠番になつて居つた船田兵左衛門といふのが吝ン坊で、是が鈴木越後の菓子も宜いけれ共直が高いから勿體ないといふので、金澤丹後といふ處へ誂へたことが分つた。扨こそ鈴木越後では無かつた、どうもあの羊羹は味が粗いと思

羊羹の味

振舞菓子の倹約で同僚への謝罪

古参への挨拶廻り

挨拶の爲め訪問二十度に及ぶ

つた。越後の羊羹は味が細かい、どうも違ふと思つたと口々に言つて、事が段々六つかしくなつた。とう〳〵船田と永井二人を公けの役人であるのに、斯う云ふやうな詰らぬ私事の、而も食物の事で、手を突いて謝罪らせた。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

古參役人が新參をいぢめるのは、たゞこの御馳走ばかりではなかつた。御番入りをすると、相番の處へ挨拶に出なければならない。それが一々その私宅へ出かけるのである。森山孝盛の記す所によると、孝盛は、相番が五十人あつた。その五十人の宅へ一々往つて面會するのに、短日の比などには、とても短い間には、まはりきれぬ。それでも是非一度は宅で面會せねばならぬといふ掟である。孝盛の近所で兼てからよく知つて居る人であつたが伊丹彌兵衛といふ人の處へ、十五度行つたけれども、つひにあへなかつた。その外、十七度いつた、二十度いつたけれども、あへなかたといふ人もあつたといふ。

古參役人
官僚主義
の弊風

森山孝盛のいふ所では古參役人が新參に對して、同情といふものは殆どなかつた。支配組のものに、聊かの事にも幾度も足を運ばせて、月日を費して事を扱つたといふ、孝盛の如きは、その經驗によつて、組内のものの小給のものが出す書類には、あまりむづかしくいはないで、一々に印を押して出すやうにしたけれども、中にはむつかしくいふものもあつて、十俵や二三十俵の祿を貰つて命をつないで居るやからが、一片の書類にも、思ふやうに書けないで、人に頼んで、漸く書いて貰つて出すのをいやこれは文例に違つて居る、いやこれは書體が分らない、なんどといつてつきかへす同役のあるのを見る毎に、まことににが〳〵しく思うた。それだから、孝盛は、自分の組のものには、事の分らぬものには、かやう〳〵の次第で、此書付はいけない、しかし足下の宅は遠方でもあるし、認め直すことも容易であるまいからこちらで書直してやらう印判は持參して居るかといつて、持つて來て居るものは、それを押させて書付は此方で作つてやつたといふ。繁文縟禮の官僚主義のはけしか

つたことが思ひやられる。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

幕府の古参役人戒飭の令

かう云ふ風であつたので、明和四年四月二十六日を以て、幕府は一般に令を出して、その古參役人の弊風を戒めた。是は古參の者が新職に傳へ敎ふる事が、如何にも煩瑣であつて、左まで無い事まで、六づかしく傳へ、或は費用を喰ふやうにしたり、然らずんば事の行屆かないやうに計ふといふ事が聞える。それは誠に然る可らざることである。といふ趣意であつた。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

水上美濃守の振舞一件

茲に當時の旗下の士風の廢頹の激しかつた事を示す所の一つの面白い實例が有る。これは天明七年の正月十五日に、水上美濃守といふ番頭が出仕した處が、その部屋に於て小堀河内守の言ふことに、明後十七日同役大久保大和守の下屋敷で、藝者寄合を致したいから貴殿亭主を致すやうにといふ。度々さう云ふ事があるので、水上

美濃守少々困る、殊に家が餘り有福で無いので、誠に迷惑であるけれ共、自分の先役の方から言はれるので仕方なく、承知の旨を挨拶して退出した。すると其晩に直ぐ水上の處へ何とも言はぬのに、神田佐柄木町の桃川山藤といふ仕出料理家から、小堀樣からの御差圖で獻立を持つて來たから、御納戶役の人に逢ひたいといふ。そこで其納戶役の者が應對して最早夜も遲くなつた事であるから明朝來いと言つて獻立を留めて置いた。さうすると翌十六日の朝五つ時に水上の處へ桃川の手代が來て、返事を伺ひに參つた。愈〻翌十七日に宴會を開くといふので、獻立の通り十分念を入れて致すやうに申付けた。最も自分の家では手狹であるので、大久保大和守の下屋敷に於て、寄合の積りであるから、屋敷の處付が知れ次第申遣はすといふことで、手附金二兩渡して歸してやつた。そこで大久保の處へ下屋敷を拜借したいといふ事を申してやつた處が、大久保に於ては、明日は故障が有るといふので斷はつた。よつて小堀の處へ如何いたしたものであらうかと問合はした處が、何れ後程挨拶を致

すといふ事であつた。まもなく登城をして、城中に於て同僚の能勢筑前に逢うた。さうして能勢に向つて、貴殿は屢〻亭主役をされた經驗もあることであるから、周旋相頼みたい、が若し出來るならば此度は何とか延引いたしたいと願ふた處が、其處へ小堀から能勢へ手紙を寄越して、藝者寄合の儀は大久保の下屋敷で斷りをしたさうであるから、明日は延期いたすべきものであらうか、水上が登城したならば篤と相談を致すやうにと云ふ事を言つて來た。そこで、是幸ひと水上はさう云ふ事であるならば、此節私の懷中の都合も甚だ宜しく無いから、成る可くは延期を願つて、三月の末にでもなつたら催したいといふ事を申した處が、能勢と今一人同僚の内藤安藝守といふのが、たつて明日水上の宅に於て催すやうにといふので、それならば仕方が無いから、明日宅に於て致しませうといふ事に極まつた。そこで桃川へ愈〻十七日にやるからと申してやつた。その日になつて桃川から勝手の働者七八人も連れて參つて居るといふと、其處へ藝者五人、宰領乘物四人駕籠で、駕昇とも都合十

客より藝者の誂

九人出て來て、今日能勢樣の御家來の御差圖でございますといふ事で來た。それで駕籠の者も下宿を申付けてそれにも食物を與へ、それから駕籠代一挺に七百文宛いたゞきたい、藝者も時刻が四ツを過ぎたならば一人に付て坐敷料として一分二朱づつ申受けたいといふ。それも宜しい、何れも費用は構はぬから充分御客を大切に扱ふやうにと申付けた。豫定の御客は小堀、大久保、酒井加賀守、能勢、三枝土佐守、小笠原播磨、內藤安藝守といふ七人、亭主を入れて八人の連中になる、然るに、其晚に靑山邊に火事が有つて、それで三番町の水上の屋敷も風筋が餘り宜しく無いので、初は道具も片付けて家內の者は立退く支度をしやうかとも思うて居つた處が、少し火事が鎭まつたので見合はして居つた。其內に御客が一人來、二人來して居るといふと、小堀から使があつて、今日は出火でもあり風筋も宜しからぬやうであるから御延期なされませうか、外の方々には未だ御見えに相成りますまいかと聞合せに來た。そこで返事に先刻から皆樣御出でになつて御待ち申して居りますから何卒

栗饅頭を強ふ

早く御出で下さるやうといふ挨拶をいたした處が六つ半頃になつたが未だ小堀が來ない。追々迎を出して居るといふと、程なく小堀は火事羽織を被てやつて來て、皆で酒宴を始めた。時に大久保は餅菓子を重箱に入れて持つて來て居つた。其菓子を三枝が挾んで亭主の水上へ出した、時に水上は酒を喫べて居つたので、後程頂きますからと言つた處が、それが、大久保の癪にさはつた。そのわけは其頃淺草の馬道に住んで居つて生花の指南をして居つた潮田某といふ者が栗饅頭に毒藥を入れて贈つたといふ事があつて是が評判になつて居つた。そこで大久保は今水上が後程頂きますと言つたのを聞いて、栗饅頭は持つて來ないぞ、酒の中でも是非喰べろと言つたので、亭主はそれを已むなく喰べた。それから大久保は段々怒り出して其菓子を摘み出して藝者へ投付けるやら色々惡口雜言をした。能勢も三枝もこれを機として、色々と罵詈をして小堀、內藤も之に加はつて、遂に大久保、能勢、三枝、內藤、四人は、そこの膳部だの家の道具などを追々打毀はす。それから其時御馳走の爲に給

師を招んで置いた處が、其繪師が將軍から拜領の繪具皿を飾つて居たのを取出して打毀はす。水鉢だの猪口の類を雪隱へ投込む。またその日、青山の火事の風筋の宜く無いので萬一の爲に具足などを床脇に出して置いたのを、取出さうとする樣子が見えたので、水上はそれは御朱印を入れて居りますからと言つて斷はりをしたので御朱印なんかは要らぬと言つてそれは其儘にした。それから床間に置いてあつた小鳥を庭へ逃がしてやつたり庭に在つた水仙の鉢を打毀はしたり、其他猪口、盃等を皆投出して打毀はし、先代が拜領して居つた手爐を火の儘庭へ投げ飛石で悉く打毀はした。大久保は一體此處の酒は醬油が這入つて居る、斯んな辛い酒を飲んだ事は無いと言つて自分の家へ酒を取りにやる、玻瓈の洋盃が一つ跡形がなくなつたりした。大久保は遂に飯椀の中へ大便をする、三枝は茶碗の中に小便をする、そして其大便を三枝、小笠原等が箸に挾んで其處らに投出すやら亭主の脇差へ吸物の味噌汁がかかるやら、酒であらうが、飯であらうが汁であらうが、構はず其處ら中蒔散

らし、火鉢の火を取出して疊を焦すやら、能勢と三枝は膳椀の上を構はず、縱横に踏散らす、床の間の軸物を外つして揉散らす。かやうな大騷をして大久保は九ツ半頃に歸つた。小堀と能勢と三枝は是から吉原へ行かうと言出して、水上の用人を呼出して駕籠を七挺申付けて亭主にも來いと言つたけれ共、明日は他へ對客に出るからと言つて斷はつた。さうすると能勢と三枝は色々惡口雜言を言つて、遂に吉原へ行くことは其儘止めになつて了つた。

幕府の處分

此の如く實に言語道斷な亂暴を働いて、料理屋の手代の如きは、殆ど膽を消したといふ。そこで天明七年の二月二十四日、幕府に於て左の處分言渡があつた。小堀河內守、大久保大和守は其職を免ぜられて差控を仰付けられ、酒井、水上、內藤、能勢、三枝、小笠原是丈けは唯差控を仰付けられた。此時小堀は三千石、大久保は六千石、酒井は七千石、能勢は四千八百石、三枝は七千五百石、小笠原は四千五百石、內藤は五千七百石、水上は三千石で、皆旗下の錚々たる者であつた。それが此の如き有

水上の剛直仲間に憎まる

樣であつたのである。水上が此の如く酷い亂暴をせられたのは、故あることであつて前にも申した通り此頃古參役人の弊風が激しかつたので、新參は皆古參について先例を問合せるのに、多く賄賂を以てするといふ風であつた。然るに、水上は未だ新役であつたので、一向其弊風に染みて居なかつた。天明七年將軍家治薨じて家齊が職を繼いだ。例に依つて諸國へ巡檢使を遣はすに付て、何組からどう云ふ人を選び出すといふ交涉があつた。其相談の時に、誰は斯く〳〵の音信物を持つて來た、誰は何の贈物を持つて來たから彼にしてやらうぢや無いかといふやうな相談を、人前も憚らずして居つたのを水上が聞いて居つて、此度は御用大切な事である、私の組合に於ては賄賂など持つて來た者はその選に入れないと激論をした。一同の者は大に憤つて然らば貴殿には一存で以て其人を選まれるが宜からうと言つて、其席は濟んだけれ共、同僚は之を含んで、新役であり乍ら生意氣にも古參に向つてあのやうな申分はけしからぬ奴である。强(した)かな目に遭はしてやらうと內々申合せて、遂に

藝者寄合に托して、亂暴を働いたのである。それとも知らず水上は眞面目な酒宴のやうに思つてやつた處が、此の如く狼藉されたのである。一說に大久保が飯椀の中に放出したといふ大便は、實は犬の糞を何處からか持つて參つて、さう觀せたのだともいふ。いやはや鼻持もならぬ話である。

（參照）
明和錄　安永錄　續談海　後見草　寬政重修諸家譜　蛩の燒藻　賤のをた卷　天明雜記　甲子夜話　續德川實紀　一話一言　森山孝盛日記

だらしない風俗

對丈の羽織

紋所

第四　風俗の淫靡

此時代に於て、風俗は一般に澁いとか意氣とかまた粹とかいはれながら一方から見ればだらしが無い優柔な風が流行つたのである。羽織などは丈が至つて長く、袂より二寸或は三寸明きなどゝ言つて對丈位なのを羽織つて小袖を羽折つたやうに見えるのを着て居つた。短い羽織は名主の着るようだといつて笑はれたもので、丈の低い人はかひどりのやうであつたといふ。紐なども頗る長く、寧ろ見た處では羽織の紐が帶よりも下に垂れて紐を〆めたやうには見えなかつた。其羽織の地は七子、或は琥珀、少し粗末な分は縮緬で作つてあつた。小袖は襟幅を廣く仕立てゝ、襟を裏返して着て居つた。帶の幅は七八寸位あつた。今日から見ればさう廣く見えぬのであるが、前の時代から見ると矢張り廣くなつたのである。紋所も崩し紋で色々工夫して物數寄な物を付けた。其頃の俳諧に

身代のくづし始は紋どころ
といふ句が有つたといふ。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

女の髮と鬢張
平家時代との比較

女の髮の如きも鯨で作つた鬢張を入れて居つた。チョツと考へると是は昔平家時代に鳥羽天皇が非常に容儀を飾られて、服裝が總て線を入れて張詰めてあつたといふのに能く似て居るやうに思ふ。總じて其頃に書いた物に「女の風俗は天地開けてより今程美麗なる事は無し、天窓のさし物は辨慶を欺き、丈長水引は地藏祭の盛物よりはすさましく、髮の風は雀、錦祥女、のべからし、十八鬢、はら鬢、二重鬢、二重髷、燈籠鬢さま〳〵の號あり」その髷の形式はだん〳〵長くなり、その端が高くはね上るやうになつた。そこで下から之を支へるものが必要になつて、鯨の鰭で作つた髷刺を用ひてゐた。左にその圖を示さう。(一)は寳暦頃、(二)(三)は安永頃(四)は髷刺である。

田沼時代の風俗

(細田榮之畫浮世繪大家畫集所載)

（一）

（二）

樂翁公の書いた退閑雜記にも、今の世は風俗が華やかで無くして淸らかな物を好み、曙絞りと云つて紫または紅で以てホノ〳〵と絞り上げた縮緬などが持囃された、また女の帶などは綺羅めいて錦絲などしたのは嫌はれて、壁しゞらと云つて縮緬の絲

で織出した物が流行つたのである。錦絲も多く有るけれ共、華やかで無い、淸らか物を好だんとある。

髪結の始り

* * * * * *

女の髪結といふ者がこの頃から流行つた。一體女でも元とは髪を自分で結つたものであつたのが、此頃から髪結といふ者が一つの職業になつた。それは大阪から山下金作といふ役者の女形が下つて來て、深川に住んで居つた。此者の鬘を作る處の者が、仲町の藝者と通じて居つた。其藝者の髪を、其男が金作の鬘と同じやうに結つてやつた。それを藝者の朋輩が羨んで、御禮をやつて髪を結はしめた。後に其御髪を一度二百文と定めて段々髪を結はす者が多くなり、遂に役者の鬘付を止めて了つて、藝者の髪を結ぶ事を職業とした。その者の弟子に甚吉といふ者があつて、それが一度百文づゝで、藝者の家の仲居などの髪を結つて居つた。それが渾名になつてそれから百さん〳〵と呼んで居つて、本當の名になつて了つた。その百さんといふ

男の擧動音聲は丸で天然の女のやうであつたといふ。これが女の髪結といふ所謂惡風の起つた起源である。この女髪結といふ者は其後樂翁公の寛政の改革で禁ぜられた。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

女藝者

次に女藝者といふ者の盛んになつたのも此頃である。江戸の端々の遊所は申すに及ばず、普通の處でも藝者の二人三人無い町は無かつたといふ。それが吉原だの品川の賣女の妨げになるといふので、賣女から訴へて高輪邊の藝者十二三人召捕られた事がある、是も樂翁公の寛政改革の時に禁ぜられた。

藝者の流行するに連れて、下町で毎日何方とも差別なく、少し眉目好い娘は皆藝者に仕立てた。夫等は皆三味線を少しばかり覺えたのみで、琴など彈く者は極めて稀で、唯淫樂の友とするのみなりと、森山孝盛は慨嘆して居る。武家などで少し酒宴などやる時は町藝者と云つて酌をする女を聘ぶ事は、何れの家にもあつた事である。

併ながら其町藝者といふ者も、矢張りまだ時代が時代丈けに、一般の風俗は華美に流れたとは言ひ乍ら、尙、質素の點があつた。髷を結ふのに、紅絹の切を吉野紙に包んで用ひて居つた。それから少し時代が後れると田舍娘でも髷を結ふのに縮緬を用ひるやうになつた。天明年間には、町方の女どもは、櫛卷といふ髮がはやり、髮をつかねて櫛につらぬき、根元を文通の反古で卷いたものだといふ。

* * * * *

三味線の流行

三味線といふ物を廣く用ひるやうになつたのも此頃からである。是が女性ばかりで無く男子が多く用ひたやうである。歷々の子供も、惣領より初めて次男三男までも三味線を引かぬ者は無かつた。野も山も毎日朝より晩まで音の絕ゆる間は無く、芝居のまねをして、下かたになつて、かぶき芝居の鳴物柏子をうつ。また素人狂言を到る處で催し、歷々の旗本が、河原者の眞似をし、女形になつたり立役かたき役などになつて騷いで居つた。樂翁公も燈前漫筆の事にその中をしるして居る。

高貴の人も三味線を弄ぶ

淨るり三味せんの如き、賤しくしかも淫哇といふて、人の心を蕩し、和に流れ、無禮失義に陷るものを、高貴の方にも慰みとし給ふもありといふ。是を聞て、なぐさみにし給ふだにあるに、後にみづから、其藝を習ひ、はては芝居物眞似などいふいやしきものゝ業をなし給ふもありと聞こゆ。貴き御身にて、勿體なくなげかはしき風俗なり。三味せんと云もの、百年以前には、盲人妓女、さては乞食のもてあそびと聞しが、今は貴人もひそかに手に取給ふ樣に成しは、淺ましき事也。淨るりといふものも、昔は文句もふしも、今の樣にはなかりしとぞ。今は人前にて語るべき物にもなく、聞べき物にもあらず。殊に親戚の間にては、聞に堪がたき淫亂の事を作り出し、それを聞て、互に恥らふ色もなく、興じもてあそぶは、いかなる心ぞや。是をも忍ぶべくば、終に禽獸の交りにもいたるべし。三味淨るりは、淫亂の緣となり、不義の基となる、恐るべし遠ざくべし。

*　*　*　*　*　*

賣女

寺社門前地幷に御家人拜領地の賣女屋

賣女の服装に倣ふもの多し

次は賣女である。天明七年に樂翁公の改革が始まつた時に、麴町十三町目に居つた下駄屋甚兵衛といふ者から差出した上書がある。其上書中にも、賣女が盛んになるので、其爲に其近所に居る所の娘は愚か女房下女共が其賣女等の一種華美なる風義を眞似して遂に次第に困窮になる者が多いといふ事を言つて居る。其文に曰く、

一江戸寺社門前地幷御家人拜領地に而、賣女差置候義多御座候に付、折々御吟味に而、けんどと申儀にて、賣女被召捕、新吉原へ被遣、地面を御取上けに相成候儀、難有御政道と奉存候、然は請負人右地面上納に相成候而は、賣女を差置候事、表向に出候體に相成候故、所々に賣女屋多く出來候に付、町々の手代とも迄も、親方へ損毛掛り候義、數々町人も、自然と奢り强相成候故、家業怠り候樣に成行申候而、近所に右體之賣女屋御座候而は、衣裳も花美なるを見習ひ、輕きものゝ女房娘までも、衣裳はでに成候て、町人か賣女風と相成候故、次第に困窮仕り候に付、自然と賣買之利潤にも、無理なる事出來仕候樣奉存候、尤

町家の妻妾等行儀の亂の源は賣女にあり

賣女も、新吉原斗に而不行屆候はゞ、今（一）ヶ所も片端にて、賣女屋御免被成候て、町内に賣女屋無之様に相成候はゞ、町人之身すきも宜相成可申、宿所二三丁も出候得は、早賣女屋御座候様に相成（一）候故、子とも行儀風義も悪敷、唯奢而已長し候様に御座候間、寺社門前之上　地面初御上納地にても、賣女屋差置候義、急度御法度に相成、壹町限町人へ右御吟味被仰付候はゞ、賣女差置候者も有間敷と奉存候、名主行司抔へ、賣女屋より相應之禮物等差出候て、差置候様との世間之噂も御座候間、ヶ様之儀嚴敷相止候様被仰付候て、賣女は右御免之場所斗に相成候様に被仰付候はゞ、人々家業怠りなく、相成可申、町家之妻妾下女に至まて、行儀之亂も賣女屋多く御座候故と奉存候、先年のことく、賣女少き時節之形相成候はゞ、自然と男女婦妹之行儀も正敷、夫々家業第一に相成可申候、ものゝ亂は女色に御座候得は、ヶ様に女色盛に相成候も、前に申上候通、陰氣盛にて陽氣衰陰陽和合片落に相成候故、天地之氣候も不順

に相成候樣奉存候、ヶ樣之義も、此度御救之御序に、御改被下候樣に、町御奉行樣へ被仰談候はゝ、町人親方分之ものは、廣大難有事と、右此度町人共御救之御慈悲被成下、難有く奉存候、右御救之儀、御役勤被進候に付、御慈悲にあまへ、愚意之存付奉申上候、乍恐一通御聞被成下候はゝ、重々難有奉存候、誠に御耳を穢し候段、恐入奉存候得とも、近年困窮彌增に相成候故、存候義箱訴にも仕度奉存候處、幸此度之御慈悲にすかり申候て、ヶ樣之儀も奉申上候得は、愚成私か、人の爲にもよからんと存付候、迷ひし念もはれかしと、愚痴之至、恐少も不顧、書附申候、

* * * * * *

中洲の茶屋の殷賑

その頃賣女屋のあつた處では、日本橋の中洲の茶屋が、餘程盛んであつたらしい。此中洲といふのは丁度安永の頃に埋立てた土地であつて、大橋から南の方の河岸凡三町餘、川の中二町餘埋立めた土地である。其邊に賣女が澤山張つて居り岸には水

茶屋が立列んで軒を連ねて居た。その中にも、大橋の方の岸に臨んだ所に四季庵といふ大厦高臺の料理茶屋があつて、夏の頃は、岸に臨んだ茶見世の軒に提灯をかけ渡したのが、水面に映じたさまは遠目には龍の都のこゝに浮み出たかと思はれた。其近傍には夜店だの見世物辻賣などが千燈萬照して、多くの料理茶屋が列んで居つて其賑ひといふものは實に天明年間の一壯觀であつて筆にも言葉にも盡し難いと言はれて居る。

隱賣女

其時分に隱し賣女は所々にあつたらしいので、回向院前、牛込赤城の社内、芝神明の社内、本郷の大根畑、丸山片町、深川の淸住町、芝の田町、本所の龜澤町、其外所所あつた。是等は皆寛政改革の時に拂はれて了つて、僅かに根津門前と深川八幡の門前、音羽觀音の門前、谷中感應寺の門前、一ッ目の辨天門前等は殘されて居た。

賣女の種類場所直段

蜘蛛の絲巻に、各地賣女のあつた處の名を最詳しく記して賣女の各種類、其名稱、直段など詳しく書いてある。當時の風俗の淫靡の有樣を察するに足るを以て、こゝに

之を抄出しよう。

かくし賣女

天明中盛んなりしは、土妓の賣色

根津　二朱

谷中いろは茶屋　二朱

音羽　二朱

赤坂　二朱

氷川　二朱

市ケ谷　八幡社内二朱

麴町天神　かげま

大久保しく〳〵谷　切みせ

下谷柳の稲荷　四六と切みせ

三島門前　ひとよ泊り二朱切二百
淺草朝鮮長家　切みせ
同所大根畑　切みせ
同所堂前　切みせ
赤羽根　二朱
芝神明社内　二朱にかげまもあり
高輪　二朱
中町　切みせ
花ぶさ町　かげま二朱
三田三角　二朱
淺草馬道　二朱十匁
蒟蒻島　靈岸島埋立地二朱後年ゐそ會所

八町ぼり代地　かげま出合茶屋切二百泊り二朱

上野下佛棚

同所三枚橋東側

けころ　切二百泊り二朱

此けころといふ名義は、此比淺草兩國橋町石町邊にて、ころび藝者と唱へ、百疋づゝにて、ころびねの枕席したるものありしゆゑ、此名あり。けころの名は、蹴轉ばしの義なり。此けころ切二百、泊りは客より酒食をまかなひ、夜四つより、二朱なり。一軒に二三人づゝ、晝夜見世を張り、衣服は縮緬を禁じ、前だれにて必半疊の上に座すなり。(按ずるに水茶や茶汲女の姿なりつらん)、此賣色、大方佛店より軒を竝べて四五十軒許りありつらん。是おのれが目睫をいふ。けころの姿繪にも、團扇にも賣り出だしたるを、余一柄を藏す、今は珍奇なり、さて賣色藪下

麻布市兵衛町　切みせ
鮫ヶ橋　切みせ
兩國回向院前銀猫　二朱
同所辨天金猫　一分
同所おたび
同所松井町　二朱
入江町　四六
深川仲町　一切二百
大橋　十匁二朱
櫓下　一切二朱
裏やぐら　同
すそつき　同

三十三間堂　四六
直助長屋　同
入船町　同
網打場　同
古石場　一切二朱
新石場　同
新地　同
大橋　びくに切二百下は百泊り二朱、以上三十三ヶ所、此外船まん頭とて、深川吉永町に軒をつらねたるもの、夜に入れば、船に一人づゝのりて、所々川岸、あるひは高瀬船に色をうる、百、下なる五十提重物賣女と號して、色を賣る、善惡にて價上下あり、地獄、夜鷹、右追々絶えて、今依然たるものは、北廓はさらなり、品川、新宿、并夜鷹のみ、

比丘尼

次に賣女の一つの種類として比丘尼といふ者があつた。是は古くから有つたことで

あるけれ共、此頃には益々盛んになつたやうである。一體比丘尼といふのは字の通り元とは尼の風をして居つた者であるが、それが終ひには着物を飾り、齒を磨いて頭を剃らず、小唄を歌ひ乍ら色を賣るやうになつた。護國寺前、愛宕下、四谷の新宿、板橋、千住あたりに其比丘尼の宿が有つた。

賣女税

此の如く澤山あつた賣女屋から田沼時代の幕府は税を取立てたのである。今日から考へれば當前の事であるが、其頃には餘程に不思議なものと思はれたのである。其税の取立てる場所には自身番を置いて、其處に御上納會所といふ札を立てた。其時分に天下の君が賣女の運上を取玉ふと言つて幕府の惡口を言つたといふ。今日から見れば藝者なり女郎から税を取るのは普通の事になつて居る。時勢の轉變も亦甚しと云はざるを得ぬ。

天下の君賣女の運上を取る

＊　＊　＊　＊　＊　＊

松平定信の改革の時になつて小普請組の植崎九八郎から差出した處の改革の意見書

賣女税は公儀が賣女の尻持する所以

御上納屋敷の賣女

の中にも此事を言つて居る。幕府が遊女屋から税を取るのは、即ち公儀に於て賣女の尻持をせらる丶所以であると痛論して居る。其文に曰く、

人倫不正は、近年御定の外の隱賣女、年々ふへ候に付、輕き者、少も容貌宜娘を持候へば、當座の金に、目くれ、相應の人にも可成女子も、捨果者と成、はては惡疾に身を亡し候事、是又不幸の甚敷にて御座候。若き男も、賣女御府内に充滿すれば、人情うごきやすく、是が爲に、君父の命にさかひ、身を不得立、己も惡疾に沈みはてぬる事多く、無是非次第に御座候、是迚も上古は不知、先は古今なくて不成物と承候は、御定のはし〴〵、遊女の外は不殘、御停止被遊度義に御座候。只今迄は、其所々年賦上納地と成候得ば、其間は地境の杭にも、御上納屋敷と書付、或は挑燈行燈抔にも書付置、御公義にて、賣女家の尻持被成候抔と、惡口申者も有之、聞も殘念至極之義に奉存候。中にも物堅き親も有之候得共、當時上立候程、女奉公人召抱候には、三味線小歌踊抔心懸け不申候ては、召抱不申候

女奉公人は三味線小唄の心掛あるを要す

習しの様に成、世上大方娘さへ持候得ば、小歌三味線抔のるい爲習、人中を見せ、行儀を覺させ候とて、却てばさら者と成候類、多く相見え申候。又いまだ奉公に出不申候內、手みぢかに、藝者に仕立、遊興を商せ、夫も手重く思ふ者は、名は藝者と呼べど、ろく〳〵三味線も不得習、實は賣女同樣の義、夫も面倒に存候は、地獄とやら名付、隱賣女のまた隱賣女とも申可事に候。是も近頃は法度致候事に成度候。唯今迄、御手入御穿鑿有之候得共、仕廻は運上上納に落入候得ば、却て御手入を待、表立商賣致候方よしと、御公儀を呑込候事、不屆と乍申、御規定之樣に覺來候得は、是等は右上納早速御止被遊、不殘御潰被遊度儀に奉存候。只今迄隱賣女御僉議は、町奉行組之內召捕、賣女牢舍、亭主は手錠にて、賣女は吉原へ被下候處、被捕候節、多くは立逃又は上納年賦切替之節は前々より知れ候事故兼て替玉とて能女を隱し惡敷女を差出候由。(下略)

*　*　*　*　*　*

男女混浴

女郎奢侈

また此頃は湯屋が男女混浴であつた。是も樂翁公の時になつて、寛政三年から禁ぜられたことである。右の植崎九八郎の上書又は甲子夜話などに依つて見ると隨分激しかつたやうである。暗中または夜になつては隨分風俗壞亂の情況が有つたらしい。次に春畫を賣買すること、又は張子の陰具を陳べ賣つて居る者も有つたといふことが、植崎九八郎の上書に見えて居る。
女郎の如きも隨分贅澤なまねをしたらしい。安永七年五月廿二日に牧野大隅守役宅で吟味を受けたもの、名前をしるしてあるのに、左のやうなものがある。

江戸町壹丁目　扇屋宇右衛門抱
猩々緋金絲にて紋ちらし惣もよふ七つふとん　鴇てる
同町　同人抱
淺黃繻子裏緋ちりめんそめ出し龍田川もよふ夜具七つふとん　はな扇
同町　玉屋彌八抱

紺地錦夜具五つとふん　しら玉

歌まき

同貳丁目　丁字屋庄藏抱

地古金らん錦夜具かゝみふとん　雛靏

京町壹丁目　四ッ目屋庄助抱

赤地古金らん錦夜具七つふとん　小夜衣

同二丁目　大菱屋久右衛門抱

緋縮緬錦もよふ夜具五つふとん　みつ花

かくの如きは、他の時代に餘り多く見られぬ事であらう。其頃に斯ゝ云ふ流行歌があつた。

世にあふは道樂者におごりもの

ころび藝者に山師運上

轉び藝者といふ者は、古く、既に田沼時代からあつたものと見える。
世に合はぬ武藝學問御番衆の
たゞ慇懃に律義なる人

（參照）
賤のをだ卷　天明雜記　寶曆現來集　退閑雜記　近世女風俗考　蜘蛛の絲卷　下駄屋
甚兵衛書上　燈前漫筆　植崎九八郎上書　甲子夜話　嬉遊笑覽　江戸繁昌記　後見草
續談海

第五　天變地妖

天變地妖のひきつゞいて起つた事は實に不思議なほどである。其重もなものを言へば、明和七年から八年にかけて、諸國大旱であつた、七年の七月には京都では野々宮定晴卿の日記を見ると、旱魃が六十餘日つゞいて、井戸の水が悉く涸れて了つたといふ。それは野々宮の屋敷の井戸の事であるが何處も皆水が無くなつて、その中で僅かに一つ丈け五寸ばかり水が殘つた。かゝる間に彗星が現はれた。これが、非常の恐惶を來した。さうすると其頃造營の工事を起されて居つた仙洞御所に於て怪しい風が吹いた。其邊に在つた木の端くれなどが空に飛交うて、乔の空中に舞揚つた樣子を見ると丸るで御所が燒けたやうに見えた。其虛空に數人の僧形をした者が飛行した。恐らく是は天狗の所爲であらう。實に此の如く怪しいことが引續いて來たのは世がもう末になつたのである。天變地妖が頻に至つて日々各〻枕を高くして

明和七年八年の旱魃

彗星

仙洞御所工事場の怪風

居ることは出來ぬ、といふ事が書いてある。

これは京都の事であるが、東國に於ても小田原などでは、水が絶えたので一日に人一人に水一升、馬一匹に水三升と定められたといふことである。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

明和九の年

旱魃が明和七年八年と續いて明和の九年になつた。明和九年は有名な惡い年であつたので、明和九は卽ち迷惑な年だといはれた。其年の二月二十九日から三十日に掛けて、江戸には有名な大火が起つた。此火事は江戸初つて以來の二度目の大火事で、第一は明暦大火事で殆、江戸の全市を燒拂つたといふ大火事である。今度も、それに劣らぬ大火であつた。其日正午頃江戸目黑行人坂大圓寺から火が起つた。その火元は其處の坊主に眞秀といふ惡黨が居つて、是が寺に火を放けた。それが初は太した火事では無かつたやうであつた處が、段々と燃え出して、白金から麻布一圓に燃え擴り三田から狸穴飯倉に及びて靈南坂へ出た。一方は芝へ出て西久保から櫻田、霞

江戸行人坂の大火

闕、虎門、日比谷の門、馬場先門、櫻田門から、常盤橋神田橋の方へ燃え擴つて、其間に在る所の諸大名の藩邸は悉く灰燼となつた。更にまた日本橋の方へ燃え出で通り三町目四町目から西河岸の方へ出て、北は本町石町、神田の町々竝に武家方一圓を燒いて小川町へ出て、駿河臺から昌平橋筋違橋、外神田へ出て、聖堂から湯島天神、其近邊一圓を燒拂つて、遂に上野仁王門から出て山下の寺を悉くなめつくし、車阪から下谷廣小路御徒町、入谷の方へ出て、金杉から箕輪、小塚原、吉原千住大橋に至つた。淺草の方では下谷の廣德寺前から、阿倍川町鳥越、本願寺の堂を舐めて、淺草寺から馬道、田町、新鳥越、橋場まで行つた。是で濟んだかと思つて居ると、其日暮六ツ時、本鄕の丸山田町から又火が出て、森川、追分、駒込、白山傾城ヶ窪の入口に及び、千駄木、根津谷中、根岸に至つた。處が翌日になつて又北風に變り常盤橋の外の火が南へ拔けて大傳馬町から馬喰町、濱町、堺町、葺屋町、小網町、大阪町、浪花町、田所町、住吉町、伊勢町、駿河町、室町、日本橋、中橋、京

明和九年大火燒死供養五百羅漢石像

(目黑行人坂大圓寺境內安置)

橋あたりまで擴つた。其の未ノ刻に大雨が降つて風も靜まつたので纔かに鎭火する事が出來た。此火事は長さが六里、幅が二里、大小名の藩邸、寺院、町家、等夥しく燒けた。類燒の數は寺社が百七十八、萬石以上の屋敷が百二十七軒、中屋敷八百七十八、萬石以下御目見以上の者が八千七百五軒、それから怪我人の數が目黑の大圓寺から芝の切通まで百九十一人、西久保から虎門までの間に三千二百八人、神田橋日本橋の間が二千四百人、筋違門から下谷、淺草、明神下上野までが八百人、新吉原の內に八十六人、丸の內は幾人あつたか分らない。燒けた町數が六百二十八町怪我人の數が都合六千百六十一人、燒死んだ者の數は詳かなるを知らぬといふ。後に目黑の大圓寺の內に五百羅漢の石像を造つて燒死んだ者の供養をした。其石像は今に目黑の大圓寺に殘つて居る。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

地方の旱魃

江戶では大火があつた處が地方に於いて又旱魃で以て非常に苦んだ。米澤の城主で

有名な上杉鷹山の如きは親しく封内の愛宕山に上つて雨を祈つたり、其前後に屢々封内の神社に祈禱を命じて、雨を祈つた。

洪水

其秋頃になつて江戸から東海道九州、奥羽諸國は大風雨で洪水が出た。殊に江戸などに於て甚だしかつた。それは八月二日の事であつたが、海から潮を吹上げて本所、深川は水に浸され永代橋は風の爲に吹折られて了つた。其時には春の行人阪の大火のあつた後の事であつて、最早家が新しく出來たばかりであつたのが風の爲に吹倒された物が頗る多かつた。例の野々宮定晴卿の日記中に其事を記して、大に慨嘆して居る。定晴卿は一體非常な慷慨家であつて、特に幕府に對しては激しい反感を有して居つた人であるからであるが、斯う云ふ事を言つて居る。

天災は小人國柄を執る故也

近年武家專ら收斂を以て先となし、衆下苛法に苦しむ。今年頻りに凶災あり、天、暴厲を懲す歟、然り而して益不道を行ふ。萬人憤怨す。是れ偏に小人國柄を執るの故也。

大風雨

と言つて居る。此大風雨のあつた後十五日經つて十七日にもまた江戸に大風雨が有つた。關東筋で家が四千餘軒吹倒された。

＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊

改元

かくの如く餘り年が好く無いといふので十一月十六日になつて朝廷に於て改元せられた。卽ち明和九年を改めて安永元年とせられた。當時斯う云ふ落首ができた。

めいわ九も昨日を限り今日よりは
　壽命ひさしき安永のとし

明和九年が安永元年と改まつたに際して、斯う云ふ風に緣起を祝つたけれ共、一方には之と反對な落首もあつた

年號は安く永しと變はれども
　諸式高直いまにめいわ九

如何にも其迷惑の年は尙續いたのである、

疫病の流行

翌安永二年になつて三月頃から激しい疫病が流行つた、是は何病であつたか、江戸中に於て三月から五月までの間に凡そ十九萬人の病死があつた。是は上流社會にはあまり無くて特に中以上の者に多かつたといふ事である。然るに遂に上流社會にも及んで、六月十八日には尾張の徳川宗睦の子の治休が疫病に感染して卒去になつた。時に落首があつた。

御屋敷へ町からうつる疫病は
　はしめ中間をわり(尾張)中將

＊　＊　＊　＊　＊　＊

其翌年又疫病が流行つて仙臺領の如きは氣仙一郡で死者二千百〇七人に及び、病者一萬三千四百七十三人あつたといふ。此年も亦、大風雨洪水で京都大阪は最激しかつた。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

大島櫻島の噴火

其後三年ばかりは先づ無事であつた。然るに、安永七年になつて、又京都に洪水があり、それから日向にも洪水があつた。其年の暮から八年に掛けては伊豆の大島が噴火した。さうして八年の十月になつて、今度は櫻島に大噴火があつて、死者一萬六千、牛馬二千に及んだ。

* * * * *

淺間山の噴火

安永は九年まで續いて、十年に天明元年と改められた。天明三年の頃から淺間山の大噴火が起つた、其時の樣子を書いた物は澤山あるが、こゝに其一斑を言へば、天明三年七月四日の頃から淺間の近傍震動夥しく、其邊りの人民は迚も此家に居ることは出來ぬ、或は林を楯とし、薦蓆などを屋根へ掛け又地がさけるかも知れぬといふ事で竹林を切りすかしてこゝに居を移し、中に父母妻子を上州武州の方へ立退かしたのもある。翌日の夜九ツ刻から晝夜となく天地震動して小さな家はヒシ〳〵と仆れ、怪我人も多く出來た。老若男女は足に任せて二三里も逃げて行つたけれ共、

此の如きことは二三十里四方皆同じやうな調子であるので、最早是では天地も崩るるかと泣き叫んで居る。何方にゆくとも助かりやうはないと嘆き悲む聲村々に響き渡つて誠に目も當られぬ有樣であつた。かゝる處に、川の近傍の村々では、六日の朝になつて、俄かに洪水押寄せ來り、窪地の民家は崩れた儘押流された。此時小さい砂石の降ること夥しく、淺間の方を見れば滿山黑雲黑烟、其間に青く赤いほそき火焰が立登つて、震動益强く、遂に人々はどうなる事かと呆れ果て居つた處に、何だか知れぬものが淺間の方からドウといふ音をなして流れて來たと思へば、今度は水では無くて湯が流れて來た。あつや〳〵と半死半生になつて、小高い處へ逃げるのもあり、木の上へ、匐ひ上つて生命を助かつたものもある。逃げ遲れた者は其湯に足を捲かれ乍ら匍匐になつて逃げたのもある。老人小供は多く此湯に燒かれて死んだ。大木大石も炎にやけ、大木は根から拔けて二ツ三ツに折れて空中から降下る。四方一面に眞暗であつたけれ共、大石大木の燒落る時は宛かも白晝の如くであつた

淺間山噴火の圖

（チチング編繪解日本記挿圖）

といふ。家々に飼つてあつた牛馬は曳出すことも出來なくて捨てた儘放して居つた故に、其牛馬が死物狂になつて、當るを幸いと蹴散らして其爲に死する者も少くなかつた。處が又深山幽谷から熊、猪、狼等が出て來て之が爲にかみ付かれて死する者數を知らぬ。其他三四日の間は晝夜と無く同じ事で、誠に末代にも有るまじき大變で目も當てられぬ有樣であつた。

此噴火の爲に縱二十五里、横七八里の間は殆ど一物も無く燒失せた。また川の砂地が埋つた爲に泥を押寄せて損害を受けた場所が長さ三十五六里、村數百二十三、流れ死んだ人が千四百十一人、死馬が六百五十二匹あつた。(或は、流された家數は千七百八十三軒、人は三千七十八人死んだともいふ。)

その頃次のやうな落書ができた。

開帳

開　帳

本尊淺間山出頭泪如來
泥の御丈丈六　評議菩薩の作
幷に
失村の赤如來　方々大事勢湯の時寫
十方の變神　半死半生乞食筆
人馬手足地々の蔓陀羅　愁傷蛇の作
震働雷天の損像　火石和尚作
砂降の名號　仰天大僧正の筆
皆無の火俵　變の評ぢや一流散亂作

附り

原田とふた二度剃髮の毛　其外靈寶等
遠藤むちや李の關札

天明三卯年七月中於當山令灰火者也

月　日　信州吾妻山　燒黃院

砂毛歌

天明三卯年七月六日頃より、信州淺間山燒候由、六日暮時比より、八日迄、震動、幷灰降ル毛降ル、

砂や降神代も聞ぬ田沼川、米くれないに水野もふとは、

淺間しや富士より高き米相場火の降る江戸に砂の降とは、

＊　＊　＊　＊　＊　＊

斯樣な大變があつた處が、其前年から六七年頃に掛けて有名な天明の飢饉が起つた。中にも天明三年といふのが最激しかつた。殊には東北地方が最も激しかつたのである。津輕邊では弘前が最激しく、郡内の死亡が八萬千七百二人に及んだ。下野黑羽藩士の鈴木武助といふ人の書いた農喩の中に此年の飢饉の狀況をしるした一節がある。其文に、

卯(天明三年)のきゝんも此近國關東のうちは、まだ大きゝんとはいふにいたらず。

……奥州等の他國にては、うゑ死にせしが多くありけり。わけて大きゝんの所にては、食物の類とては、一色もなかりければ、牛や馬の肉はいふに及ばず、犬猪までも喰ひ盡しけれども、つひに命をたもち得ずして、うゑ死にけり。其甚所にては、家數の二三十もありし村々、或は竈の四五十もありし里々にて人皆死に盡し、ひとりとして命をたもちしはなきもありけり。其のなき跡を弔ふ者なければ、命の終りし日も知れず。死骸は埋ざれば鳥けだもの、餌食となれり。庭も門もくさむらも荒て、一村一里すべて亡所となりしもあり。

この飢饉の時に高山彥九郎が奥州に往つて、山路へかゝつた處、道を失うて、とある人家を見つけて、尋ねて入つて見れば、中には白骨累々たりし樣は目も當られず。大に驚いて物凄くおぼえ、やう〳〵に路を求めて人里に馳ついたといふ話も、また右の書にしるしてある。

はげしい處では食ふ物が無いので、春になると草木から食物を採る爲に、山野に出

て草を摘んだり、或は藤の葉其他の草葉を採つて以て食物に充て、又草木の根を食ひ或は松皮餅、藁餅など食つた。中には又食ふ可きことの出來る限りは食つて了つて食物は一切無くなつた。終には前の死んだ者の屍を切取つて、其肉を食つた者もある。或は子供の首を切つて、其頭の皮を剝ぎ去つて、それを火の上で炙り燒いて、頭蓋骨の破目に匙を差入れて、中の腦漿を拔き出して、之に草葉などを入れて食つたといふ。陸奥の方で或人が何とかいふ橋を通つた處が、其下に飢ゑて死んだ者の屍骸が一つあつた。それを切つて股の肉を銘々の籠の中に入れて持つて行つた者があつた。それを何にするかと聞いた處が之に草葉を混ぜて犬の肉だと欺いて賣るのだと答へたといふ事がある。實に思ひやるだに酸鼻の極である。江戸府內に於ても地方から來る食料が段々滯つて、食物が乏しくなつたのである。

*　　*　　*　　*　　*　　*

飢饉に伴うて疫病が流行つた。幕府では出來る丈けの事をやつた、此疫病の流行を

防ぐが爲には、藥の方を町觸れにして知らした。是は幼稚な方ではあるけれ共、當時に在つて最善の方法と考へられて居つたことである。それは享保十八年の飢饉の時に幕府の醫者望月三英、丹羽正伯が作つた救療方を更に廣く示したのである。其文は左の通りである。

飢饉に伴ふ疫病救療方

町觸

時疫流行候節、此藥を用て、其煩をのがるべし、

一時疫には、大つぶなる黑大豆を、よくいりて、壹合、かんぞう壹匁、水にてせんじ出し、時々呑でよし、右醫濕に出る、

一時疫には、茗荷の根と葉をつきくだき、汁をとり多く呑てよし、右時疫備急方に出る、

一時疫には、牛房をつきくだき、汁をしぼり、茶碗半分つゝ、二度飮て、其上桑の葉を一握ほど、火にて能あぶり、きいろになりたる時、茶碗に水四盃入、二

盃にせんじて、一度飲て、汗をかきてよし、若桑の葉なくば、枝にてよし、右孫眞人食忌に出る、

一時疫にて、ねつ殊之外つよく、きちがいのごとくさわぎくるしむには、芭蕉の根をつきくだき、汁をしぼりて、飲てよし、右時疫備急方に出る、

一切の食物の毒にあたり、又いろ〳〵の草木きのこ魚鳥獸など、喰煩に用て、其死をのがるべし、

一一切の食物の毒にあたり、くるしむには、いりたる鹽をなめ、又はぬるき湯等にかきたて飲てよし、

但草木の葉を喰て、毒にあたりたるには、いよ〳〵よし、右農政全書に出る、

一一切の食物の毒に當て、むねくるしく、腹張痛には、苦參を水にて能せんじ、飲食を吐出してよし、右同斷、

一一切の食物にあたりくるしむに、大麥の粉をこふばしくいりて、さゆにて度々

飲てよし、右本草綱目に出る、
一一切の食物にあてられて、目鼻より血出で、もだへくるしむには、ねぎをきさみて壹合、水にてよくせんじ、ひやしおきて、幾度も飲べし、血出やむまで、用てよし、右衛生易簡に出る、
一一切の食物の毒にあたり、煩に大つぶなる黑大豆を水にてせんじ、幾度も用てよし、魚にあたりたるにはいよ〳〵よし、
一一切の食物の毒にあたり、煩に赤小豆のくろ燒を粉にして、はまぐりがいに一つ程づゝ、水にて用ゆべし、獸の毒にあたりたるには、彌よし、右千金方に出る、
一菌を喰、あてられたる、忍冬の莖葉とも、生にてかみ、汁をのみてよし、右夷堅志に出る、
右の藥方、凶年之節、邊土之者、雜食之毒にあたり、又凶年之後、必疫病流行

事あり、其爲に簡便方を撰むべき旨依被仰付、諸書之内より、致吟味出也、

享保十八辛丑年十二月　望月三英

丹羽正伯

右は享保十八辛丑年、飢饉の後、時疫致流行候處、奉行所え板行被仰付、御料所村々え被下候寫、

右は當時諸國、村々疫病流行致し、又は輕きもの、其雜食之毒に當り、相煩難儀致し候趣、相聞候處、前書享保十八丑年、村々え被下置候御藥法書付之儀、久敷事故、村々にて遺失致し候儀も有之候に付、此度爲御救、右之寫、村々え領主地頭より、相觸候樣可被致候、

五　月

斯くの如く、天災が續いたが爲に米價が非常に騰貴した。田沼意知が佐野善左衛門に殺されたのも丁度其頃である。此後も尙天明六年六月の十二日からヅッと續いて

十六十七と洪水があつた。是は江戸開府以來の大水と稱せられる。又凶歳が段々續いた爲に天明七年になつて、諸國に暴民が蜂起した。江戸に於ても有名な打毀しといふ事が起つたのである。其次第は更に項を改めて説明しやうと思ふ。

（參照）

定晴卿記　後見艸　明和日錄　武江年表　古今百代草叢書　上杉年譜　泰平年表　續談海　會津家世實紀　續史愚抄　伊達治家記錄　續皇年代畧記　高松藩記　續高鍋藩實錄　津輕舊記　農喩　安永撰要類集

洪水
天明のぶちこわし

第六　百姓町人の騒動

百姓町人の困窮

さなきだに財政困難を訴へた處へ、天災地變相つぎ、幕府は究迫の餘、種々の新案施設を試みる。その事については後に別に章を設けて述る通りであるが、その色々の試みの爲めに直接間接に負擔を重くせられたのは百姓町人である。水火饑饉に苦められた彼等はこの抑壓に遇うてはつひに勃發せざるを得ないのである。かくの如くにして百姓町人の騒動は所在に起りて、つひにこの時代の一特徴を作るに至つた。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

上州武州の農民蜂起

先づ明和元年の十二月の末から二年の正月に亘り、上州から武藏邊に掛けて農民の蜂起した大事件があつた。是は明和二年の四月に、日光東照宮の法會を催すに付て親王方だの公卿衆の日光への參向の爲に道中の人馬不足するに依つて、近國から助鄕と云つて人馬の繼處〱へ人馬を差出して其用を勤めるのが定りになつて居る。そ

れが平生は大抵入目が百石に付四十五匁位な課役になつて居つた處、今度は三月から八月迄に百石に付て人足が六人馬が三匹、それが一般に掛かることになつた。若し馬拂底の村は一匹に付て五兩づゝ出さしめるといふことであつた。然るに、近年は諸郡百姓甚だ困窮して年々の上納にも難澁して居る所へ既に當年春も朝鮮人が來朝したるに依つて、其時に臨時に高百石に付て三兩一分二朱の割に仰付けられ、それも是非なく濟ました處であつたに拘らず、今度またさう云ふ事があらうといふので、百姓共は大に苦んだのである。そこで勘定奉行小野日向守からこの事を命令して評定所の留役倉橋與四郎成瀬彦太郎といふ者が其場所〳〵の檢分に出掛けて行つて人馬徴發をしたのである。然るに農民は此重い課役に大に苦しみつひに上州、下野、秩父、熊谷邊の百姓が騷動に及んだ。さうして與四郎等の處へ大勢押掛けて行つた。與四郎等は先づ忍の城へ逃げ込んで行つた。是に於て百姓等は、直ちに江戸表へ出て、其事を訴へるといふので、七八萬人の者が、群を成して各、鎌一挺に藁一束竹

蜂起の因由

深谷宿の本陣を打毀す

伊奈半左衛門忠宥の鎭撫

一本づゝ持つて出掛けていつた。その藁を持つたのは何の爲かと云へば、川を越える時に若し江戸の方からの命令で以て、船を止められるとか橋を止められるといふことがあつた時には、川の中へ藁を投げ込んで、さうして川を淺瀬にして渡す、竹は筏に組んで渡る積りであつた。そこで其農民の大群は、先づ途中に於て、深谷宿に押寄せて、本陣の武井新右衛門といふ者が、其課役の議に與かつたといふので、其居宅を打破つた。それを忍の城から押へに出て來て、衝突が起り手負が凡百餘人、卽死五人出來た。其事が段々江戸へ注進があつたので、御目付の曲淵正次郎、松平庄九郎、御先手古郡孫大夫遠山源次兵衛、奥山甲斐守、井出介次郎等に命じて、其組の同心を率ゐて鎭撫の爲めに遣はされた。若し百姓共が江戸近く來たならば、空砲を打つて之を防ぐやうにといふ事にして、見附〳〵の門へは、御徒目付などを配して控へしめておいた。處が愈々騷動が大きくなつて、靜まり兼ねるので、遂に其頃の名郡代として譽のあつた伊奈半左衛門忠宥に命じて之を鎭撫せしめた。忠宥は直ちに出

街道筋問屋への意趣返し

向いて、百姓共に向つて、願の通り聞屆けるから何れも引取るべしといふ事を申渡した。百姓共は難有く存じて、皆々村々へ罷り返ることになつて、事が納まつたのであつた。然るに、百姓等は此度の傳馬の事は、海道筋の問屋役人共が己れ等海道筋宿々の負擔を輕減せん爲めに遠く五里七里十里も隔てた村々までも歩役をかけるやうに願出たが爲めであるといふので、酷く問屋を憎んで居つた。そこで此序でに押寄せて、意趣返しをしてやらうといふことになり、數萬の大勢が、閏十二月の晦日に一隊は熊谷に押よせて問屋に亂入し、柱をきり壁を落して家を押しつぶし、諸道具を取出しうちくだきそれより金谷村上野村を襲うた。また一隊は登町（川越より三里）の名主半藏の家に押よせて之を打潰した。翌一月の元日は靜かに年始を勤め、二日には根岸村（川越より三里）の松菴といふ醫者の居宅を潰し、入間川の宿に入り、綿貫半兵衛といふ酒屋の表長屋から居宅土藏殘らず打潰し、其上、質物など取出して井戸の中に埋め、俵物等殘らず打毀りそれから酒倉に入つて藏つて置いた

所在荒しまはる

酒の道具を殘らず摧いた。酒は皆外へ出して、恰も大河の如く流れ、怪我人なども少々あつた。其宵には押垂村(川越の北三里)の酒屋へ押込んで造り置いた酒六尺桶四本を飮み、其勢は更に進んで金岩村勘助の家を潰した。それから同村の名主次郎三郎の宅へも同斷の事に及び、更に一里程西の方に進んで高倉村勘左衞門の宅をも同じく打毀り藤谷村熊坂傳藏の宅へも押寄せた。傳藏は罷り出て之を抑へやうとしたけれども、散々に打擲に遭うて、生捕になり、其上居宅を打毀られた。又他の一群は川越より一里程西の鯨井村名主織右衞門の處へ押寄せ、殘らず打潰し、それより天滋村の名主甚之丞方に押寄せて、同上の儀に及んだ。又一里程北の組屋村の鳥見彥四郎方へ押寄せ、それより平塚村の名主彌惣次方に押寄せ、川越より十町ばかり北の小田島村の名主六左衞門方へ曉方に押寄せた。此群が今度は川越の江戶町の問屋九左衞門方へ押寄せようといふ風聞があつたので、川越の城中から士卒を率ゐて之を固めて、翌三日の早天に石田村に打つて出でてトウ〱內百人ばかり生捕つた。

處が是等は大抵川越領内の名主であつたので委細訊問の上之を返した。これによつて翌四日の夜までは、川越の町は稍、靜謐に過した。然るに川越の二里程北東狐塚村では、甚左衛門といふ者の宅へ凡二萬人ばかり押寄せた。甚左衛門方に於ても豫て此事あるべしと、近村から加勢を頼んで、二千人を以て家を守つて、皆竹槍を以て控へて居つた。寄手は先づ名主の宅へ押寄せ散々に打潰して、それより甚左衛門方へ押寄せた處、甚左衛門は豫て準備をして、長屋の屋根へ灰だの石だの木だのを揚げて置いて、徒黨の押寄せるのを待つて居つた。寄手は數ヶ所の土藏を打毀つて、長屋に掛かつた處が、豫て用意の灰、石、木を打落したので、寄手は大きに苦み、遂に破れて引退き、凡、三十人の卽死者を殘して引あげた。それから尙、城下へ押寄せるといふ評判があつたので、城内に於ても警戒を怠ること無く、御用の外一切出入口を止めて、固く戒めて居つた。それで翌六日は少々靜まつたやうであつたけれ共、三四里四方の間は太皷、法螺貝で時々鯨波を揚げ、その騷がし態いは、殆ど名狀す

べからざるものがあつた。其内に追々に百姓共も散つて、騒が靜まつたのである。實に是事件は島原以來の大騒動だといふ當時の評判であつた。

＊　＊　＊　＊　＊

次に明和五年の八月、佐渡の村人が亂を起した。此事は佐渡に關する書物、又越後の大名諸家の記錄、幕府の日記等にも何等の所見が無いことであつて、僅かに京都の公家衆の日記に見えて居るのみである。卽ち野々宮定晴卿の日記に見えて居ることである。佐渡の農民が、苛政に苦んで、遂に徒黨を組んで、其島廻りの旗本細井百助及佐渡奉行靑山七郎左衞門を焚殺し、夏目藤四郎は囚になつた。徒黨の總勢六萬餘と稱した。其事が越後の方からして幕府の方へ通信に及んだので、江戶から諸大名へ加勢を仰付けて、新發田の溝口信濃守、高田の榊原式部大輔、長岡城主牧野駿河守、村松の堀丹後守、村上の內藤紀伊守等が命を承けて、討伐の兵を向けた。定晴卿記に見えて居ることは、唯それ丈けの事で、委曲は未だ明かで無いのである

が、先づそれで鎭撫したものと見える。是が他の各方面の記錄に見えぬのは、頗る怪しむ可きことであるけれ共、定晴卿の記す所は、其名前なども極く確かであつて、未だ之を疑ふ可き丈けの理由がない。幕府方の物に此事の傳はらぬのは偶〻其材料が缺けて居ることだらうと思ふ。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

上方筋百姓の强訴

次には明和六年正月九日に幕府が令を出して、上方筋に於て百姓が强訴するとて黨を結んで村を騷がすといふ聞えがあるが、先づ鎭めるやうに計らつて置いて、若し猶鎭まらぬ時は、近傍の公料私領に牒して、兵を出して之を捕へ、代官又は領主に送れ、但し弓銃は用うるなと命じたことがある。かやうな强訴があつたものと見えるが、其地方其他委細の事は分らぬ。ついで同年二月二十一日には、百姓の强訴鎭壓の命を下した。その趣は、近頃遠國の農民等が願事を含んで諸處に會合して、檄文を以て他の村々をも誘うて、村役人を初め其他恨みある家などを打毀つ者がある。

その事を質さるゝに及んで願事を申出るものがある。此の如きは畢竟領主地頭が公を憚つて、只管事を穏便に濟さんと欲するより、下民が益〻放縱に成り行いて、不法の事を起すのである。抑〻民を憫むは左る事ながら、此の如く、徒黨を企てゝ、村里を騒がす者を穏かに扱へば、所在之に倣つて、益〻附け上るのである。今よりは公領の民が騒動を起したならば、其近傍の領主より人數を出して、私領ならば其領主は申すに及ばず、近傍からも力を戮せて十分に手強く之を討伐すべし、といふ事を命じた。ついでまた、七年の二月にも同様の意味を以て、萬石以上の諸大名に此事を諭した。同年の四月十六日には、村々に高札を立て、徒黨の企あるを知つたならば速かに告訴するやうに諭した。其主意は、總て民多く打集ひ、僻事を謀るを徒黨と稱へ、黨を結んで强ひて訴事をするを强訴といふ。相謀つて村里を出て奔るを逃散(てうさん)といふ。是皆先々より禁ぜられたる處である。若し之を犯す者があつたらば、速かに各〻其屬する役所に訴へ出づべし。其の褒賞としては、徒黨を訴ふる者は金

强訴鎭壓の令

徒黨注進に關する令

百枚を與ふ。强訴と逃散も、之に准ずる。また其情に依つては、刀及苗字を許すこともある。假令又一たび徒黨に與すとも、張本の者の姓名を訴へ出づれば、其罪を許して褒賞を與ふ可し。又村々騷動に及ぶ時に其黨に入らずして、事を鎭め全村の者をして一人も與せしめざる者は、褒銀を與へて苗字帶刀を許すべしといふ事を定めた。翌年の五月二十日を以て、再び徒黨に關する令を頒つて、黨を結んで、領主に强訴する者は捕へて其張本人は遠島に處する等以下それ〴〵其刑を定めた。斯う云ふ風に、屢〻令を出して徒黨を戒めたのを以て見ても徒黨强訴が頻繁であつた事が知られるのである。

＊　＊　＊　＊　＊

飛驒の騷動

安永二年十一月十八日には飛驒の幕領に於て農民が黨をなして代官大原彥四郎の處へ强訴に及んだ。是は代官所に於て近年新規の運上を掛けて、百姓が難儀に及んで居る上に、尙又檢地をするといふ沙汰があつた。それで大野吉城二郡の者が徒黨し

検地を免ぜられんことを乞ふ

駕籠訴の百姓入牢

入牢を免されんことを乞ふ

て強訴に及んだ。それは元祿年中に一度檢地があつてより、今は八十四年其儘になつて來て居る。それを、又々檢地せられることは、難儀至極の事で、百姓が立行かぬといふ事を、江戸へ出て、訴に及んだ處が、一向埒が明かぬので、老中松平右京大夫へ駕籠訴に及び、その訴訟に及んで百姓共七十人餘を入牢仰付けられた。そこで其趣が國の方へ聞えて、農民共は、日々代官の私舍に出て、どうか江戸に於て入牢せられた百姓を宥して頂きたいと願つたけれ共、容易に其願が聽容れられぬので、段々考へ出して、是は一つ高山の町を難儀をさせたならば、それに依つて自から願の趣旨が聽容れられるだらうといふ事になり其要路々々へ集つて、番所を立てゝ、代官所へ納める米を初め、高山の町へ出す米穀を押へて、炭薪鹽までも止めた。恰も寒天の時分で、町の困窮言ふばかりなかつた。そこで代官の方から差圖して之を咎めた。願の筋があらば、自分の村に歸つて、願出ろと言つたけれども、なかなか聽容れないのみならず、其願の濟まぬ内は、收納米の一粒も入れぬといふ意味で、

一宮の徒黨

諸處に高札を立てた。然るに益田郡は、最初から其願に同意しないのみならず、却つて年貢をば納めやうとした處を、道で奪ひ取り、つひに宮村に集つて、黨を作つて、毎日願に出る。代官所では總代丈けを出さして、それが門の内へ這入るといふと、忽ち入牢せしむるので、それに懲りて、百姓は門外へ代官手代役人を呼出しては願をのべる。その中に宮村に集つた徒黨は勢漸く盛になり、つひに十月二十日に及んで、大野吉城の徒黨三四萬人陣屋へ攻め掛つて强訴に及んだ。彦四郎門外へ出て、願の筋があるならば、申出せと言つた處が、豫ての願筋を聽屆けられぬ内は、上納を仕らぬといふ。已むを得ず其收納の事は、冬中は延ばしてやると申付けたので、稍引き取つたけれども、尙二十二日には、五六千人の者が攻寄せて行つた。そこで此有樣では到底代官の無勢では之に對することは出來ぬといふので、美濃の郡上の青山家の方へ加勢を願つた。青山家に於ては君侯が參府中であるので速かに家老等の評議を凝らした。時に、多くのものは先づ早打を以て江戸へ伺ひを立てようといふ

代官所より近隣諸大名に援を請ふ

のを、末席に控へてゐた一家老が、此火急の場合にそのやうな、のんきな事をいつて居れぬ、後日若し咎があらば拙者が引受けるといふので、急に番頭に命じ一番二番三番と出兵せしめ十八里の山道を越して一息に馳付けた。都合千三百四十人の士卒が出張することゝなつた、先發隊は二十九日に高山に着いた。晦日に第二の隊が出發して、十一月二日に高山に着いた。同日第三の隊が出發した。青山家からは江戸に注進に及んで、萬一の場合に飛道具を使用致して差支なしや否やといふことの伺に及んだ。當時の幕府の繁文縟禮が此一事で以て察することが出來る。代官からは青山の隊に向つて一宮村に居る徒黨を討拂はんことを乞ふた。然るに、青山氏は後難を恐れて、妄りに飛道具を使用したら後に叱られる事もあらうといふ心から躊躇して居つて尙、江戸表への注進の指令を待つて居つた。是に於て代官大原氏は更に大垣の戸田氏、苗木の遠山氏へ援兵を乞ふた。十一月十六日に幕府からは、事情視察の爲め江堀、布施、甲斐庄等を派遣し、また濃州岩村の松平能登守、富山の前田

青山勢の一揆攻撃

出雲守等に出兵の命を下した。同日大垣の戸田氏からは老中へ伺を出して出兵すべきや否やを問うた。其日になつて青山氏へ老中から指令が届き、代官彦四郎の差圖に依つて行動すべしといふことを命じて來た。青山家の人々曩に代官から交渉が有つた時に代官の手代共の言に、若し今直に攻撃をしないでは立遲れになるかも知れぬから、已むを得ず大垣苗木の方へ出兵を申遣はすより外ないと言つて暗に青山氏の躊躇して居るのを臆して居ると言はんばかりの口振をしたので、之を遺恨に思うて居つた。それで青山の方は老中の指令あるや否や苗木大垣の兵の未だ着せぬ以前に於て一刻も早く一宮村を攻擊して必死の働を示すべしとて、十一月十四日の夜半を以て出發して十五日一宮村を攻めた。徒黨忽ち敗績して百二十四人を捕へて、大原に渡し、鐵砲又は脇差、連判狀等を分捕した。それで徒黨は大方鎮壓せられて了つた。十七日になつて苗木の兵が到着し、十九日に岩村の兵が着し、十二月二日に大垣の兵が着いた。富山前田家の軍は途中まで來たが事靜まつたので引返した。其後、尙

一揆の處刑

高原鄕に徒黨が一隊籠つて居つたが、岩村苗木の兵を以て之を伐ち、百姓を詮索して七十三人を捕へた。それから又古川といふ處に於て八十九人を捕へた。乃ち首謀者四人を磔刑にして、十二人を獄門に曝し、一人は討首、十三人は遠流に處せられ、以下それ〴〵に其刑に處せられた。是で此一揆が治まり十二月十日頃から諸大名の兵が漸次引揚げて歸つた。德川氏の代始つて以來、鐵砲を以て土民を殺したといふ事は此時を以て始とするといふ事である。

* * * * * *

信州の百姓騷動

安永六年二月三日に信州高井水內の二郡に於て、百姓の騷動があつた。是も課役を納める期月を延期せられんことを乞うて許されなかつたので、代官の家へ押寄せて騷動をしたのである。勘定方を遣はして、其事を治めしめ、首謀者二人を獄門にかけ、以下六人を遠流に處し、其外は追放せられた者が多かつた。そこで安永六年九月を以て令を申ねて今後强訴する者は嚴刑に處すべき旨を諭した。

次には天明元年上州に於ける絹絲改役所に付ての騷動である。此事は後章に於て述べるつもりであるから玆に略する。

＊　＊　＊　＊　＊

＊　＊　＊　＊　＊

上州絹絲改役所の騷動

信州百姓の强訴

天明三年九月の末から十月初に掛けて、信州に於て、また百姓の强訴があつた。是は其頃、淺間山噴火が起つて、信州から上野兩國の田畠が悉く荒廢したので、農民等の飢渴を叫ぶ者多く、四五百人から、千餘人黨を組んで、各々其領主の城門に集つて、賑救を乞うた。然るに其請が容られない。上野安中の農民が殊に激しかつた。そこで嘆き訴ふる事三度に及んだけれ共、領主から捗々しい返答も無かつたので、農民等は憤つて、城内へ押入らうとした。已むを得ず、言ひ諭して漸々に引取らしめた。之に紛れて、近國の兇民共が多數集つて、黨を組んで、無辜の民の家に亂暴に及んで、金銀米穀衣服器具の類を掠め、九月から十月に及んで、殊に激しく、信州

徒黨注進に關する令

天明七年のうちこわし

の小諸邊を劫掠して、將さに進んで上田城へ入らうとした。城主松平左衞門佐忠濟兵を以て之を逐ひ、數十人を生捕つた。殘りの者は四方に逃げ散じ、之に依つて一揆が漸々靜まつた。

是に於て幕府は同年十一月の四日を以て、又、令を發し、徒黨を組んで、良民の家に放火し又は其居宅を打毀らんなどと紙に書いて、壁に張、良民を劫かす者が近頃屢々あるやうである。總て此の如き者があつたならば、其村々は更なり近村の者共其地に至り、徒黨の頭を捕ふべし、若し捕へ得難き時には、其居所と姓名とを聞糺して、公領私領を問はず、其地の代官或は最も近い土地の代官に訴へる可し、と云ふ令を出した。

* * * * *

斯樣な風に諸國に於て屢〻百姓の騷動が起つたのであつたが、遂に天明七年五月に有名な打毀しを以て騷動の大團圓を結んだのである。此天明の打毀しといふ一件は

大坂市中のうちこわし

近畿東海中國九州諸國の騷動

江戸のうちこわし

米價騰貴

田沼沒落以後の事に係るのであるけれ共、此時代の相を最も鮮かに示したものであるので、茲に併せて述ぶるのである。

天明の打こわしの騷動は、まづ大阪から始まつた。七年五月十日から十二日に及んで、大阪の市中に於て、町人數十人が蜂起して米問屋二百餘軒を打毀はした、尙又富豪の家にも闖入して亂暴を働いた。中にも尾長谷屋といふのが最も酷く打毀はされた。これと同時に尙、京、奈良、伏見、堺、山田、甲府、駿河、廣島其他中國九州の國にも斯樣な騷動があつたさうである。が、その中最も激しかつたのは江戸の騷動であつた。天明三四年の頃から年々の凶作で米價が非常に騰貴した、その爲に人民が大に苦んで居つた。七年の春に及んでは江戸の御藏前の張紙が三斗五升入が百俵に付て百八十兩、夏の張紙か三斗五升入百俵に付て二百二兩といふ相場であつた。其頃の普通の米相場は天明前後に一石に付て五十匁か六十匁の間であつた。二百二兩といふのは、之を銀に換算すると天明の七年の相場で一兩が五十七匁であるから、

十一貫五百十四匁になる。即ち一俵が凡そ百十五匁餘になる、一石が凡そ三百三十匁ばかりに當るので普通の五倍乃至六倍以上に當つて居る。さう云ふ相場であつたので町民共は一同大に困窮に及んだ。然るに町々の米屋等は諸人の苦みをも顧みず、各々米を買ひ占めた。幕府では、その買占めた家を取調べて封印をつけて勝手に賣ることを許さず、伊勢町に於て五日の間庄屋名主の切符を以て賣渡すべしといふことにした、幕府が人民保護のつもりで出したこの令は却つて益々賣買の道を塞げて、人民を苦めた。飢死せんよりは、その米屋等をやつつけろといふので、つひに、暴民の蜂起を見るに至つた。騷動は五月十八日に始つた。其日、本所扇橋邊深川六間堀邊で玄米屋舂米屋を夥しく打こわした。一日を隔て丶、二十日に至り、赤坂邊から、山の手、四谷、青山邊の玄米屋舂米屋を殘らず打こわし、翌二十一日には、芝金杉邊から、本芝、高輪邊の米屋を殘らずた丶きつぶし、次に新橋邊から京橋邊南傳馬町の米屋は申すに及ばず、乾物屋まで打こわし、更に進んで、日本橋に及んだ。

本船町の白子屋仁兵衛といふ玄米屋の二階には、あとで見たらば大八車が二輛もちこんであつたといふ。夜に入つては、小網町、小舟町から鎌倉河岸に及び、一方には、大傳馬町、油町、馬喰町邊から御藏前の藏宿殘らず打こわし、また神田明神から湯島本鄕邊にも及んだ。二十二日までに打こわされたといふ處は、あらまし、左の通りであつた。

打毀られた町々

日本橋、中橋、京橋邊、新橋尾張町、靈岸島、龜島、本所、深川、本石町、白銀町、堺町、元大坂町、難波町、和泉町、高砂町、乘物町、長谷川町、橘町、富澤町、兩國近邊、橫山町、小傳馬町、大門通、橋本町、柳原、淺草馬道、山の宿、山谷、坂本、箕輪、千住、駒込、巢鴨、小石川、牛込、大久保、市ヶ谷、麴町、麻布、白銀、三田通、芝築地、鐵砲洲、八町堀、新川新堀、茅場町、

すべて町續の所で、玄米屋、舂米屋は、一軒も殘らず破壞せられた。一話一言にはその米屋の名前がくはしくしるしてある。今度の災を免れたのは、たゞ元飯田町ば

暴神の出現

かりだといふ。これは、士屋敷が中に交りて居る上に、屋敷々々から手廻しをして、人を配置して、警戒してゐたからである。千住の伊勢屋長兵衛といふ家があつたが、前年大水の時、日本堤の上に米を出し臼をならべて、つかせ、多くの人を救うた事があるので、暴民等は、此家は前年人を救うた家だからこわすのはよせよといふ事で、災を免れたといふ。暴民の數は凡そ二十四組で總計五千人ばかりで蔦の者といふ風のものはなくて、皆奉公人或は浪人等の普通のなりのものであつた。その人數の中に、十七八とも見ゆる美少年が一人居つて、飛鳥の如く、かけめぐり、之が先に立つて指揮をしながら、金剛力士の如き大力で、大八車を以て戸をつき破り、或は土藏造の金網を片手に引破つた樣子は、目ざましいものであつたといふ。騷動がしづまつてから、この少年は何處へいつたか、何國の誰といふ事を知るものがなかつたといふので、或は暴神の顯はれましたのだらうなんかといふ人もあつた。その打潰し方は、米、大豆などは途中へ打散して山のやうに積出しても少しも盜取らず、

家財道具は障子屛風等もひき出して、やぶりちらし、小袖帳面等もやぶりすて、火の元には念を入れてゐた。酒屋だとか、又は、菓子屋などは、酒とか菓子とかを振舞つて、無難に通つたのもある。酒食は貪つたが、盜は決してしなかつた。若し道路に散つたものを取つて逃る者があつたらば打毀し連は之を取返して、打擲して、取つたものは、引破り、捨てゝ置く事は、町火消の掟によく似てゐたといふ。幕府に於ては、町奉行、作事奉行、勘定奉行、寺社奉行等を召集して、老中等と評議に及び、俄かに出兵に決し先手方を出張せしめて六組に分つて巡視し、ついでまた十組に增し、若し手に餘る場合には、切捨にすべしと命じた。見附々々では、棒突六人に小頭を添へて、夜は高灯燈で張番した。戒嚴令が布かれた有樣であつた。世間では「是式の儀に、天下之御門番高張にて警固被致候には及申間敷」といふ批評があつた。かやうにしてやう〳〵暴動は治まつたのである。二十四日に至り、幕府は廉價を以て米、雜穀を賣り出して、窮民の食を給し、また金二萬兩、米六萬俵を出して

暴民仲間の掟

幕府の戒嚴

幕府の賑救

話よりも大なる騷動

賑救した。この騷動は實に「江戸開發以來未曾有の變事地妖」であつた。「却て書付咄しにいたし候は大忿成ものに御座候處、此度の儀は此方に而さへ咄に承り候より見候者の方大に驚入、中々三ケ一も認取兼候、誠に亂世同樣に御座候」といはれた。

(參照)

久保定明見聞錄　見聞續集　東武百姓一件集書　川越蠢動記　定晴卿記　明和錄　飛高隨筆記　廻狀留　前田家譜　戸田家譜　青山家譜　北窻瑣談　寬政重修諸家譜　後見艸　甲子夜話　安永錄　天明錄　泰平年表　聞のまに〳〵　退閑雜記　文恭院實紀　天明記　天明七丁未年江戸飢饉騷動之事　一話一言　森山孝盛日記　蜘蛛の糸卷　智理安久多　憲教類典　寶曆現來集

第七　財政究迫と貨幣の新鑄

幕府の財政困難

天災地妖が打續いた爲に困つたのは、人民ばかりではない。幕府こそ非常な財政困難に陷つた。尤も田沼時代に於ても早くから隨分喧ましい儉約令が出してあつた。

儉約令

寶曆十三年には諸役所の費用を節減すべき命令を勘定奉行が出して居る。明和八年には、其前年に旱魃があつたが爲に、今後五年間儉約すべき事を令じ、また大名其他への貸借金を止め、一般に經費を節減すべき事を命じた。此時の儉約令といふものは隨分立入つた細かいものであつて、幕府に於て、御臺所から料理を諸役人に賜ふのには、今後五ヶ年の間は、老中若年寄へは湯漬を賜はる。御側衆、奥向の面々、評定衆へは香物共に一汁一菜と限る等、其他一々料理の儉約の細かい極が出來た。卽ち左の通りである。

去寅夏中、御料所旱損之國々多、御收納高格別相減、御勝手向御入用不足に相成

臺所料理の節減

候に付、元拂御納戸、御作事方、小普請方、御賄方、御材木方、御細工所、其外遠國御役所等迄、定式臨時共御入用、當夘年より五ヶ年之間、格別之御倹約被仰出候程之義に付、猶又左之通被仰出候、

一諸國借金、所司代并大坂御城代は勿論、遠國奉行諸小役人等、御役被仰付候節は、是迄御定之通拜借可被仰付候、其外萬石以上以下共、不依何事、拜借相願候共、當夘年より五ヶ年之間は、容易に御沙汰に被及間敷候、尤去々年は、諸國一統旱損に付、銘々倹約を專一被致事、

但、公家衆門跡方、其外寺社等、江戸遠國に不限、拜借之儀は勿論、堂社御寄附等も、五ヶ年間は御沙汰不被及筈に候事、

一御臺所料理被下候義、當卯年より五ヶ年之間は、老中若年寄は、御湯漬被下、御側衆奥向之面々評定所へは、香物共に一汁二菜之積り、夜食は是迄之通、一の間二の間御臺所被下候面々へも、是又朝夕夜食共に御湯漬被下候間、其通可被相

心得候、只三の間之義も、香之物共一汁二菜之積、四の間御臺所は、是迄之通被下候、尤席共に御酒は不被下候事、

但御煤取幷歳暮年始、其外規式之節は、是迄之通御料理被下候事、

一諸向共惣て御入用に相成候儀は、右御儉約被仰出候年限之間は、別て心附御入用高相減候樣、相心得可被取計候事、

筆墨紙の儉約

一御用に付諸向相用候筆墨紙等、御納戸より受取は勿論、御入用に相立候分、江戸遠國不限差出候書付等、粗紙相用候ても不苦候、筆墨之儀は御右筆等之外は、

一對物之筆大形上筆等決て相用申間敷候事、

但遠國奉行等、諸伺書類奉書紙に限候に不及、其所相應之紙相用可被申候事、

疊は五ヶ年繕はず

一御城中之ロ、其外部屋等、御疊之處、切損候共、五ヶ年之間は、取繕等無之筈に候事、

右之外惣て御入用筋之義に、可成たけ相成候樣に可被相心得候、

儉約令についての落書

四月

これについで次のやうな落書が出た。

差上申請狀の事、

一此けちと申女、生國貧州かつへ郡くはす村にて、隨分始末成る者に御座候間、我等御請に罷立、五ヶ年御儉約中、御奉公に差上候處、實正也、御給金之儀は、一ヶ年五匁銀一枚に相定、爲御取替、四文錢五十文御渡被下、慥に受取申候、

一御公儀樣御法度之汁菜之儀は不及申上、女に不似合大くらゐ仕候歟、又は燒みそにても、度々なめ候はゝ、如何樣にひたるいめ被仰付候共、違背仕間敷候事、

一宗旨之儀は、代々錢宗にて、御益町困究寺旦那に紛無御座候、此女萬一相煩候はば、我等方より返料差上可申候、爲後日仍如件。

押込御門外

命和匁月　請人　山下屋平兵衛

西欲はん町

人主　川井や次郎兵衞

田沼右近樣御內

水野小左右衞門殿

武士ハ始末郡　迷惑山空腹寺

勘定上人御作、

開帳

本尊泪如來

出羽國川井山田沼明神地內、

夘月十一日より、五ヶ年之間、神主村松右近方令勘略者也、

靈寶はひたるい〳〵、

一御臺所役人は、乞食大師之御影、燒味噌僧正の眞筆、

一普請方は寢ても苦勞傘佛

一諸願はやんた稲荷大明神

一日向國たゝなめの御守本尊、奉行上人の眞作、

一御臺金のたまるこくう藏ぼさつ、天下十代ゐわ武者の府作、

右寺神の外、色々困究佛さん金四文錢通用

此方より諸物備一切遣し不申候、

當時鉢木

いて其時のかんりやくは、壹萬兩にて有し世の、その印には、料理引ケて、酒すつへり、席に湯漬こうの物、やきみそ合て二の間二菜なり、場所さん〳〵にくすれても、修復あらさるたゝみかへ、五年の間休て候、

半歌仙

お湯漬を空て笑ふや時鳥、　衣更して出ぬ拝借、
筆墨は安ひ所にしくはなし、　古い疊を幾年も敷け、
建立の軒は崩て月かもる、　秋の哀をしらぬ顔つき、
新豆の焼みそは又ふんな物、　五年の内は親椀てすむ、
登城には貳本道具て人を留め、　腹を抱て急く退出、
花よりは小金の花を打しあん、　蕨をつんてかてにしなさい、
おいとしや皆年比て目か霞、　はつかしくなくおちは文なり、
商人は皆な噂とふところ手、　泪のいともふれる御笑止、

蟬丸

是や此酒も料理もへらされてへるもへらぬも御湯漬のはら

萱家

此度は汁も吸ずして表上燒みそ二食めしのまに〳〵

業平朝臣

千早ふる神代も聞す表上菜くれないに金ためるとは

右近

忘らるゝ役は思はす觸出し人の命の惜しくないか那

周防

春の夜の欲斗なるつき合に甲斐なく立ん名こそおしけれ

源順

水の出羽に出す書付を詠むれば今こそ欲の最中なりけり

三夕

見渡せは酒も肴もなかりけり裏店めきし秋の夕暮

さみしさはみそもかはりもなかりけり槇も燒すに秋の夕暮

心なき鼠も哀知られけりくいものもなき秋の夕暮

右近と懸て　洗濯やととく　意ハ　しぼりてほし上る
田沼と懸て　みそすりととく　意ハ　ひとりかきまはす
川井と懸て　まゝ母ととく　意ハ　めつたにつめる
牧野と懸て　氣せうな痔持ととく　意ハ　下の痛にかまはぬ
町與力同心と懸て　下手あんまととく　意ハ　むせうにつかみたがる
諸大名と懸て　稻村ととく　意ハ　かりたがる
旗本御家人と懸て　つむじ風ととく　意ハ　めくりもするはきやまる
醫師衆と懸て　御所文庫の内張ととく　意ハ　皆まにあいしや
出家沙門と懸て　五辛ととく　意ハ　あれもこれもくさいやつばかり
金持た町人と百姓檮高と懸て　鵜のまねする烏ととく　意ハ　身の程をしらぬ

運上請負人と懸て　おほかみととく　意ハ　人の骨をかじる

名主大屋と懸て　ひきかへるととく　意ハ　罷出てひちをはる

藏前者神田者と懸て　犬がりととく　意ハ　こゝもきやんかしこもきやん

曲淵とかけて　うしほの中の眞水とゝく　意ハ　よく道筋をわける

御臺所は一の谷なりかんこ鳥夏の湯漬に舌をやき味噌、まな板は重たまゝに干上て井戸の水まで溜てけんやく、喰物もなくて月とは曲もなしあほうなつらて月を待虫、裏枯の禪寺めきし肴部屋にむかしのふみを出して木枕、陸尺の衆道やくるひを取持て雜水吸て暮す椀方、表上とんだやくわんと成にけり時鳥なく小間遣なく、四五年は疊の上のこもかふり呑にもむねの痛む御酒部屋、

とこそでは川井やちらと與次郎兵衛もうそろばんで法華經の聲、
獄の間は一汁二菜月と花何もつい へと騎射の破魔弓、

きめうてうらいちよい〳〵、

皆さん聞給へ、四五年こつちへ、日本の金めか、右近がかゝれば、周防かほのめく、田沼か流とて、川井の樋から、水野へ落込、板倉升ても、阿部ない事だに、世間か詰れは、眞鍮きせるか、銀になるやら、棧留はかまは、丹後に成やす、娘子共は、藝者に成やら、鍋金錢ても四文の通用、本町通りにちらほら明店、赤絵か世に出て、めくりに成やら、四貫の相場か、五貫に成やら、六位の武家衆か、侍從に成やら、三汁五菜か、湯漬に成やら、町人百姓かこぢきに成やら、年季野老か長歌初て、曲り形にも覺へ仕廻て、なんてもあたまは本多の事だに、着物の袖口ちや、細いか時花、なんのかのとて、是では茶釜か、やくわんと化けて

も、御無理は有まい、此すへ大切、用心しなさい、あげくのはてには、油もつい
えだ、元結もついえだ、坊主になれとの、御觸か廻ろふ、今から衣の仕度をしな
さい、あんまり違は有まい、うるさいこんたにほう。

如味諸人困究丸

一　第一、困究する事妙也、
一　けんやくに用てよし、
一　人の油をとるによし、
一　義理をかくによし、
一　事をかくによし、
一　はじをかくによし、

右用様毎日二三度つゝ、さゆにてもちゆ、

物の高むら無た字つくし

餴 ハルユツケ　饋 ナツミツツケニ　鍬 アキチヤツケ　餎 フユシラカユニ　飢 マルハヤキミソ

訓 川ウマル　谿 ヨクウケチイニ　詠 ミツマサル　訨 カミハトリコム、　訐 シモハコンキウ

鋃 ナミハフセ　鈁 ヨロツウン上　錐 ヨハツマル　鈋 ハケハヤクワンニ　鍬 トンダチヤガマヨ

融

荒恐しのけんやくや、そも迷惑の其中に、唯一色の焼みその、なりも形も小さきは、如何成謂成らん、シテ「夫は旱魃に、入目の末多ければ、其爲にへらさるゝ、縦

は汁の有、湯の至極薄きが如くなり、地「此度のせち始には、シテ「川井井山下地「黒飛色の焼味噌のシテ「かけた炭にもたとへたり、シテ「また勘略の奉行は、地「五匁銀とうたかふ、「うんつく面々は、シテ「是を菜とも戴く、地「一厘も下されず、シテ「萬民も困窮、地「取は次第强くなり、シテ「奥は五ヶ年樂に伏す、「聞もうるさきお益筋、シテ「武士も泣　地「上へも聞えず、シテ「われはや、地「よく取〆てのき方の守みとなり、布衣となる、此兩人にさそはれて見樣見眞似をやり給ふ、よそほひあらは、からしの面かけや、あほうらしおも影や、

御書致拜見候、旱損之砌、彌御五ヶ年樣御揃御儉約に被成、御暮、珍重奉存候、然者兼而御約束申上候御手造之御湯漬可被下候由、御志之段、あたしけなく奉存候、後刻算次萬々減し可申上候、以上、

月　日　　　　平兵衞

次郎兵衛樣

此度格別御倹約被仰出候上者、世上一統に、倹約を專に可致儀に付、猶又御旗本惣てきやんの面々、以來左之通可被相心得候、
一布衣以上之面々、女郎買之儀、以來一統に六印可被相用、若無據勤筋にも抱り候突合等之節は、其段頭支配へ相屆け候上、壹分女郎可被相求候、且紙花之儀、追而金子差遣候事、堅無用に候事、
但引はり候節は、當時之致相場、錢下直に付、錢買上、壹貫貳百文相拂可申候、十貳文つもり之儀は、算入再應吟味之上、請取置、船頭に任せ不致、自分賄可然事、
一布衣以下御番方諸小役は、格別之譯合有之節は、根津音羽等えも相越、平日は蹴轉し、又は百藏可被相用候事、

但眞鍮錢之内取違い候振合にて、文錢四五文迄は、取ませ通用不苦候、最下かり喰逊、ふつたくり之筋、器量次第たるべく候、横根斷三十日相立申候事、

一右往來船駕共、堅く無用に致し、はつち尻はしよりたるべく事、

但足に毛有之輩は、はつちも可有用捨事、

一衣服之儀は、向後糞見え相止め以來、星入引け物三つ物、第一鎌倉がし等専に相用、八反懸け之義は、太織島にてまぎらし、縮緬は早染草を以、手前にて幾度も色上げ可相用、且又魚葉牡丹、鎧蝶、靄の丸等之紋所は、染代にもかゝはり候に付、蛇の目釘貫之類、替紋に可致候、繻絆は壹尺十四文之晒木綿可然候、若心得違、天鵝黑繻子等之半襟被用候輩有之候はゞ、見懸次第、御徒目付姓名を承り、若被咎候事如何候、

但、夏足袋之儀、近來裏のぬけ候を被相用候輩、まゝ相見へ候、右之分は下冷快候哉に付、向後足袋可爲無用候事、

一褌之儀、縮緬を用候面々有之候、不埒之至候、向後秩父縞之外、不相用、當番竝他出之節は相用、在宿之節むふんたるべく候、
　但痳病之節は、一統に木綿可被相用事、
一髪は本多銀ぎせる之類、決て無用候、銀にて不叶節は、吸口色替り候得は、相濟儀に候間、吸口斗張り繼にて、可被用候、且本多天窓之儀は、損し早く、油元結費に候、以來ざつと水髪、又は引詰はけ長等之積り、十日に一度つゝ可被結置候、最がた竝亂びんうんざりひんにて出勤不苦事、
一多葉粉入更紗は相止め、一統に油紙可相用候、右格前之譯有之候節は、下直成金巾に書更紗可被相用候、
　但多葉粉之義も、國府用來候輩は、以來は痰に當り候などゝ號し、舘の寸切り相用、平日は可成たけ拾匁八文可被用之事、
右之通相心得、以來諸事高慢に、決して相愼、諸入用不相懸候樣に、日夜無懈怠、

安賣女相調、上納地格別に繁昌致し候樣に、可被相心得候、最胥虚又瘡毒等相煩候はゞ、一粒金丹大服延藥等之物の入候療治は不仕、捨置、早速病死仕、部屋住被召出之者は、勿論、若き輩家督之輩、家斷絕におよひ、御切米上り、少にも公儀之御かすり有之樣に、精々可心懸候、

右之趣可被相觸候

＊　＊　＊　＊　＊　＊

貨幣の新鑄五匁銀

かくの如く財政が困難であつたが爲に、貨幣を新鑄して、一時を彌縫しやうとした。明和二年には、五匁銀といふのを作出した。此五匁銀といふのを初め作出した時には、銀の重さを以て目方丈けの直段の相場に通用して居つたが、それが明和四年からして、其實際の價値如何に拘らず、輕い重いに構ひなく、金一兩に付ては六十匁、

銀の輕重に拘らず價を定む

それから金一分に付ては五匁銀三個、一兩に十二個といふことに定めて了つた。其作つた數が總計千八百六貫四百匁に及んだ。是は安永元年の暮頃まで作つて、其頃か

ら止めて、何時となく通用が止んだ。

*　*　*　*　*　*

四文の眞鍮錢

次に明和五年には、四文錢の眞鍮錢を作出した。其總額が一億五千七百四十二萬五千三百六十枚に及んだ。是も金の質が餘り良く無いので、錢價が下落して人民之を厭うた。之に付て激しい落首が出來た。

四文錢の落書

四文錢落書

ちかき頃青海鳥といふあく鳥出る、もとは田の沼より出る、龜井戸邊より多く生ず、町中飛びあるき、民家えゆけば早々おひ出す、毛黄にして、うしろに青海波をおふ、なくこゑ四文〳〵といふ、又一名をつりとりともいふ、めん鳥は羽色しろく光りて、こへつく〳〵いふ、瀬戸物のかけをおほくすいて、くろふ物にあたれば、くだけてみぢんとなる、大あく鳥なり、

四文錢色はうこんでよけれども、かはいや後はなみの一文、

五匁銀

南鐐二朱判

四文眞鍮錢

大物の浦うち返し詠れば新中納言浪にたゞふ

わい〳〵天王

天王様はふやすかおすき、ふやせや小錢、相場をあけて、世間の人に利はない〳〵となかせておゐて、青海波のおかしき錢を是見よ、作田にあれみよ、牧野兩手をあげて、わいわいとなきやれ、

*　*　*　*　*　*

南鐐二朱判の新鑄

安永元年に南鐐二朱判といふ物を作出した。是は銀二朱八個を以て金一兩に充てる。然るに是も其質が惡くて此二朱判百兩と金百兩とを兩替するのに、二朱の方からして替賃を二十四五匁出さなくちやならぬといふやうな相場である。さう云ふ事の無いやうに、金と同じやうに通用するやうにといふ法令を屢々出したけれ共、是は法令で以て貨幣相場といふものを立てても、實際に行はれるものぢや無い。銀貨の相場が下落して、其結果物價が騰貴した。そして此二朱のみが市場に出て、小判小粒

小判小粒影を隱す

鐵錢

下駄屋甚兵衛上書

諸色高直は二朱判の爲め

などといふものは跡を隱して皆收貯せらるゝやうになつた。安永三年には又鐵の錢を鑄たこともある。是は暫くにして止められた。

*　*　*　*　*　*

當時の新鑄貨幣が、如何に人民に嫌はれたかは左記の下駄屋甚兵衛の上書（天明七年六月）を見ても、その狀況が思ひやられる。

乍恐以書付奉申上候、

麴町十三丁目

下駄屋甚兵衛

一近年諸國一統困窮仕候に付、東國筋西國筋百姓町人に至迄、御救之御慈悲御座候儀、難有御座候に付、乍恐愚意存付記之、奉申上候、

一廿年來諸色高直に相成候儀は、貳朱銀出候てより、西國方金相場、段々下直に相成候、大坂表にて、其已前金壹兩に付、六拾匁より七拾二三匁迄高下御座候處

金の位悪し

四文錢と大水

唯今にては五拾匁五拾五六匁に相成候故先年よりは金之位悪敷相成申候、凡金銀は陰陽にかたとり候ものとやらん承候、右之直違にて、陽衰へ陰盛に相成候道理にて、陽之日影衰、陰盛に相成候故、兎角雨天にて、水難多御座候、何れ陰陽和合不仕候而ては、五穀成就不仕道理歟と奉存候、陽之金之位悪敷相成候儀は、貳朱銀四文錢出來候而より之事と奉存候、先年之通に、貳朱銀四文錢通用相止候はゝ、金銀之位に和合仕、近々之内諸色下直相成、三十年以前之ごとく、國土繁昌仕時節に立歸申かと奉存候事、

一四文錢之裏に、青海波之形御座候も、皆其大水にて御座候得ば、浪と成水の躰をうごかし候故、自然と雨を催候樣に相成可申道理と奉存候、最四文錢は、川合越前守樣より始り候故、其功之殘候樣に思召候て、浪の形を付候とやらん者も御座候、天下之御寶と相成候錢、ケ樣之形出來候も、自然と陰氣を動し候樣に相成申候、又貳朱銀之極印に七つ星を御付候も田沼樣定紋とやらん申候得共、

是も天下之御寶、ヶ様之極印出來も、星は陰にて夜顯れ候ものか、晝盛に通用する物に顯候は、如何にて候、壹人前之紋所は、其人限之事に候得ば、天下通用之寶には如何あらんと申人も御座候、夫故か六七年以來日照にて干損も無之、雨降候て水邊五穀成就不仕候、其大洪水水難之國々多御座候、とかく陰陽和合に而、五穀成就之順氣に相成候は丶、自ら地より生るもの、穀物野菜に至まで、澤山に相成可申奉存候事、

金の位惡きにより諸大名大阪にて米を拂ふ

一御大名樣方、廿ヶ年以前迄は江戸表の御家中へ、御切米方、皆々國元より米積下り、御用辨せられ候處、近年二朱銀通用被仰付候而より、金之位惡敷候故、大坂にて米御拂被成候て、江戸にて御買入被成候得ば、金百兩に付て貳拾匁程之德用御座候に付、皆々大阪にて御拂被成候、江戸にて御買入に相成候故、自然と江戸米不足に相成候樣に奉存候事、

江戸米不足

一大坂表其外西國筋より、江戸表へ米積下り度奉存候得共、金之直違にて、相場

江戸大阪金相場の相違

上流の倹約寺社の祈禱料節減神佛の加護薄し

引合不申候故、積下候石數減じ候樣に奉存候、此節貳朱銀通用相止候はゞ、金之位直り候に付、西國筋より積下候米穀始、諸色澤山に下り候樣に相成可申と奉存候事、

一近年五穀は不及申、諸色地より生る物、豐作と申事は稀に御座候故、諸色高直に相成候も、一通り最に候得共、全體錢之相場下直に相成候故、世上一統困窮仕候樣奉存候事、

一近年天之順氣惡敷候故、穀物實のり不宜候に付、百姓も困窮、夫に連大名樣方へ受納も相減候に付、自然と御難澁被爲成候樣に奉存候、上々樣方御倹約にて、前より相定り候神社佛閣に而祈禱料も御止め候故、神佛之加護も薄く御座候に付、夫に連候而、天下之順氣も惡敷相成候歟と奉存候、上々樣御倹約成候も、兎角陽氣衰陰氣盛に相成候故、御家來えも下ものは半知抔と申事御座候得共、奥向相勤候女中え半知と申事は相聞不申候、此御倹約に、女中方之はで成衣

嘗杯と、御振替被成候も、五穀成就之御祈禱も、前々之通勤させられ候樣に相成候はゝ、佛神之御守も宜敷相成可申哉と奉存候、か樣に申上候得ば、社人坊主にひいきの樣に相聞候得共坊主にも社人にも、私親類は無御座候へは、ひいきは無之有樣に申上候、左候はゞ、自然と豐作に相成可申哉と奉存候、既に今年麥作十分之出來に承候處、三月中旬頃之雨天にて、大に不作に相成候、初之積より、半分之出來は相成候よし、天之順氣に連候事故、日照には雨乞、長雨には日和之御祈禱抔、昔は上々樣にて、重て御取斗御座候由、此節百姓之食に當候事、江戶表へ多く出候故、大勢之命つなき申候、若今年秋作惡敷候得ば、大難義は不及申事と奉存候、此節田畑之樣子にては、十分に餘り候豐作と、百姓衆之物語も承候得ば、難有事に奉存候、併此後天之順氣若惡敷相成候得ば、折角作り上候田畑不作に相成候哉と、大に案んじ暮し候、百姓は不及申江戶町人迄も其而已申暮候故、願くば、上々樣にて五穀成就之御祈禱被仰候樣、相成

候得ば、彌豐作可仕候、兎角天之順氣、人力にては行屆不申、神佛之御力を借り可申事、第一之儀と奉存候、か樣に申上候も、恐れ有事ながら、此節生之不自由に付色々愚痴之迷ひをも奉申上候事、

一關東筋、文字金、ひた錢通用多時分に百文に調たるものは、唯今にては貳百文にて相調候樣に相成故、御大名樣かた寺社方樣御勝手向、御入用之違、十六年以前之御帳面と御引合被成候得ば、御手當之違相知れ可申と奉存候、右金銀直違之儀は、京大阪引合之問屋中え、御尋被遊、廿年以來之帳面之樣子、御吟味御座候はゞ明白に相知れ可申事、

一貳朱銀四文錢通用相止候歟、又は四文錢百文に付銀六貫取引定直段被仰付、南鐐も壹兩に付びた錢五貫文引替に相定候はゞ、南鐐四文錢之高下相場御座候而、南鐐と四文錢は、四貫壹兩之割合にて、定直段に令通用御座候はゞ、世上一統に悦可申と奉存候事、

兩替の直の相違

一兩替之儀も、先年は、金壹兩に付、廿文位之直開にて兩替仕候處、四文錢出來候てより以來は、段々直違御座候て、只今にては、壹兩に付百文以上之直違にて兩替仕候故、不存寄、兩に付七拾五六文餘之損も御座候得ば、御武家樣百姓町人に至迄、及難儀申候、其樣子は、五文拾文乃至百文貳百文と小錢を集、金子兩替仕候節は、壹兩に付七拾五六文之損毛に相成候、兩にて僅之樣に候得ども、日々通用何萬兩と申金子にて割候ては、廣大之違に相成候、右諸國之困窮か樣之儀、其根元と成候樣に奉存候事、

それ〴〵、この五匁銀なり二朱判なりはその地金は皆外國から輸入したものである。輸入の事については、更に後章に於て詳かに述べやうが、元來は田沼の巧妙なる貿易政策から出た事であるに拘はらず、それによつて新鑄した貨幣の質がよくなかつたが爲めに、つひに失敗に終つたのは、まことに惜しむべき事である。

（參照）

憲法編年錄　明和錄　大成令後集　見聞續集　大日本貨幣史　國家金銀錢譜　續談海
草茅危言　天明大政錄　下馱屋甚兵衛上書　通航一覽

第八　開發座運上

田沼の積極政策

上に述べたる如く、財政の窮迫を救ふ爲めに、貨幣の新鑄を行ふと共に、一方に於て、田沼は財政經濟に積極主義を採つて大に經營につとめた。卽ち土地の開墾、鑛山採掘、各種の座卽政府の專賣事業、問屋、卽民間專賣、及び種々の運上卽營業稅の收納を盛んに起したのである。

印旛沼手賀沼の開墾

まづ、下總の印旛沼及手賀沼開墾の事業、此事業は夙くは八代將軍の享保九年の頃から計畫せられたものであつて、同年の八月十九日に下總千葉郡平戶村の源右衛門等が相謀つて、印旛沼を開墾して新田を起さん事を幕府に上申した。其時幕府から役人をやつて實地を檢分せしめた事がある。其計畫が段々熟して來て、安永の九年になつて、印旛郡の總深新田の名主平左衛門、島田村の名主次郎兵衛が連署して、印旛

開墾の目論見書

沼開墾の目論見書を幕府へ進達した。それはかねて幕府が平戶村から檢見川の海面

開墾資本とその收入

までを掘開いて、さうして印旛沼の水を海に放し、新田を起し、併せて運輸の便を開かうといふ事を計畫して、其目論見を平左衞門等に命じて調べさしたのが此時になつて進達せられたのである。さうして其費用の資本は大坂の豪商天王寺屋藤八郎、江戸淺草の長谷川新五郎といふ者をして出資せしめ、成功の後は地元の人民が新開地の二分を取つて八分は金主の方に渡してさうして工費を償却しやうといふ考であつた。大體の見積高は二通りになつて居つて、三萬兩でやらうといふ計畫が一つと、六萬兩でやらうといふ計畫と、兩方出したのである。一年置いて天明二年になつて幕府は勘定方の役人を遣はして手賀沼印旛沼、開墾の爲め實地の檢分をせしめた。其頃の勘定奉行松本伊豆守秀持それから赤井越前守忠晶の二人は主として此開墾の計畫に興つたと見える。それから段々計畫が進んで行つて、天明の五年には更に又勘定方が出張して手賀沼印幡沼の工事の監督に及んだ。さうして段々其工事を實施する事になつた。六年の二月にも、亦、勘定方を派出して工事を督勵した。然るに

天明六年の大水に工事大損害を被る

六月から七月に亘つて、武藏、下總、上野、下野の諸國に大に雨降つて、諸方の邸など崩れるもの數ヶ所、利根川には水が漲つて、堤防を越えること十數尺、それが數十ヶ所切れて下總の關宿が最も激しい水害を被つた、此時が前にも言つた通り、江戸に於ても甚だしい水害を受けたので、新大橋、永代橋なども流れ、男女の溺死する者算なしといふ有樣であつた。此時に印旛沼の工事は、既に平戸から檢見川まで運河が開いてあつて、其土を以て堤防を築き其流口には堰を作つて居たのであつたが利根川の洪水の爲に、土手がすつかり毀はれて了つて、一面の海になり、折角の工事が滅茶苦茶になつて了つた。斯かる處に田沼が職を罷められて、享保以來の大計

計畫中止

畫が茲に止つて了つた。此印旛沼の開墾が出來上れば、當時は勿論後世に及ぼす利益も餘程大きなものであつたらうと思はれる。この後天保頃にも又、明治になつてからも、隨分之を計畫する人があつて、織田完之の如きは、非常な熱心で此事業の經營を企て印旛沼經緯記といふ書を作つて此事業の沿革を書いた事もあるが、田沼の

当時に在つては、是は非常に惡く言はれた事柄で、其田沼の沒落した時罪狀二十六ヶ條を數へた落書の中にこの事が數へられてある。

藥研堀中洲の築立

次に印旛沼手賀沼に比べては小さくはあるが、安永元年に幕府が藥研堀を築き立てた事がある。同年には又中洲をも埋め立てた。是は其年から四ヶ年程掛つて町屋も追々出來た。前に述べた通り其處の料理茶屋には、怪しげな女を置いた處が多く出來た。是が河岸三町餘の間に坪數で九千六百七十七坪あつて、其處に茶屋が九十三軒出來た。湯屋は三軒あつて、勿論是は混浴のものであつた。是は寛政元年松平定信の改革の時に潰されて了つて元の通り堀を浚へて川にしたが天明八年まで凡十四年の間餘程繁華な町を作つて居つたのである。

* * * * *

採鑛奬勵

次に諸國に命じて鑛山を調べて、採鑛を奬勵した。是は田沼の未だ餘り勢力を得ない時からやつて居つた事である。寶暦十三年の三月二十二日に幕府は令を出して、

諸國に銅鑛の在る山で、今まで銅を採らない處、又は曾て採つた處でも今廢絶して居る處は、其地の代官又は領主に於て點検を遂げて、今後は愈銅の出るやうに沙汰すべしといふ令を出した。二年經つて明和三年の六月三日を以て、幕府は大阪に銅座といふものを置いて、茲に銅の專賣をやらした。此座に於て國々から出る所の銅は悉く其座に集めて賣らしめることにした。總て銅を扱ふ問屋、銅の鑄屋、仲買等銅を扱ふ者は皆其座の指揮に依ることにした。又、諸國に於て昔から銅の出る山は尚多く銅を掘出すことを計り、又新なる銅を見出したものは、試みに掘つて、假令出る處が少くとも、之を外へは賣らずして、皆大坂に送らなくちやならぬ。其銅は總て座に納めて速かに其價を授ける。地方から送つて來た物は、其便宜に從つて船の着いた時に、其座に告げて船から出す。又銅を輸送する途中、及其他津々浦々或は海上に於て銅を賣買する事は相成らぬ。竊に銅を貯へ又は質とする事も禁ずる。若し禁を犯す者あれば其銅は悉く沒收する。從來貯へて在る處の物、若くは質に取

銅座と銅の專賣

つてある物があれば其高を書いて速かに座に送るべし。國々より出た銅の高は豫め其定額を計つて前年の冬中に座中に告すべし。其銅の相場は其時に應じて銅座に張出をするに依つて、其相場に依つて、銅を買ふ者は買ふなり、又仲買から買取るやうにして、其價を相場より高くすることはならぬといふ令を出した。

鑛山檢分

翌明和四年五月二十二日には諸國公領私領寺社領の地續の地に於て、金銀銅鐵鉛等の鑛山を開くことを企てる者があつたならば、代官地頭の書付を以て銀山奉行に屆出る可し。從來開いた鑛山も皆其銀山奉行の方に於て調べをする。此度銀山奉行が各地を巡視することになつたから、京坂其他の土地に於ても、便宜に從つて申出づ可しといふ令を出した。

銀座と銀專賣

同年には又潰銀と雖も銀座より外に於て賣買することを禁じた。調度の諸道具に用ひる銀と雖も、是は座より外に買取ることは出來ぬ。然るに近頃窃に銀を賣買して、女の櫛笄等に用ひる者が多く有るさうである。それは曲事であるから、堅く之を禁

ずるといふ令を出した。尋いで同上の令を安永四年及天明五年に於て申ねた。是は尙窃に此禁を犯す者が多かつたと見え、銀の專賣といふことが充分に行はれなかつた爲めである。斯樣な風に銀なり銅なり總て幕府の專賣にして、一方に於ては諸國に出來る丈け鑛山の採掘を獎勵した。

安永四年に京都の鞍馬にも銅鑛を試掘しやうとした事が有る。先づ奉行所から、其事について御所の方に於て差支は御座りますまいかといふ事を聞合に來て、それを廣橋公から關白の方へ上申し、尙又輪王寺門跡、靑蓮院門跡の方にも差支の有無を問はせた事がある。是は御所なり門跡の領地に關係の有つた爲だらうと思ふ。

其頃、吉野の金峯山にも銅を採ることを試みた事がある。醍醐三寶院は、其管轄の關係から、試掘の事について費用のかゝるが爲めか、大に迷惑を感じ、終に、赤井及び田沼へ運動して、間もなく停止せらるゝことゝなつた。

安永九年から又鐵座及、眞鍮座を置いて金銀銅ばかりで無く、鐵眞鍮までも專賣にし

鞍馬の銅鑛試堀

吉野金峯山の採鑛

鐵座眞鍮座

た。鐵は大阪の銀座で之を取扱ひ、眞鍮は、江戸京共に銀座で之を扱ふことになつた。是も前の銅山と同じく、一切私に賣買する事は相成らぬ。總て掘り出した所の鐵眞鍮は、其座に持出さねばならぬ。それは問屋があつて、其問屋には一定の手數料を渡すといふ事に極めたのである。天明四年九月に此鐵座の制度に多少變更はあつたけれ共、大體に於て其專賣なる事は變ることが無かつた。

*　*　*　*　*　*

度量衡の專賣

衡

次は度量衡の制度である。衡は古くから守隨及神谷の兩家が宰つて居つたが、其專賣制度が、尙此時代に於て勵行せられた。安永四年の二月から東三十三國に令を出して守隨彥五郎が番頭を諸國に巡回せしめて、諸國に於て用ひる所の衡を調べるといふ事になつた。其番頭が巡回するに方つて、諸國に於も其衡を隱して觀せぬ者が有るといふ事が屢〻聞えるが、今後は決して隱すこと無く、必ず出して調べを受けなくちやならぬ。若し私に衡を作つて鬻ぐ者があつたならば、嚴罰に處するといふ

事を令した。安永六年の八月にはそれと同様の令を西三十三國の方に出した、是は神谷善四郎の管轄に屬するので、其神谷から人を出して、調べに出たらば、規則に從つて總ての檢査を受ける可しといふ事に定めた。

斗量

斗量については安永五年の三月に東三十三國に令を出して、樽屋藤左衞門の判の無い物をば使ふことはならぬ。其檢査を一々受けるべきことを命じた。ついで安永七年八月十二日には西三十三國に令して福井作左衞門の印を受けて、判の無い物は用ひることはならぬといふ觸を出した。此東三十三國西三十三國といふのは、東は東海道十五箇國東山道八箇國、北陸道七箇國、山陰の中で丹波、丹後、但馬三國を云ふので、西三十三國といふのは五畿內山陰道の內因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐の五箇國それから山陽道八箇國、南海道六箇國、西海道九箇國合せて三十三箇國、其上壹岐對馬を加へて都合三十五箇國になる。

*　*　*　*　*　*

朱座

人參座

次に朱座、是は八代將軍の享保十九年以前より始まつたのを、其頃に更に制度を厲行した事がある。田沼時代になつて寶曆九年に更に厲行を命じて、近年濫に私に製造して賣鬻く者があると聞える、若しそれが露はれたならば嚴重に罰す可しといふ事を令した。安永六年七月にも、亦其制が弛んで居るに依つて、固く前令を守る可き事を命じた。尋いで又天明二年十一月にも更に其令を申ねて、支那から舶來する品は長崎から朱座に送つて、琉球の產は薩摩國から是も同じく座に送ることに定めた。此後朱を賣らんと欲する者は、一切座より買受けて賣るより外私に賣買はならぬといふ事にした。

＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊

次に人參座については、寶曆十三年に醫者の田村玄雄が召出されて、三十人扶持を賜はつて官醫の格に准じて、小普請組に入れられて、朝鮮人參の事を宰らしめられた。此玄雄は本草學に長じ、ひろく諸國を跋涉して、藥劑を廣く求めて著述も少か

廣東人參の賣買を禁ず

國產人參の發賣

らぬといふ事で、今度召出されたのである。同年七月二十九日には玄雄は命を承けて、上野下野奥州等に巡囘をして、野生の人參を求め探した。同年八月十九日には廣東人參の賣買を禁じた。明和元年閏十二月から、人參座卽ち人參專賣局を置いて、幕府の發賣を司る事にした。是は八代將軍の時に、貧民が人參を求難い事を憐まれて朝鮮から種子を取つて、下野國に植ゑ試みた事がある。近頃になつて、其結果が好くて、出來榮が朝鮮の產にも劣らなかつた。乃ち陸奥國にも植ゑしめた處、近頃追々それが蕃殖したので、今度神田の紺屋町に、人參發賣の座を作つて、望み乞ふ者に定價を以て賣るといふ事にして、關東八州は更なり他の國までも廣く流通せしむる。支那廣東人參といふ物は、古くから日本に這入つて居るけれ共是は餘り良く無いからして、今後是の發賣を禁ずるといふ事にした。この禁令を出す前に長崎に於て廣東人參三萬兩を燒棄てたといふ。明和四年には人參に上中下の品を分つて、それに印を付けて、品種の別を定め、上中の品には印を附け、下の物には印を附け

ず、國々商人二十八人を定めて、此發賣を許された。之に依つて貧困なる病者を救ふ事を得たが、一方には、此人參の發賣をする所の商人の手代共が、國々に行つて御上の威光を假りて、强ひて賣附けることになつたので、明和八年には其手代共が罰せられた事がある。

*　*　*　*　*　*

龍腦座

次は龍腦座、是は明和五年の六月に長崎に之を置いて新たに龍腦を製せしむるに依つて、之を舶來の品と同じく使用せしむる事とし、其座の印を附けて、廣く販賣せしめた。天明二年に至つてこの龍腦座は廢せられ、舶來の龍腦を商人が入札拂にして、其賣買は總て明和五年以前と同じく自由にせられた。是恐らく支那の龍腦と同じ物が製造が出來なかつた爲かも知れぬ。

*　*　*　*　*　*

明礬會所

次は明礬會所、是は寶暦八年に江戸、京、大阪、堺四ケ所において、私賣を禁じ、

一切會所を經なければ明礬の賣買は出來ぬといふ事に定めた。明和四年の閏九月になつて、其禁を犯す者が多いので、更に其令を申ねた。天明二年八月には從來の發賣所の外に、新たに薩摩產、及支那產のみを引受ける所の會所を江戶、京、大阪、堺に立てさした。自今は其總會所の外は私に賣買することはならぬ。若し其產地より私に買出した者があつたならば嚴罰に處すといふ事を令した。

*　*　*　*　*　*

石灰會所

次は石灰會所、是は寶曆十二年十月に令を出して、石灰業者九人を定めて、武州の多摩郡上成木村、北小會木村、同國高麗郡上直竹村の者に之を命じ、それから運上を取つた。從來は江戶に石灰業者を定めてあつたのを、今後一切江戶中に於ては何方から石灰を持廻らうとも引受ける事はならぬ。若し引受けた者があつたならば嚴罰に處するといふことになつた。

*　*　*　*　*　*

硫黄問屋

硫黄問屋、是は天明六年八月に令して、硫黄問屋は總て浦賀の番所に於て檢めを受けて、然る後に賣買せしむるといふ事に定めた。其問屋の數七軒と定められた。江戸伊勢町の忠兵衞、通三丁目の三左衞門、馬喰町二丁目の七郎兵衞、小網町一丁目六右衞門、本銀町二丁目宇兵衞、横山町一丁目ナカといふ者の後見喜兵衞、それに正木町善太郎、此七軒の問屋より外、硫黄賣買は相成らぬといふ事に定めた。

* * * * * *

油問屋

油問屋、寶曆九年の八月に令を出して、油專賣の事を厲行せしめた。それは前の八代將軍の時、寛保三年に燈油の直段が騰貴して町人大に苦んだ。そこで諸國に命じて油種を多く作らして大坂へ運び出して相場の安くなることを圖つた。然るに近年また大坂に運び出す油の直段が餘程騰つて來た。是は其年々の豐凶にも依ることであらうけれども、近頃は段々油の相場が高くなつて來たことも事實である。そこで攝津、兵庫、西宮、紀州、中國、四國、西國に出來る所の油は總て直ちに大坂に送

つて、菜種も成る丈け多く作つて大坂に積み出して賣出すべし。棉の實も近年は水油が出來るものであるから此後棉の實を扱ふ問屋を定めたからして、國々から其問屋に運送すべし。殊に大坂に送る可き菜種及棉の實は其途中に於て外に賣捌き、或は隱すこと有る可らず。大坂の問屋にも利を貪ることなど爲すまじき旨命ずべく、總て其費用は札に記して問屋に掛て置き、一般に示して何分の費も無いやうに致したから諸國總て此令に從ふ可しといふ事を令した。此禁を犯す者が多少あつたと見えて、明和三年三月にまた令を出して、近頃一國限りに於て、油の賣買をする者ありと聞える。今後は一切大坂の油問屋に送るべし。假令私の地に於ても決して油の材料を持つて來て自分の營業とすることある可らずと定めた。是等は一利一害で隨分偏鄙の小さな村などに於て、折角自分の村で造られる所の油を、態と遠方の大坂に持出して、それから自分の村に持つて來て、賣らねばならぬといふ不便があつて苦んだ事であらう。

油專賣の不便

専賣令の潤飾

翌四年の三月二十一日には、關東に於て得る處の棉の實を江戸の小網町と神奈川とに問屋を定めたに依つて、總て其處に納む可し、其買取つた棉の實は相模國足柄郡早川村に於て油に製して江戸の方へ賣出すにより、關東の棉の實は、大坂に運び出す外は、小網町及神奈川の問屋へ賣る可しといふ事に定められた。此油專賣は大分弊が出て來たと見え、稍其法令の潤飾をして明和七年八月には、大坂の外、攝河泉の國々に水油を造ることを許して居る。また攝津國菟原八部武庫の三郡に於て水車を以て油を造るものは綿實は大坂を除いて、外の地より買入れ、菜種はその郡中に於て買入れて製造すべしといふ事を命じた。また攝河泉に於て人力を以て油を造るものは大坂の外は、いろ〳〵の國々から買上ぐ可し。また大坂の油商は假令問屋で無くとも諸國から油種を買ひ又畿内の中で買ふとも心に任す可し、すべて攝河泉の外では、自分の自家用の爲に油を製することは許されるけれ共產業とすることは禁ぜられることゝした。

安永四年の六月には關東の各國棉の實の買問屋の外に仲買を置いて、江戸に十名國々に四十名と定めた。是も專賣制度の缺點を補つたものであらう。仲買の口錢は代金十兩に付て一分、賣先の口錢も之に準ずると定められた。此專賣制度は弊害が有つたと見えて、尙私に油を賣買する者が多かつたらしい。安永五年には更に令を出して之を禁じた。然るに尙手製と稱して、實は廣く他より買受けて賣出すものがある、其爲に大坂の問屋に於て扱ふ高が減じて來る、其結果は、相場が騰貴を致す。今後この業に違ふ者が有つたならば、嚴罰に處するといふ事を令した。此油種の問屋なり仲買の數が少數に限られて居つたといふ事は非常に不便な事であつたらうと思はれる。そこで天明四年には燈油商中橋の桝屋善太郞小舟町の丸屋三郞兵衞の二人が幕府に願を出して、問屋及仲買を二百人まで許されることになつた。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

各種の運上

運上上納は、各種の業について嚴重に命ぜられた。酒、醬油、酢等の營業の者にも

商業の株式冥加金

冥加金を課せられた。水車の營業、油絞も亦同じく上納せしめられた。又商業の株式といふものを定めて、江戸に十組の組合を置き、大坂には二十四組を置いた。各組から每年百兩づゝの冥加金を出さしめた。質屋にも組合を置いて冥加金を納めしめた。是は八代將軍の時からあつた事で、享保八年の組合は二百五十三で戶數にして二千七百三十一戶あつた。明和七年になつて、二千戶を限つて、一戶に付て銀二匁五分の冥加金を納めしめた。天明二年に定飛脚問屋を大坂に置いて、其株式を許したが、是には冥加金を每年五十兩を出さしめた。菱垣樽廻船は、安永二年に株式を定めて、是にも冥加金を命じた。天明五年には關東の川々から江戸の方へ運漕して來る所の船は總て燒印を押して調べる事にして、是から税を取らうとした處が、之に反對するものがあつて、百姓などは、自分達の使ふ船は、年々田地から税を納めて居るものであるから、別に船に對して税を納める理由が無いといふので、黨を結んで騷動を起さうといふ勢であつたので遂に此事は行はれずに止んだ。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

天明元年絹絲改役所の騷動

織物絹絲稅

天明元年に武藏上野の絹絲、棉等の賣買の爲に四十七ヶ所の市場に役所を置く事にして其役所の數を十ヶ所と定めた。其役所に於ては、絹絲、棉等の賣買の高を帳面に記して、其相場を極め、絹は一匹で銀二分五里、絲は百匁で銀五分づゝ買手から出させることとし、これによつて、其賣買に無暗に相場の高下も無く買手の難澁することも無いようにしやうといふ事になり、其年の七月二十日に實行することに定めた。是は卽ち一種の織物稅であり絹絲稅である。然るに是が圖らずも大きな騷動を起した。その故は何時も八月五日といふ日は初市が立つ時であるから、江戸の呉服屋は、越後屋を初として、皆上州の方へ參つて絹を買求めるが例がある、然るに右のやうな令が出たから其手代共が打寄つて相談するやうは、今度は絹一匹に二分五厘づゝ改料を取られることになつた。その稅は買手から出さなくちやならぬ。そして見ると越後屋丈けでも、彼是千五百兩ばかりの物を取られることになる。そん

五十三ヶ村の徒黨

三千餘人の暴動强訴

な高い稅を出して、急いで買はないでも、今は絹もまだ大分持合せが有ることであるから、先づ初市に出ることを止めるといふことになつた。すると夷屋、白木屋、大丸等を初として大きな吳服服は皆越後屋の例に倣つて一人も仕入れない。是に於て折角作つて置いた絹は捌けないといふことになつて、上州の五十三ヶ村の者は、是では困るといふ事で徒黨を組んだ。中に五十歲以上の者六人ばかり相謀つて曰ふのに、我々共は最早人間の定命五十歲を越して了つた、此上はもう明日が生命も分らぬ。此取引の事に付て、我々命を捨てゝ爭ふ事にしやうぢや無いか。此通り初市に一人も買出しに來ないといふ事になると、我々の仕事が廢つて了ふから、此儘抛つて置くと飢死をせねばならぬ。坐して飢死せんよりは寧ろ生命を捨てゝもどうか村の爲に盡さうぢや無いかと、つひに村人を煽動して三千餘人を集めて、其絹改所建設を願出でた發頭人の宅を打潰して、其家内中の者を逐散し、其家を無盡に打毀はし土藏の中へ木枝藁などを積み込んで火を放つて燒崩し、其處らに在る財寶は幾

高崎城守備兵の粗忽

らあつても皆打毀はし、或は濠の中に投込んだ。更に進んで高崎の城へ押寄せた。其時高崎城は老中の上座松平輝高の城であつた。徒黨の人數は其城に押込んでどうか御憐愍をと願出でた。然るに家中の士共が大きに周章て丶、弓鐵砲などを大手に備へて置いて、之を發つた爲めに、百姓の中二三人創を受けた者があつた。すると頭分の六人の者が城に向つて曰ふことには、我々共御領分の百姓は御願の爲に罷り上つたものであります、御覽の通り此人數も數千人の中に一人として刀一本も帶びた者は無い、其上御領地の百姓である、それに飛道具を以て向はれるといふは、御粗忽のやうに存じます。早々御引取り下さるやうに願ひたい、若し御承引が無くば、一命を投棄て丶も押掛りませうと、口々に言つたので、城でも是はどうも飛道具を使つたのは餘り粗忽であつたといふ事で內から引取つた、然らば總代として頭分六人丈け城に這入れといふことになつて、六人丈け城に這入つた。遂に江戸へ廻された。すると他の百姓共も、六人の者が江戸へ廻されて我々は一人として生きて居られる

絹絲改役所の令を廢す

天明六年の貸金會所の令

ものでは無いと言つて、色々諭してもどうしても聽かぬ。然かし若し關東御郡代の伊奈樣の方に、六人を御引取になるならば、我々共に於ても承知いたしませうといふ。そこで早速伊奈の方へ廻はされた。伊奈は當時郡代として非常に人望を負うて居つたのである。それから段々詮議の結果、遂に此絹糸檢の役所といふものは廢せられることになり、此騷は濟んだのである。其後此農民徒黨の群の中に、本物の泥坊が這入り込んで、夫等が徒黨に交つて其邊の良民の家を暴したので、役人を派して其泥坊を召捕しめた。是は運上に關する事柄の中では最も大きな騷ぎであつた、

＊　＊　＊　＊　＊　＊

田沼が執政の最後に於てやつた經濟上の積極政策で見ん事失敗したことがある。それは天明六年六月に觸れ出した處の貸金會所の法であつた。その法は諸國の公領私領の百姓からは百石につき銀二十五匁、寺社、山伏からは一ヶ所につき金十五兩、以下等差をつけて出金する、町人は間口一間について地主から銀三匁宛を五ヶ年の

間に出さしめて、其金を融通の爲に諸大名に七朱の利を以て貸付ける。抵當には大坂表通用の米切手幷領內相應の村高を證文に書入れる、といふ法で表向からいふと出金者にも、又借手の方にも誠に都合が好い法のやうであつた。是は積り零細な資金を吸收して之を運轉しやうといふ策から出たものだらうと思ふ。幕府は大名に貸付ける所のこの資金を間に立つて居つて扱ひ、さうして融通をつけて財政を助ける一端に資する積りであつた事かと思はれる。其時に出した法令といふのは左の通りである。

近年金銀融通不宜、諸家差支有之趣相聞候間、此度金銀融通之ため、左之通出金被仰付候、

諸國
寺社山伏

宮門跡方、尼御所は相除き、其餘之分、本寺本山幷重立候社家に而、取調、其末

々之趣に隨ひ、上之分壹ヶ所にて金拾五兩と定、其以下者相應之出金高、本寺本山并重立候社家にて相極め、末寺觸下支配等被下申渡候、

諸國

御領

私領

百姓

持高百石に付、銀貳拾五匁充、

但於大坂表、此度御用金差出候者は相除き候積り、

右同斷

町人

間口壹間に付、地主より銀三匁充、

但於大坂表、此度御用金差出候者は、相除き候積り、

二十日の内に出金せしむ

三井組上田組に納む

右者、當年より來る戌迄、五ヶ年間、年々前書之通、出金銀被仰付、從公儀も、被差加、一同大坂表於會所、利足七朱之積りを以、諸家え御貸附に致し、返濟引當之儀者、大坂表通用之米切手、幷領分之内相應之村高證文江書入、萬一相滯候節者、米切手者、彼地定法之通取計、切手米爲相渡、村高者最寄御代官え預り、其物成を以返濟之積り、勿論右出金之分、御用相濟次第、出金銀致し候者共え御戻被下、利足者七朱之内、會所諸入用之分引之、其餘之利足右元金銀御戻被下候節、是亦出金致し候者共え、可被下候間、心得違無之、前書之通、出金銀納方之儀、諸國寺社山伏者、銘々之出金銀高、本寺本山に而取極申渡候上、日數廿日之内、百姓町人者、前書申渡候趣相達次第、是又日數廿日之内、出金銀致し、來未年よりは、年々に正月中之積り相心得、出金銀之分、御料者其所之奉行、御代官幷御預り所、私領は領主地頭え差出、夫より江戸最寄は、江戸駿河町爲替御用達三井組幷同所上田組二ヶ所之内え、早々相納、大坂最寄は、彼地にて、三井組は高麗

橋三町目、上田組は上中ノ島町、右二ヶ所之内え可相納候、

右之通、萬石以上以下共、領分知行在方町方え不洩様可申渡旨、可被相達候、

六月　　　水野出羽守殿御渡

右之通、相觸候間、可被得其意候

此度被仰出候諸國寺社山伏幷百姓町人共、出金銀差出候日數之儀、承知之日より、廿日限り候積り有之候處、日數少々に候而者、差支候所も可有之候ニ付、承知之日より、五十日を限り差出候積り、可申渡旨、水野出羽守殿被仰渡候事、

七月　　　松本伊豆守

人民の不平

大阪の豪商への用金

是時に當つて諸國百姓町人を始め、多くのものは、前年凶歉の疲勞尚休まず、租稅滞納のものも少なからぬのに、かゝる命が出たので、皆不平の色に滿ちてゐた。この前年の事であるが田沼は、大坂町奉行の佐野備後守政親に命じて、大阪の豪商から數萬金を出さしめて、其金を諸大名に貸付けて、其利子の內、七分の一を幕府

に納めしめようと企てた。然るに是は行はれなかつた。と云ふのは豪商達の考では、假令幕命と雖も、諸大名が之を返さなかつたならば、自分達は元金をも失つて了ふ。それよりも寧ろ始から幾分かを幕府に納めて置く方が増しだといふ事で、遂に其事が行はれなかつた。そこで天明六年になつて、融通金と稱して右の貸金會所の事を圖つたのである。然るに間も無く田沼は沒落して、此事は遂に行はれずに終つた。

* * * * * *

以上田沼の積極的經濟政策を助けたのは、勘定奉行の河井越前守久敬（明和八年二月廿八日御勘定吟味役より轉任、安永四年十月廿五日死）赤井越前守忠品（天明二年十一月廿四日京都町奉行より轉任、同六年十一月十五日免）松本伊豆守秀持（安永八年四月十五日御勘定吟味役より轉任、天明六年十一月十五日免）等である。五匁銀南鐐の二朱判四文錢等の事は河井越前守の建議に係ることである。右の如く問屋を定めたり仲買を定めたり、夫等から運上を取つたに依つて物價が大に騰貴した。この

物價の騰貴

問屋仲買の利弊

下駄屋甚兵衛の上書利を得るものは問屋のみ

事に就ては松平定信の書いた物價論といふものがある、其一節に

夫れ運上といへるは、何故ぞといふに、物價を平準にする術なり。故に古しへより、運上といへるは、何にもありて、問屋中買等も近世はじめたるにはあらず。今にも問屋中買なきしろ物は、取締不宜、高低一致に至りがたし。能く其術を知りて、在來の運上冥加をとれば、生産の物もおのづから安くなり、狼戾驕貴の患もなし。然るに民をあみして、利を貪るもの、冥加を出して、我得分にせんといふ者多くなり來るによりて、自然と好利の風みちわたり、人々利をたくましうして、遂に諸物も貴くなりぬ。

とある。問屋なり仲買の制度といふものは、制度それ自身は宜かつたに相違ないけれ共、其弊が出て來て、人民が大に苦んだのである。彼下駄屋甚兵衛の上書の中にも亦、其事を論じて居る、其文に曰く、

一諸國賣買不自由に相成候而已ならず、交易片落にいたし候而、其利を得るもの

百姓と町人

は、問屋株之類斗にて、末々商人は、何事によらず、利潤薄く相成候に付、百姓之困窮も、元來此一箇所より始り候事と奉存候、其樣子は、百姓は買取候ものは、下直に相成候ものも無數相成候故、以前一箇村にて、米百石作り取候村方、唯今にては五六拾石ならでは取ぬ樣に相成候故、年貢上納に而相減候得は、乍恐上々樣にも、御不勝手に被爲成候樣に成行可申と奉存候趣、百姓衆より之物語も度々承候。乍序百姓之事迄も取交奉申上候。ケ樣に百姓町人之賣かひ喰違御座候而者、水と魚との樣になくてはならぬ百姓町人之間柄、敵之樣に利に爭ひ候故、第一百姓之難儀に相成候。百姓困窮仕候得ば、作物不足仕候に付、自然と町人え買取候ものも高直に相成候故、町人も困窮仕候樣に相成申候。百姓町人は旁ならぬ家業にて、互に助合候ものが、ケ樣に成行と申ものも、問屋仲買之新株出來候而、利潤を得候もの、片落に相成候故と奉存候。ケ樣之儀も御吟味被下候はゞ、四十年以前之方に准候樣に、賣買之風儀に相改候はゞ、諸

物價の高下は問屋の心次第

國一統繁昌可仕と奉存候事。

一米屋仲間、何屋仲間と申儀、夫々上納を以相定候故、直段高下も其者共心次第にて、自由に取計候樣に相成候故、直段下直に買入候ものも、格別高直に賣拂候儀、既に此度之直段にて御推量被遊可被下候。舊冬買入候米は、兩に七斗より高直は無之、今年三月末入船之米も、問屋え買取候者、兩に五斗より高き米、問屋向に有之間敷承候處、然に此節壹斗七八升貳斗と申ならし直段に相成候事、いづれ手段可有之儀と奉存候。此節大坂にて、正米壹石に付百貳拾目か百三拾目位まで仕候由、江戸壹石に付三百目餘に御座候得ば、千石にては凡三千兩餘之相場違に相成候故。上方より澤山に米下し候て、利德御座候道理なれ共、差下し不申候儀、いづれ問屋向に子細可有御座と奉存候、此段御吟味御座候て、兎角賣買仲間銀高下自由に不相成候樣に被仰付候はゞ、一統難有可奉存儀に御座候事。

佐野善左衞門の十七箇條の中にも亦其事を言つて居る。植崎九八郎の上書の中にも運上を殘らず御差止下されたならば、天下一同祝着仕り難有く心服仕候、と言つて居る。又同じ上書の中に、田沼主殿頭は運上の事ばかりに心を入れて居るので、それで如何程儉約を勸めても入用が足りなくなつて來る。卽ち有ゆる運上を殘らず差止められて、御用金の足らぬ處は、耕作の本業さへ立てたならば、其本が定まつて來るから、運上は差止めても國用は有り餘るやうになるであらうと思ふと言ふて居る。是は稍〻空疎な議論に流れるやうにも見えるけれ共、兎に角當時人間が此運上に依つて苦んで居つたといふ事は、是等の議論の中にも明かに見えて居るのである。その頃大學の文また祓の文に擬して田沼の政策を批評して居る戯文が出來た。其中に運上の事を面白く批評して居る文句がある。

田沼政策批評の擬文

擬大學　明和五子年

私亭主曰、勘略功者一而、兎角入德門也、於今諸人取德、世帶可持者、獨此金損

寄而、厘毛是積勝手心、仍之詰則其不遣近、

此道ヲ五歳學テ而後、大得明德、下
愛可喰物不喰、破家下作金大也、

勘略之道、米穀麁末ニセサルニ有、金大事有、新錢止有、

欲其道本其身立者、格別之勘略發、美食不喰、湯漬爲喰、五節句三日外、酒魚不喰、年
每六萬之光延、日之光之行道、諸入用別金不用、此金以、然唯行唯歸　事計追加增得、

止事知而后有己待、玉々有庚申、線香計成則德近、

古損德欲細明者、先調其屋鋪、欲調其屋鋪者、先詰其身、欲詰其身者、先止其誌事、欲止其誌事者、先其遺物不遣、遺物不遣事、有羽向一、

於諸人札差所、其身詰事見、我家居時、寂上之極奢、轉
役可爲者、金花不取時不動、金花取時正格段蒙轉役、

金尊而后金箱多有、金箱多有而后利納、利納而后金集、金集而后錢大切也、歲始以歲暮至迄、一是皆身詰以本、其本寐利集非、其安借所之利早、其早事彌是有、

天隱町之運上取時、買女ノ親方成、又湯屋運上取時、穢多之下附、然武
盜賊、盜賊、其祿年々天寶成、寶集時土民及飢、及時徒黨久發事難計、

右金之一禮、近年金主之好、而筆者有之、其事多少者、則双方之高證文記之、近來能算勘有、今亭主之好所、仍而更禮金不考、違非道成事如左、

擬神職　志木野大炭

運上再々、田沼の藏に、金とゞまりましくて、金集にあつめ給ふ、日上りに米上り、錢下りに物高く、半拂に拂給ふ、下の難儀が構なく、上の御益成事のよしを、さもしくも、八百番の山師等が、ユミ成願を聞召と、恐れみく申す無常禮法家上家賃、

（參照）

印幡沼經緯記　寶曆現來集　德川實紀　武江年表　新編江戶志　寶曆錄　明和錄　大成令後集　兼胤公記　續三王外記　田沼主殿頭江被仰渡趣　三寶院文書　安永撰要類集　玄武日記　安永錄　天明錄　寶曆錄　本丸廻狀留　町年寄手扣　近來諸家政祕錄

大日本租税志　日本商業史　甲子夜話　雜載　觸留　樂翁公遺書　下駄屋甚兵衛書上
甲子夜話續編　植崎九八郎上書　古今百代草叢書

田沼の政策は松平定信によつて改めらる

定信溜間詰となる

伏見奉行小堀政方の免黜

第九　田沼の沒落

上に述べた財政經濟上の諸政策は松平定信の出づるに及んで、悉く根柢から改められて了つた。定信は天明五年の十二月一日に溜間詰となつた。其頃は未だ田沼の勢力が續いて居つた頃であつたのであるが、此定信が溜間詰となつてから、田沼の勢力が段々下り坂に向つたと認めらる可き形跡が有る。溜間詰といふのは老中と政務を議することもあり、又將軍の顧問に備はつて直ちに意見を上申することも出來るのである。此定信が溜間詰となつたのは、田安の寶蓮院の願に依るといふ事である、寶蓮院といふのは田安宗武の室であつて、即ち定信の嫡母に當る。定信が溜間詰となつたから田沼が段々に勢力を失つたのでは無からうかと思ふ。天明五年の十二月二十七日になつて、即ち定信が溜間詰となつてから一箇月經たぬ内に、伏見奉行の小堀政方といふのが罷められた、此一件の如きは所謂一葉落ちて天下の秋を知ると

文殊屋九助一件

在中庵の茶壺

云ふべきものでは無からうか。田沼の勢力は此小堀の罷られたので察する事が出來ると思ふ。此小堀政方の罷られたのは有名な文殊屋九助の一件から出て來たことである。初、此政方が伏見奉行になつた時には、頗る善政を行うて、舊來の弊習を破壞して、久しく結んで解けなかつた訴訟なども、小堀が任命せられてから、直ちに其是非を判別して、大に民心を安んじたものである。そこで名奉行が任命せられたといふので、人民大に喜んで居つた。處が段々襤褸を出して、遂には極端から極端に走つて、大に伏見の人間を苦めた。初、政方が大阪の城番であつた時に藝妓を寵して、頗る遊蕩に耽つた。或時は曉に達して家に歸るといふことが露れて、大に面目を失はうといふ時に、家臣之を憂へて、窃に同僚に賄賂をして、其過を蔽はんと圖つた。小堀家には古くから一つの茶壺を持つて居つた。それは在中庵と名け、足利義政が明から得たといふ物で、傳家の重寶となつて居つた。背に腹は換られぬといふので、窃に之を千兩の質に入れて、之を賄賂の資とした。是で以て漸々政方の

遊蕩の事を隱すことが出來た。その後伏見奉行になつてから、或時京都の所司代久世出雲守といふのに逢うて話の序でに、其有名な在中庵茶壺の話が出た。出雲守がどうか之を一覽いたしたいといふ。是は有名な天下の重寶であるで、觀せないといふ譯にもいかず、政方大に困つた。歸つて之を家來共に相談した處が、近臣が皆どうしたら宜いか途方に暮れた時に、政方の妾に半井芳子といふ者があつた。此芳子といふのは元と江戶の醫者で半井立仙といふ者の娘であつて、頗る才色あり、和歌俳諧を善くしたけれ共生來浮氣で幼さい時から外に出て步いて兩親等も之を子とし見なかつた。政方は偶芳子を途上に見て其美色を悅び、召して侍妾とした。此芳子が今の話を聞いて、なにそんなに困ることは無い、宜しく人を大阪にやつて之を買戾すべし。僅か千兩位の金ならば、之を町內の豪家から御用金で取上げれば宜い、之を返すのには又其時になつてから法もあらうからそんなに心配するに及ばぬといふ。政方も大に喜んで、卽日伏見の豪商二十餘人を召して、旨を傳へて、忽ちにし

政方の愛妾芳子

豪商への御用金

重税賦課

江戸に訴ふ

政方伏見奉行を免ぜらる

田沼の權力の下り坂

て千金を辨ずる事が出來た。さうして遂に襤褸を出さないで、所司代の久世出雲守に傳家の重寶たる茶壺を觀せる事が出來た。是から芳子は益〻政方の御氣に入になつて、權勢が日々に盛んになつた。そこで段々奢を極めて、其結果遂に重稅を伏見の人民に課して、彼文殊屋九助の訴訟となるのである。九助は其訴が容れられない處から、遂に江戸まで上つて訴へ出るといふ事になつた。さうして長年の間、江戸に逗留して、訴訟の爲に奔走して居つたけれ共、取納れられなかつたが、遂に天明五年の十二月二十七日になつて政方の伏見奉行は免ぜられ、さうして文殊屋九助の訴が聽容れられたのである。是によつて見ると此前年卽ち天明四年に田沼山城守意知の難あつてから、段々に田沼の失政が露はれて、遂に定信が溜間詰となり、漸く將軍の信任を得て、田沼の權力が下り坂に向ふやうになつたのだらうと思ふ。此小堀政方といふのは、元と田沼の爲に登庸せられた者であつて、一說には田沼の妾と小堀の妾とが姉妹である處から其情誼に依つて小堀の惡事も久しく糾明せられない

定信の意見書

定信曾て田沼を刺さんとして止む

で濟んで居つたのだといふ。

* * * * * *

定信は溜間詰となつてから後或時密に將軍に上つた意見書がある、是は長文の意見書であつて、中に權門の賄賂收受を禁ずる事、質素儉約の事、賣女屋の事、御家人等の風俗矯正の事、或は極く細い事で新地築地の事、又火除地の事等について詳細なる意見を記したものである、是は年月日は無いものではあるけれ共、恐らく天明六年の末から七年の初頃にでも出したものかと思はれる。其中に定信が嘗て田沼意次を刺殺さんと欲して、竊に懷劍を持して出掛けた事が一兩度もあつた、然るに考へ直した事に、若し意次を刺殺したならばそれに依つて自分の名は世間に高くなるであらうけれども、併ながら其爲に却つて將軍に對して不忠になり、第一將軍の不明の名を現はす、又老中衆に對して相濟まぬ事であると思直してやめた。そして、自ら溜間詰の職に在るを以て、老中衆と志を合せて將軍の聰明を啓いて田沼を斥け

んと欲して自分から見れば誠に敵とも何とも申樣の無い盜賊同然の意次へも日々のやうに見舞をして交つて、田沼に屈して自分の不如意の中からも、金銀を運んで、仇敵に賄賂して、外見から見れば如何にも多慾なる定信であると笑はれるのをも構はず、意次の意を迎へて漸くにして席を進んで日夜辛苦した甲斐あつて遂に田沼が罷められたのに依つて大に自分が力を得た次第であるといふ事を言つて居る、長文ながら、其全文を左に掲載しやう。

朝鮮人來朝は、已來對州まで來貢有之樣に有之度事、此方よりも御三家のうちか、又は老中寺社奉行抔か、二三輩彼地に待うけ、暫く於彼地御馳走有之可然と奉存候、事毎に空しく日本の衰を招き候のみならず、盛衰を隣國へあらはし、貴國の嘲をうけ候て、一つも泰平の盛事とは不奉存候事、巡視淸道の幟にても、彼地の所存相しれ申候事、甚此儀御大切之儀と奉存候事、遠路の勞を御慰被成候と申儀に被成候て、對州まで、朝貢有之候樣に相成候はゞ、萬々恐悅に奉存候事、

権門の賄賂収受を禁ずること

扨權門と稱し候て、金銀賄賂を以て、自らの榮華をもとめ候事、鳥獸の行と奉存候、此儀は決して〳〵、相止め不申時は、御政道此より崩れ、陪臣國政をとり候樣に可罷成事、目前にて候事、上より御觸も出候うへ、內願ひ內進物受不可申條々、紙に書候て、權家廣間のなげし上へ張付申度事、その陪臣公用人家老その外役人の長屋へも、一々張り置、出入醫儒之家宅へも張置申度事、そのうへ、手入不致もの候家道躬行正しきものを擧用ひ申候はゞ、十に七八は相止み可申事、第一權門奥向への音信は、猶更甚不宜候事、

如右權門止之候て、御政事向は只今よりは甚六ヶしく可罷成候、其趣意は、權門におのづから賞罰有之候、その賞罰正しからず候へども、みな感通いたし候に付、右にて喜び又は恐れ候事出來申候、その上內心之情合も通じ候處、此道止み候て、心中に感通いたし候賞罰も無之、內心之情もふさがり候間、自然とうるほひなきごとく、こそ〳〵とかはき候樣に可相成候、こそ〳〵かはき候と、人心おのづか

ら手こはく相成、器量丈いたし候氣分に可相成候、此處へ誠の御德義を以て、下情を通じ候て、うるほひつけ、御德義の賞罰下り候と、誠の事に相成申候、右之事無之候に、權門相やみ候期甚六ヶ敷奉存候、いづれも老中衆手揃ひに無之と行はれ申間敷候事、

風俗敎化

風俗と申候は、敎化之發見いたし候ものにて御座候、人君之御身上之御樣子、執政の人にうつり、夫より近臣、夫より御譜代とおしうつり、外樣へも傳はり候と、おのづからその主人〳〵の風を本として、其家中も變じ候儀に付、風俗之本は御一人樣より始り、執政の御人よりうつり候事に御座候間、成たけ着服等質素に有之、大小類美麗に無之、下げ物等無用之費無之樣に、相成候へかしと奉願候御儀に御座候事、

質素儉約

衣食住の三つに被心付、御せわ有之候はゞ、此三つより萬事を生出し可申儀、木綿の着服に、琥珀之上下はうつり不申樣成もの、總金の張付には、備後表之疊に

て無之ては、うつり不申樣成ものに付、一事より萬づの事へ、うつり可申儀と、乍恐奉存候事、

第一御役家と申せば、外よりも、衣食住ともに美々しき樣に相成申候、これにては、中〳〵風俗華美の流れをとゞめ申候事は、難相成儀と奉存候事、御役家にて打揃ひ、右之處御心掛候はゞ、不言之敎にて、世上へ草々滿ち可申事、目前にて御座候事。

賣女屋のこと

逐ては煎賣茶屋、又は玩物之町人を、甚しきもの御擇び、省き候樣に相成候はゞ、可然儀と奉存候事、

賣女屋之儀、運上之源ふさがり候て、直道の嚴制御座候はゞ、自然と相止候て、風俗正しく可罷成事、吉原品川等は不苦、芝居等も不苦、奉存候、又人情之活路は無之候と、害又々夫により候て生じ申候事、

御家人等の風俗

御家人又は家中者に、當世の口合ひの小册をこしらへ、芝居者と名をひとつにい

風俗を若くすべし

たし、最とも變名いたし候輩有之候、これらきつと御叱り有之候はゞ、當時之風俗の爲と奉存候事、この義甚の小事と人々存候へども、甚の害と相見申候、人々見候て、害には成ましと存候もの故、害に相成、風俗のくづれに罷成申候事、御座候、

諸大名參勤交代之遲速無之樣に、御嚴制有之候樣に仕度事、權門止み候はゞ、自ら正しく可罷成と奉存候、寺社奉行留役何事もはからひ候樣に罷成、甚古樣を害し不可然奉存候、其支配頭〳〵へ仰候て、末々輕き御家人之人柄御吟味にて、甚あしきと甚よきとわかり候樣に、賞罰御座候はゞ、一二年のうちに、風俗相直り可申義、目前に奉存候事、

只々天下之風俗若く相成候樣に、御工夫可被成候、風俗に年がより候と、國脈の短く相成候ものにて御座候、若く相成候は、皆御老職の御仕向にて御座候事、

御代官御勘定等の御擇び、專一に奉存候事、民は邦本たる儀、よく〳〵御辨へ可

被成候事、本末と申て、町人と百姓との儀御考被成、本より末へ歸り不申樣に可
被成候、

新地築地のこと

新地築地大川筋は、古に立もどり候樣に仕度事、

火除地のこと

竪横の大川は、御城御繩のうちにて御座候、火除地も御大切成儀に御座候事、
逐ては、天下之出家に度牒と申儀いたし候て、猥に出家沙門ふへ不申、寺社みだりに不相成候樣に、御嚴制可被成候、これには萬々道理有之候事、
天下之山林荒不申樣に、御嚴制可被成候、無用之土木盛に不相成候樣に成候は丶、山林くろみ可申事、
山川は國家盛衰存亡のきさす所にて御座候、萬々意味有之候事にて御座候、
新田は天下の御爲に決して不相成候、天下之人民定り御座候へは、天下之土地も定り御座候、古田の荒れ不申樣に致度事に奉存候、
無用は有用之本にて御座候、萬々道理有之候、

名を重く可被成候、萬々道理有之候、
御加增は猥に被成ましく候、老職之御方とかく領知村かへ等有之候て、上田はとり被成下田を御上納候樣に相聞、御不忠甚奉存候、
長崎之事、よく〳〵御考可被成候、水野若狹守は、相應御用に相立可申哉、奉察候、（水野若狹は長崎奉行なりしことなし之はたゞの推薦かと思はる）とにかくに長崎は日本の病の一ツノうちにて御座候、琉球へ唐蠻之舟着岸いたし候よし、この御工夫可有之候、只工夫の本は、執權の躬行正しく、御普代の衆、上之御手足之如く相成候上之事、かろ〳〵しくは、成かたく御座候、致し候ても、跡へ戻り可申と奉存候事、
御普代等の大名は、も少し御上へ御近しく、時々不意之上意等有之樣に候はゝ、義氣彌增候て、天下の御勢宜しくと奉存候、萬々道理有之候、
無此上御大切之義は、御緣女樣にて御座候、聖人は不知、賢君の上にも、惑候は、

女色にて御座候、此後日月相重、水の浸潤することくの義、御座候はゝ、邪氣之根元は、再感不仕候とも宜義は有之間敷、其節に至り、雖有賢者、いかやうとも致方有間敷事、萬々これには道理有之事にて御座候、御勝手向之義は、仕方隨分可有之候、不足患奉存候、

時勢人情、勢をはかり可申事、專一に奉存候、濕深き年は、水腫の手當いたし、蒼木等相用ひ、時寒すれは、ヶ樣、時暑なれはかやうと、時にとり、それにつきて、工夫いたし候は、醫の常にて御座候、扨くろう多き人、其内うちにも色欲にふけり、心勞いたし候か、又は獨身又は獨居、その人々により、又工夫有之候事にて御座候、國家の政も、そのことく、右をよく辨へ可申事、專一にて御座候、凧をあけ候に、春を得候は、時を得候にて候、風をまちつけ候は、勢を得候にて候、みつから高き地に居り、四方の梢をみおろし候場にて、凧をあけ候は、位を得し也、絲をもち凧をもち候人も、なけれは不相成候、有之人を得しは人を得し

賄賂擧人は亂世の階

田沼主殿を刺殺さんと欲せしこと數度

也、爪の輕重と、風の强弱によりて、又は尾をつけ抔いたし候は、政の術にて御座候、右皆揃ひ候うへには、爪へ鯨のひけなとにて、激風して發聲いたし候事なと、と丶のひ候は、政と丶のひ候うへの文華にて御座候、されは、時勢位人術の五ツを得候うへ、文をもつけ申候へは、よく〳〵御厚考被成、賄賂にて擧人候樣成義にては、決して亂世の階に可能成義と恐入奉存候、

一時の情欲にひかれて、忠孝を忘れ候は、無是非事、鳥獸にもと奉存候、私義幼より、（八歲の比より）天下の御爲仕、輔位の賢相に可罷成と奉存心願仕候へとも、一體不肖之器、短才小量に付、今以區々と仕罷有候、別て近年紀綱相ゆるみ、さま〳〵恐入候事共有之候付、誠に志士之死をきはめ候處と存候て、中にも主殿頭心中不得其意奉存候に付、さし殺し可申と存、懷劍までこしらへ申付、一兩度罷出候處、とくと考候に、私の名は世に高く可罷成候へとも、右にては奉對天下、還て不忠と奉存候、第一、上に不明之名をあらはし候樣成もの、次には御同役老中衆も、

溜詰となる

佯りて田沼に屆す

一向に不相濟ものに付、右はまつ相止、夫より田安の厚き仰をうけ、重臣承之命等も夢中にうけ候に付、私義溜詰罷成候うへは、老中衆の忠良の御志ある御人と內談仕候上、來年霜月には、內（これは夢の事）外忠良の御老中衆と私一致に相成、言上仕候はゝ、卽席御聰明も四海へ光耀可仕義と決定仕、夫より必死に存きはめ、私所存には、誠に敵とも何とも存候盜賊同前の主殿頭へも、日々の樣に見舞、兼て不如意の中より、金銀をはこひ、外見には、誠に多欲の越中守とわらはれ候をも不恥、やう〳〵席相進み、今一段の處、霜月迄と心懸罷在候、此うちの千辛萬苦、誠に可申ことも無之候、右に付ては、御老中衆の無御志御事、乍憚不忠至極の御方〳〵と、後には存候事にて御座候、皆々身構之成により、君を不明にいたし、みつから一日の安をむさほり、難有明君の御心を次ぎ御心もなきと申は、無是非事、私式難及身分のうへにても、如此いたし候に、老中溜詰の人は、如鳥獸と見下け申候へとも、露色にも不出、こしをかゝめ、機嫌をとり候て、只々するゐを可奉盡と、日夜奉心

天明七年八月田沼罷められたるに力を得たり

今の形勢は病後の姿

願候處、八月十五日出御無之義、誠に〳〵八才より心掛候事も、甚相屈し候處、八月廿日よりのわけ合、かけ合、又々夢中に存候義御座候て、これにて、又々少々奉得力候義御座候、乍去老中衆の無志事あきれ果申候、勿論その時は、難う被成、わき見とはちかひ可申に候へとも、外より詠候ては氣に入候老中は一人も無之候、此已後は能々御心得被成、捨私て捨欲、只々賢良の人を用ひ可被成候、奥向賄賂内願ひ等の事も、御止め、誠の忠臣に御成可被成候、此節御成不被成候ては、奉對　日光罰必らす來り可申にて御座候、御後闇義被成ましき御神文は不被成候哉、よく〳〵御愼み可被成候、私義ヶ樣申上候義、毛頭無僞事、奉對　日光候ても、いさゝか奉愧心底毛頭無之候、其餘心付萬々御座候へとも、逐て可奉申上候、

只今の勢を申候はゝ、病身なるものゝ、邪氣を久しくうけ候樣成ものにて御座候、外見には邪故の元氣に候へとも、只元氣有之樣に見へ申候、積持の力の出候類ひ、

瀉劑を用ひて邪氣を拂へり

邪氣の元氣にて御座候、然る處、その邪氣を、汗吐瀉にて急にとり候處、べたべたとよはり申候、數年の邪氣入候事故、腹中は虛に相成、元氣乏敷候、邪氣入候處、其邪氣去り候ては、元氣と見へしも、みなほろひ候て、病の名つくへき樣もなく、申さは大虛の病と申へき樣子に相成、脫陽いたし候如くに候處、其補ひに人參附子等相用ひ、誠の元氣をつけ候へは、邪氣の後も本復いたし、誠の丈夫なる人にも可罷有候處にて御座候、

萬一、その人參も竹節吉野の產の如きものにては、決して補には不相成候、よろしき參附有之候ても、用ひ申候事成かたく、不受補症に候はゝ奉恐入候、

扨、只今迄は、賄賂權門に付、おのつから心中感通の賞罰有之、そのうへ罰は少なく、只つかひ候ものゝ心のまゝに成候間、賞のみ多く、その賞をうけたき餘り、自分〳〵の情欲にひかれて、賞より罰を生し候ものゝ故、おのつから威勢つき候て、邪氣みち〳〵申候、此度不圖瀉劑にて邪氣にははかに消し候うへは、此後賢良の人

を御ゑらひ候て、元陽の氣を御補ひ不被成候と、元氣の賞罰御威光と見へしも、もとは皆邪氣にて候間、御威光の減に可相成義と、日夜心痛奉恐入候、此度御補ひ被成かね候は丶、所謂不受補の症に可罷成候、左様相成候と、邪氣去り候に付、大虚に罷成候處へ、又々少々の邪氣も隙に乘しやすく、先達て邪氣を去り候瀉劑の藥毒又々可生、病根義同前に奉存候、此上萬一本復に不至うち、少々にても、邪氣相感し候様にては、甚以御大切至極奉恐入候に付、日夜奉恐候餘り、又々書付申候義に御座候、

＊　＊　＊　＊　＊　＊

萬事三家の相談

此頃は萬事三家の相談に依つて事が極まつたらしい。隨つて定信の意見は非常に勢力を持つて居つたものだらうと思はれる。館林藩史料の中に收むる所の某の書狀の中にも、

當時は萬事御三家樣方御相談之上、事極り候由申候、一橋樣は殊の外なる御評判

中候

とある、斯う云ふ風にして天明六年の八月頃から、田沼のやつて居つた政策は、善と無く惡と無く皆片端から潰されたのである。卽ち、

天明六年八月二十四日には貸金會所の令を廢した。

同日、吉野山の採鑛の検分を止めた。

同日また印旛沼の開墾を止めた。

同年十一月十五日、赤井豐前が勘定奉行を罷めた。

翌七年六月には定信は陰の者で無くして表向の老中となつた。

同年七月二十九日には、兩替商の役金を免じた、是は兩替屋の株といふものが全體で六百四十三株あつて一株に付て一年に十四兩づゝの役金を差出すことに定めてあつたのを廢したのである。

同年十一月二十六日には、人參座を廢した。

田沼の政策片端から潰さる

同年十二月五日には、赤井豐前と松本伊豆とが逼塞を命ぜられた。二人共に田沼の經濟政策の參謀として、最も力あつた人である。

十二月九日には、市內の空地に家を建てることを禁じた。是は田沼の時には、市內の空地にも諸處に家を建てることを許して、それから稅を納めさして、收入を圖つたことがある。是は次に載する所の田沼の罪惡を數へた二十六ヶ條中にもある如く、中橋廣小路の元と火除地であつたのに、天明六年の頃其處に家を建て、稅を納めしめて、收入を圖つたといふのに對するのである。

八年正月二十二日廣東の人參賣買の禁を解いた。是は日本國產人參の保護政策を止めたのである。

同年の五月二十九日には二朱判の鑄造を止めた。

八月二十三日に菜種油の問屋を止めた。

同年の十二月に四文錢の鑄造を止めた。

寛政の維新

寛政元年には、日本橋の中洲の堀を掘返して川に戻して了つた。

寛政二年の十一月九日に棉の賣賣買の問屋仲買を廢した。

此の如く田沼のやつて居つた施設は、悉く廢せられたのである。之に依つて大に人心を新たにして、所謂寛政の維新を開いたのである。是等の改革が果して其當を得たものであつたかどうかといふ事は、尚研究すべき餘地が有ることであらうと思はれる。然しながら、當時に在つては兎に角、此改革に依つて人心を一新する事が必要であつたので、是も亦一の政策としては、已むを得ぬことであつたのであらう。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

田沼への宣告

田沼の職を罷められたのは天明六年八月廿七日であるが、九月七日の夜に家治薨じついで閏十月五日に至つて、左の宣告が下された。

名代　田沼主殿頭

先達而御役御免被仰付候得共、思召有之、兩度之御加增二萬石被召上、差控被仰付、大坂に有之藏屋敷被召上、尤只今迄の居屋敷家作共被召上段、於牧野越中守宅、井伊掃部頭御老中御列座、御同人被仰渡之、大目附岩本內膳正立合相渡、右居屋敷之儀も、明後七日迄に引拂可申段、被仰渡之、

堀　帶刀

御勘定

松本伊豆守

松本伊豆の免黜

思召有之に付、御役御免二百五十石被召上、小普請入、逼塞被仰付旨、備後守宅におゐて、若年寄衆御出座、御同人被仰渡旨、神保喜內井上助之進被逹之

龍助大に

天明七年十月二日に田沼は閉門を命ぜられ、所領は悉く收公せられた。其嫡孫龍助に、一萬石を賜はりて相良の城は召上げられて了つた。

龍助の賜はつた一萬石は越後及陸奥の地であつたが是が甚だ良くない場所で實收は

いぢめらる

僅か四五千石に當るのであつた。かゝる中に八年七月二十四日に意次は七十歳を以て卒した。駒込の勝林寺に葬り、法名を隆興院耆山良英といふ。(この寺、今猶在り。)意次の墓は明治四十年墓地改定により染井に改葬した。意知の墓も、立派なのがあつたさうであるが、改葬の際、外へ合葬して墓石はなくなしたといふ。死後百數十年にもなつて猶墓までつぶされるといふは如何なる不運の人であらう。後をついだ田沼龍助には泣面に蜂で、天明八年の冬に、川浚を命ぜられて、其爲に二萬石の上納を仰付けられた。斯う云ふやうな風にして大に苛められた。其沒落の樣子は如何にも平家の末路に似て居る處がある。意次の人格の如きも何處か清盛に似た處が有るやうに思はれる。

意次と平清盛

*　　　*　　　*　　　*　　　*　　　*

意次の失敗した當時「田沼主殿頭江被仰渡之趣」と云ふ題で、宛かも幕府から意次に向つて罪惡を數へて言渡した宣告文の如きものが作り出された。二十六ヶ條の田沼

田沼の罪状二十六箇條

將軍を壅蔽す

己れの黨緣を以て薦擧す

の失政を數へたものであるが、是は申す迄も無く擬文ではあるけれ共種々の點から見て最も興味の深いものである。左に其全文を掲げる。

申渡之書付　　田沼主殿頭

（1）一、其方儀、積年御側近相勤、格別蒙御懇意、拔群之御渥恩以、追々結構之身分に候得者責而者寸忠建御學文を御勸申上何卒御政事も御自身之知召、已後者御先々代樣御同樣之御成長にも被爲在、上下一統御仁德を奉感戴候樣、いかにも心付、諸事御傳教可申上處、無左者して、御讀書之儀は勿論、本朝古來之義士勇士忠臣諫臣か議論等にも拘り候義、御側向より御咄も不申上候樣、嚴敷制禁申付、譬は小兒同樣に御仕立申上、御政事之砌合は、夢にも御存知不被遊、天然之御物好斗りにて、世の中いつ迄も殷富與而已被思召、其物好之處ゑ、阿諛を以付入、追々巧智を廻らし、近年詮擧進途之權家は、皆其方親族之者斗に而、其方之召仕之妾を願望の媒となし、度々登城仕らせ、殊に數日逗留、其節に莫

大之金帛相贈り、内外之親睦を結置候儀、人口をも不顧致方に候、其上悴事は、年功も無之處に、右之巧智を以、若年寄に經上り候事、是亦才德有之候はゝ、無餘義事に候得共、闇愚之生質に而、親之權威を假候而、諸家之金銀寶物等を貪り集、既佐野何某之爲逐横死候程之惡行跡、恥辱無此上事に候、其節愁傷恐惶之顏色少も無之、公然たる勤方、言語に絕し、甚た以人情に遠き樣子に候、尤其已前より、年々權威相募、寵に一天下之御政務其身一人に歸候に隨ひ、惣而御儉約と申名目を立、御膳部より初、御召物其外一切之御用不殘減少に相拘、自然と麁薄に相成候、是等は誠に以冥加至極恐敷儀に候、扨儉約と申候は、聖人之大德に而、至而宜事に候得共、上たる御一人、又は親身たる者之上に而、兎角君親たる人々の行候道に候、臣子たる者より君親たる人之行候道にては無之候、其上誠之儉約と申仕方無之、吝嗇之筋に候へば、下々より自然與上を奉恨樣に成行候、此段文盲故、儉と吝と表裏候儀、不相分、嗇之筋を儉約と心

諸事興行

十ヶ所火消屋敷の荒廢

皇大神宮御造替を怠る

得違、下之痛に成候ても、上之御利益付候へば、諸事無遠慮興行申候、依之姦智之者共、近年吝嗇之筋より立身、諸大夫に至り候人も間々有之候、是等は民之油をしぼり、上之御仁德を損し候事、不忠不義可申樣なき次第に候、吝嗇之筋よりは、御代々御傳來之御武器等、年々御手入も不仕、見分之處、御上直ちに候得は、實之御用にも不相立御品數多有之候、是等は其掛りに而、心得有之、諸役人之不堪歎息事、

(2)一、十ヶ所御火消屋敷之儀は、火事之節御手當與は乍申、其實は御深慮有之候御大切之御役屋敷に候、然處御儉約と申名目故、十六年以前、辰之年大火以後、別而御普請麁末に相成、時々御修復無之、近來壁土等も落損し候而、外より内之樣子見透候所も有之候事、

(3)一、伊勢天照大神宮之御社は二十一ヶ年目には新に御造營有之來候處、度々願出候而も取上不仕候、傳通院は御先祖樣格別之御由緒有之候寺に而、近年破損

傳通院修復願を屏く

に及候故、度々願出候得共、是亦不取上打捨置候儀、御宮柄御寺柄故、賄賂金差出候儀無之故、聞届けも不仕、追々大破に相成候、此外も右に准し候儀は、種々有之候得共、右二ヶ所は重典共可申、何某之御用差置候而も、第一に御普請無之候而は不叶事に候、秋毫も不ㇾ留二心頭一候へば、自然と上之御德輝も薄く成候事、

居宅の華麗

（4）一、其方御役屋敷内之儀、同席と違、格別之美麗を盡し、衣食并翫木石に至迄も、天下比類なき結構に而、居間之長押釘隱等は、金銀無垢に而作り、是亦銀座之者共より、賄賂に而相贈候由、是等に准し候儀は、其余一々擧に不遑候、木挽町屋敷には、唐木作りの座敷有之、物見座敷前通り之堀、御用託、浚申付、濱町屋敷は御當代初より無之花美を極、三方より堀、是又御用託、浚申付、其上當春類燒之後間も無之、以前より格別之再造營申付、大火後御家人初一統夥敷及難儀候義、眼前能も乍存、其痛も不顧、自分壹人之娛樂を極候儀、役柄不相

臣妾に至迄の驕奢

賄賂を以て諸大名官位を取持つ

妾に諸侯金紋を許す

峯岡の材

應之心得に而、其身は勿論、召仕之妾、自由自在之驕奢、家來重立候者共も、榮耀權勢、日々起立、非理非法を以公法を破り候事も、間々有之候、上之御威光年々に衰る事、其方一人之權勢、日々盛に相成候、たとへば上樣にも萬事御儉約而已に而、其方始家來之者共迄も莫大奢美麗を極候事、如何相心得候哉、

附り

（5）一、諸大名官位之儀は、天聽江奏達も有之、至而重き儀に御座候處、金銀を以賂賄に候得は容易取持、世話仕候義有之、溜之間席之儀は、御輔佐役に而、時に取候而も重き御政事にも相加り候得は、雖爲家柄、若年又は行跡不正之人々、其用捨可有之處、金銀に而賄賂に候得は、其撰も不仕候而差別無之事、

（6）一、家柄之諸侯金紋之儀、賄賂に而取持、被是取繕、願之通り被仰出候上に而、亦々被御指止候儀、其方一存之取計に而、金銀に迷候致方顯然候、

（7）一、峯岡之儀は、良蔭之淸流、岩石之地に而、御先々代樣、御深慮に而、ハルシ

木を伐出す

御用金のこと

町人への貸金についての姦曲

金座に帯刀を許す

ヤ馬御取寄、厚く御世話被遊候御牧場に而、年々繁昌に候處、是亦山師共より、賄賂金を以、御爲御益と申名目に泥、樹木を伐り出し候故、日蔭薄く清流も乾候而、牧馬夥及死失候、

(8)一、近年御用金と申名目に而、呉服所より諸大名衆江御貸付金有之、尤御金は呉服金之由に而、其利金を以月々御召物之料之代金に相成候由、縦令如何程御倹約に相成候而、御爲とは乍申、御貸付之利金を以、御呉服料之代金相補候儀、卑劣之至り、言語道斷之事、其上右貸付之名目に而、諸權門幷家中金銀儲居候者共よりも指加、畢竟上之御威光にて、元利無滯取立、損金無之樣に、姦商之巧にはまり、上之御徳を穢候事、

(9)一、近年町人共に御貸付金之儀に付、種々姦曲之儀有之、其上預り候町人共、殊之外迷惑におよひ候事、

(10)一、金座之儀は、御由緒有之候得共、元來町家之儀に候得は、家業柄と申、平生

帶刀には曾而及不申候處、是亦賄賂金を以取扱、平生帶刀に而相勤候樣に、相成來、因茲御家人惣而信服不仕候事、

賄賂を以て町人百姓に帶刀を許す

(11)一百性町人帶刀之儀は、重き御制度に而、古來より員茂大方相定候處、御領御代官より、爲差儀も無之候を、兎や角申出候得は、爲御褒美、御銀被下候而、宜可相濟處、帶刀御免被仰付候は、ゝ、金銀を以賄賂より相調候事、

御用達町人に帶刀を許す

(12)一、御用達町人共之内、家業柄又は御由緒之有者共も、年來知行幷御扶持被下、拜領屋敷等有之者は、格別に候得共、身元憶成と申斗を以、被仰付候、中奥之御用達之者共之內、火事場江道中帶刀之儀、賄賂差出候得は、取持候而御免有之候事、

御用達町人に殿中熨斗目着用を許す

(13)一、於殿中、熨斗目着用之儀は雖御家人、不容易候處、御用達町人共之內、是亦賄賂金差出取扱候故、御免被仰付、尤是等は一統之御用達に候得は、一同に可被仰付處、一人亦は貳三人に限り候儀、全く賄賂金に而相調候事、顯然明白

に候事、

（14）一、浪錢之儀、目方近年別而輕く相成、依之通用之位年々相減候、是等は最初姦猾之者之深巧に候へは、眞實之明智無之故、諸人の難儀世上の衰微に相成候義、少も心付不申、當然之賄賂金に迷候事、

（15）一、南鐐銀之儀、表に八片を以、小判一兩に換と申名目之有之候得共、全體姦猾之者之巧故、性方不宜、唯今に而は、愈怪敷相成、中々八片に而小判壹兩に換候義、後々成間敷候、是亦上より下を御欺被遊候に相當候、畢竟賄賂金取候而、御爲御益と申筋より被行候得は、後代衰微之階と相成、其上近年通用之新鑄錢は、づく泥土を交候故、通用之内、年々何程か碎散り候儀不相知候、寛永通寶と申大切之文字をさへ、文錢同樣に通用被仰付候儀、全く御威光に而、下を御欺被遊候儀無理至極に候得共、是亦賄賂金より相調候事、

（16）一、御曲輪内屋敷等、地面廣め張出し候普請有之、幷火除地俄に新屋敷出來候も、

浪錢の事

南鐐二朱判

曲輪内屋敷張出並

に火除地に建築の事

中橋廣小路火除地の事

淺草御藏米火除地の事

駿遠參大名滯府の事

賄賂金差出し候へは、近年願之通被仰付事、

(17)一、中橋廣小路之儀は、古來火除地に而、其上爲通用、先年御堀迄堀割之儀も被仰付、御內吟味等も有之處、近年御用達町人共より賄賂金差出候而願候へは、追々拜領被仰付候事、

(18)一、淺草御藏米火除地格別之御用地に候へ共、近年は町人江賣渡被仰出候、全く其方賄賂金に相調候事、右數ヶ條之儀は、畢竟金子貪り候爲、公之御制度、幷御用地すら、權威を以賣物に仕、相當り、其罪深重之事に候、

(19)一、駿遠參之三ヶ國は、御普代閥閱之地に而、必交代相勤候場所に候處、御役之者は、在所に罷在候而は、御役替之間に合不申候歟、金銀を以取拵へ、大方在處江罷越不申、病氣と申上、滯府いたし候故、三ヶ國諸侯至而相減候、是等は古來より大切之國々に而候處、等閑之事に相成候事、如何相心得候哉、畢竟賄賂金迯、此趣より諸觀定混亂に相成候事、

鐵座の事
九州邊川境論裁判不公平の事
家來潮田典膳狼籍の裁判不公平
醫師御目見の事

(20)一、近年諸國產物鐵之儀に付、大坂表江鐵座被仰付候砌、賄賂金差出願候分は、鐵座之外に賣出候樣に被相成事、

(21)一、九州邊より近年川境爭論有之、已に雙方より重立候役人出府有之候程之儀に候、是をも最初賄賂金取候而、片落偏頗之取計より事起候事、

(22)一、其方家來潮田典膳奴僕、先年神田橋之御門番所にて、夜中狼藉之節、以權威無法之取捌にて、稻葉何某家來當番之重役、不調法に相成候、依之列座之諸侯甚だ及憤怒候事、

(23)一、近來不學麁術之醫師共、賄賂金を差出候得ば、容易御目見を仰付候事、是等は重々不屆之至に候、第一司命職に候得ば、如何樣にも厚く遂吟味、學術共相勝候は、御撰にも可然之筈之處、其處心付不申、甚だ不實之至候、就中、其方之妾宿許之儀は、醫師右內緣を以、一門文不通之麁醫を、奧醫師え出候儀、世上一統及嘲弄候事、是等は上之御格錄を、任權威奪候に相當り候事、

加増拜領の地を膏腴の田に代ふ

八丈島産物專賣の役所を設け江戸問屋の家業を奪ふ

(24)一、其方御加増拜領之采地、近隣又は遠境にて、諸侯方之累年領し來り候膏腴之良田と引替候故、從來困窮之諸侯方は、彌以及難儀候、依之其方え遺恨を含候儀、數多有之候事、

(25)一、八丈島產物之義は、多年問屋有之、年々前金差遣、所々にて數人渡世仕來、然處、此度上より新規御買上之御役所相立候、依之、是迄之問屋共より、差出置候前金、皆損亡に相成、家業に放れ、困窮に及候、其上以後は、御役人之働にて、定而長崎にて、唐船荷物御買上同樣に、下直に可相成事、如指掌中候、江戸問屋共之家業を御奪被遊候に相當候、惣而人々之家業を權威を以奪候は、亂世之基可相成事、古來より其證據有之候得は、無是非、沖中にて拔賣等仕候儀、顯然に候、其節は公法を以罪科に被仰付儀も可有之候、是は全く下之金銀御しぼり被成候筋にて、聚歛之臣あらんより、寧盜臣有れと之聖言、不恐愼より之取計に候、辛政は虎豹よりも恐ろしとは、今世之中之事を言ならん、右之

外金銀賄賂請候而、彼是筋も無之、其權勢を以取斗候に付、家來重役人等、是亦金銀私欲に迷ひ、公法を破り候故、夫を見習、諸役人初輕き下〻之役儀有之者迄、金銀私欲斗、第一と相心得、依怙贔負を以、萬事取斗ひ候、一人之私欲より、天下之士情を失ひ、唯今にては、武士之義理すたり果候而、人々金銀を聚、身不相應之驕奢を極候儀、能事と人々相心得居候樣に自然とヶ樣之惡風俗に押移候儀、其根本は、其方一人之大罪不可遁候事、

(26)一、原宗兵衛企之一件被行候はゞ、誠に以天下亂謬たること必定之事、右之外、上州絹運上、無人島蝦夷印旛沼之儀は不及沙汰候事、

上州絹運上無人島蝦夷印旛沼の開墾の事

天明七丁未十月申渡す、

(イ二日)

田沼没落につきての落書

落書の多く出たことは、また佐野善左衛門一件のときにも劣らなかつた。その中、三四を左にしるしてみやう。

水は出る油はきれる其中に何とて米は高くなるらん、方々よろこべ、田沼が役は上つたはやい、

奢	百石包二十五匁
●●●	御用金丹
妙薬	小間包代三匁

第一下のおごりを留上々の欲心をつよくし、
田沼の懐中をあたゝめ諸役人の爪を長し、
小判の相場をくるはし、南鐐は片の文字を偽し、
萬民のうらみをつよくし太平の代をさわがす、
此外何にてもかんりやくに用ひて吉、

亂國侍來　　散山不首尾之御作

（佛像の圖あり、略す）　大着山同慾院凶内仕損寺にて此度百年目之咲帳

印旛沼大尊像

運上大師用金佛
幷靈寶物品々

縁起

抑當時唉帳し奉る所の用金佛は、昔たいとう三百石より御出現まし〳〵たる、例年あたじけなき尊にて、散山不首尾の御作なり、其むかし伊豆守此み佛に金銀を捧上て、信心怠りなかりしかば、忽奉行職に立身し給ふ、夫より大名旗本に至る迄、信仰せずといふ事なし、み佛の威光ます〳〵殿中に輝き渡り、終に將軍を極樂へ救ひ取給ふ、かるがゆへに、此たび神田橋うち大着山南無三坊仕損寺に於て、かいゐきせしむるもの也、世上困窮の輩は、近ふ寄て悦ばれませふ、ひとたび譏るゝ輩は、惡事災難をまぬがれ、劒難盜難を逃るゝ事疑ひなし、誠に强惡無禮の尊像なり、六合入の米袋を御持參被成ませう、

傾運田沼大里の御影は是より出ます、

大方は
正月より左りへ〳〵と
廻りましふぞや

小間料　銀三匁より
　　　　づゝにて焚
　　　　出申候　役者
仕損寺

ちよぼくれちよんがれ
そも〳〵わつちが在所は、遠州相良の城にて、七つ星からけいはくばかりで、お
そばへつん出て、御用をきくやら、老中に成るやら、夫から聞ねへ、大名役人役
替させやす、なんのかのとて、いろ〳〵名を付、むしやうに家中の物まで、ふけ
んになりやす、あんまりわつちも嬉しいまぎれに、とてものついでに、大老なん
ぞと、是からそろ〳〵むほんとでかけて、出入のあんまを取立、おいしやとこし

田沼の後裔

らへ、千川上水、印旛の新田、吉野の金掘、む性に上納、御益の御爲のなんのかのとて、さま〳〵名をつけ、おごつて見たれば、天のにくしみ、今こそあらはれ、てんてこ舞やす、ヤレマタ〳〵むすこは切られて、孫はくわる〻、印旛の水から、關東へ押出し、新田所は五年が間は皆無に成りやす、やれやれ、夫から取立醫者めが、藥がちがつて、因果とわつちがをちどになりやす、御役ははなれて、女の老中に、めつたにしかられ、是迄いろ〳〵だましてとつたる五萬七千、名ばかり〳〵、七十づらにて、こんなつまらぬ事こそ有まい、ほんにことしは、天時つきたる、かなしいこんだに、ほうい〳〵〳〵、

因にいふ、田沼家は龍助意明天明八年卒して、子なく、弟の意壹嗣ぎ、寛政九年に卒し、そのまた弟の意信が後を承けた。これが享和三年に卒して、同姓能登守意致の四男意定を養うて嗣とした。意定文化元年卒して子なく、主殿頭意次の次子意正を以て嗣とした。意正は大番頭に任ぜられ、大坂二條等の城番となり、文政二年に

は若年寄となり、ついで舊領相良に轉じて、家の名譽を復興した人である。天保七年に隱居して、長子意留が嗣いだ。意留、十一年に隱居して、長子意尊が後をついだ。意尊は文久元年に若年寄となり、元治元年武田耕雲齋を伐ちにいつた事もある、大名としての田沼氏はこの人が最後である。明治元年に、上總小久保藩に轉封せられ、二年に版籍を奉還し、ついで藩知事に任ぜられた事は例の通りである。同年十二月、病ありて起つ能はず、請うて岩槻藩知事大岡忠貫弟金彌を養うて子とし、後を嗣がしめた。名を意齊といふ。その後、華族名鑑には、子爵田沼望といふ人あり。望卒して子正つぐ。之が今の田沼子爵家の當主で、明治十五年生れである。

（參照）

天明日記　白川樂翁一代略譜　伏見義民傳　京兆府尹記事　松平家文書　館林藩史料　文恭院實紀　大日本貨幣史　御老中渡書付留　後見草　蜘蛛の絲卷　甲子夜話　田沼狂書　憲教類典　天明雜記　翁草　田沼主殿頭へ被仰渡之趣　田沼家譜　華族名鑑

第十　新氣運の潮流

暗黑の中に於ける光明の閃き
民權の發達
百姓町人の騷動
民權發達の一段階

さきに八段に亘つてのべた事項、一、田沼の專權、二、役人の不正、三、士風廢弛四、風俗淫靡、五、天災地妖、六、百姓町人の騷動、七、財政究迫と貨幣新鑄、八、開發と座と運上、此等は總べて此時代の暗黑面を示すものである。併ながら吾人は此暗黑の間に於て一道の光明の閃くもの丶あるのを認める。それは卽ち此時代に於ける新氣運の潮流である。その新氣運といふは、

第一は民意の伸張である。換言すれば民權發達とも言う可きものである。上の第六條に數へたる百姓町人の騷動といふもの丶如きも、一方から見れば民權の發達の一階段である。この現象によつて察すれば此時期に於て確かに時勢の變轉の著しきものあるを見る事が出來る。併ながら是は幕府の方から言へば武家の衰亡の端を啓いたものであつて、卽ち此田沼時代は幕府に取つての下り坂であつた。彼の竹内式部

竹内式部一件

今の天下は危き天下

が寶暦の頃京都に於て公家衆の間に講義をして盛んに朝廷復興の爲に學問を奬勵して居つた。時の關白は公家衆が天皇に式部流の學問を御勸め申し、それから朝廷に於て今に騷動を起すといふやうな風説が生じて、心配をした。公家衆が黨を結んで謀反をするといふやうな噂が立つた。是に於いて之の處分をした。それと同時に京都の所司代の方に通知をして、式部を京都から追放せん事を要求したのである。其時に式部は京都の町奉行に喚出され、訊問せられた。さうして色々問答をした。時に町奉行が式部に問うて曰ふのに、「汝は講義の時に今の天下は危い天下であると考へると言つたさうであるが、左樣であるか」。式部「成程實に今の天下は危い天下であると存じます、然し此事は講義をする時にさうは申さなかつた。併ながら今日唯今此決斷所に於て私の心底を御尋ねあるに當つて僞を申したといつては恥入りますから明かに申します。實に今の世の中は危い天下であると思ひます」。式部が少しも臆せず幕府の役人の眼前に於て今の天下は危い天下であると述べたので奉行は實に

天下無道禮樂征伐自諸侯出自諸侯出蓋十世希不失矣

時勢の變轉

下上を議す

驚いた、列んで居る連中皆色を失つた樣子であつた。式部つゞけていふには「何故に危いかと申しますれば、聖人の言に天下道なければ則ち禮樂征伐諸侯より出づ諸侯より出づれば、蓋十世にして失はざる稀なりと御座います。（論語衞靈公篇中の語）唯今は政治が關東から出て居るのであるからして、それは孔子の仰せらるゝ通り、禮樂征伐が諸侯より出て居るものである。故に今の天下は危い天下であると申すのであります」と斯う言つた、是は式部の趣意では、表向には唯、孔子の言葉を基としてそれに依つていふた言であるけれ共、其内心としては、當時幕府の政治が段々弛みができた。まだ田沼の政治ではないが、八代將軍のやめたあとで、種々彌縫をやつて居る時である。竹内式部は其時勢の變轉を熟々感じて言つたものであらうと思はれる。さて竹内式部自身が此の如く危き天下であると云ひ、又政權を朝廷に囘復する爲には、公家衆が學問をしなければならぬといふので、其根本を養ふ爲に公家衆に學問を勸めたのは、是は謂はゞ下が上を議するのであつて、矢張り是も一種の民權發達と見

落書も民權發達の一例

御觸も人人に用ひられず上を凌ぐ

町人の勢力

なければならぬ。尙ほ前に屢〻引いた如く落首の多きこと、是は特に此時代頃から著しいのであるが、そののんきで、樂天的で、人を馬鹿にしたさまは、官憲も何も眼中にあつたものではない。最も自由に時勢を諷し、政治を嘲り、不平の氣を吐き文明を批評する是も亦民權發達の一つの徵と見ることが出來る。

天明七年六月に其時にモウ老中になつて居つた松平定信が意見書を上つて、上下一致賄賂奢侈の禁等の事數條を陳した所の書が有る、其中に斯う云ふ事を言つて居る、

御觸等出で候ても人々用ひ不申、反て誹謗を生じ候樣に罷成、總て下勢、おのづから上を凌ぎ候樣に相見申候、

是も階級制度が喧ましかつた其時から見ると宜く無い事であるが、一方から見ると民權發達の新氣運に向つて居つたと見る事が出來る。

此時代には町人の勢力が盛んになつて、それが武士と代はるやうになつて來た。幕府の衰亡の原因の始りは此時代に起つて居るのである。町人の勢力の段々發達した

札差

武士のふく面

札差の入牢

様子は色々な事に現はれて居るが、安永の頃に札差の高利を貪る者を罰したことが有る。札差といふ者は、幕府の士に取つては金融の中心になつて居つたので、卽ち旗下の藏米受取なり賣買を請負うて、其經濟の鍵を握つて居つたものである。そこで其俸祿の米を抵當に入れて金を借る。それが段々利に利を重ねて、負債に苦む者が多かつた。安永三年の十二月十九日幕府が令を發して武士の覆面頭巾を禁じた事がある。其時の落首に、

覆面の頭巾は御目にかゝれども
御目にかゝらぬ武士の不工面

武士の勢力が町人に抑へられつゝある樣子が見えて實に悲慘なる滑稽である。安永六年には札差の中に高利を貪る者が取調べられて入牢せしめられた。

それについて落書ができた。

お切米はいくら拾六兩壹分、また利は高い、あの米をうつて、小判をとらしよ、

小判とふした、油にも米にも、藏宿の見せて、くといてこちて、又一俵かりた、其宿はとふした、地頭どんの御用を、他行していぬと、みんな牢へいつた、士曰、小普請金のあらざれば、なけ共不借、かせとも不返、藏宿の其割合をしらず、

十八大通

札差はさう云ふ風に旗下を苛めては金が溜まる。そこで贅澤をする。通を張るといふことになる、當時有名なる十八大通の中にも大口曉雨の如きは芝居に於て殊によく知られて居る。

寛政の棄捐

旗下の困窮の結果遂に寛政の改革に於て所謂棄捐の令が發せられた、これは鎌倉時代における德政の令と同じくて武士を保護する爲めの令である。卽ち六年以前の證劵は總て之を切棄てゝ六年以内の者は利子を低くして年賦を以て返さしむることゝした。

* * * * * *

因襲主義の破壞

田沼舊例格式を破る

第二、因襲主義の破壞　封建制度に附物の因襲主義は、此時代に破られた者が少くない。是は幕府其物に取つては餘程重大なる損失を與へたものであるかも知れぬ。然しながら全體の時代に取つて、新しい氣運を起したといふ事は爭ふ可らざる事實である。此舊例格式を破つたといふことは彼田沼の罪狀二十六ヶ條の中にも凡、五ヶ條ばかり其事に付て述べてある、其一は平生帶刀に及ばぬ所の銀座の者に帶刀を許した事。第二、百姓町人に帶刀を許した。第三に御用達、町人の火事場へ道中帶刀を許した。第四に殿中に於て御用達町人に熨斗目着用を許した。第五、町醫者に御目見を許した。是等を以て田沼の罪狀に數へて居る。是は如何にも、格式を重んずる制度から見れば、一種の罪惡とも見たかも知れぬ。然しながら一方に於て斯かる舊例をも破つた田沼の見識は、認めてやらんければならぬと思ふ。御用達町人などが帶刀をして居つたといふ事は、此頃になつてこそ容易に許されぬ事であつたらうけれ共、天和以前に於ては何れも左樣であつたといふ事である。

町醫の登用

畫師の狩野榮川は、田沼に取立てられて、醫官並に列した。それは以前年始に時服を賜はる時は醫者衆は無紋の服に白を重ねて賜はる例であつた。然るに田沼は榮川を贔屓の餘りに、總ての醫官に賜はる所の品を紋服にしやうとして、同朋頭をして、御納戸頭に其事を諷せしめた。そして、御納戸頭をして、之を紋服に計はしめやうとした處が、其時御納戸頭を勤めて居つた某が其事を承知しない。此役所が始まつてから以來の古例を破るといふ事は私には出來ませぬ。强ひて左樣にせよといふ事でありますれば、書付を以て御下知を下されたい。若し老中から屹度下知せられることであるならば、上の御吩付であるから其時は畏まつて其命を奉じませうと言つたので、沙汰止みになつたといふ話がある。

町醫を大に登用したのも田沼の見識の在る處であつたらうと思ふ。明和二年の七月三日町醫の日向陶庵が著はす所の本草綱目考異を獻じた。安永九年十一月廿九日に日向陶庵と三木昌甫、勝田養元、伊藤尙貞、太田元達、栗原昌庵、印牧玄順、長谷

松本伊豆の重用

川長順、宮地要立、小島昌流、瀨尾昌玄等が治療が精きに依つて拜謁を賜はつた。天明六年八月には將軍の病激しき時に町醫の日向閑庵をして診察せしめた事がある、是は失敗に終つたのであるけれ共、兎に角格式を破つて何時でも手腕の有る者を登用すると云ふ處は田沼の偉い處であらうと思ふ。勘定奉行の松本伊豆守秀持ももとは微賤のものであつたが之を登用するに格式を踏まないで拔擢した。初は勘定方へ召出されて松本十郎兵衞といふ名前で組頭になつて居つたが、百俵五人扶持の宛行ひであつた。それが間も無く進んで吟味役になつてそれから直ぐに御勘定奉行を仰付けられて三千石高となり、伊豆守を受領して、それから田安の御附、長崎御用掛とを兼任し、百俵の士が暫くの間に兩役合せて五千石を領するやうになつた。是は餘程財政の方には手腕の有つた人であつたと見えて田沼の財政の計畫を助け、田沼の政策は松本伊豆の考から出たものが多いやうに思はれる。

第三　思想の自由と學問藝術の發達　斯う云ふ風に全體に新氣運が漲り、そして

思想の自由と學問藝術の發達

漢學界の隆盛

古例に因襲するといふことが少いので、全體として思想界學問界が餘程自由になつたのである。それに依て各方面に於て盛んに其道の達者が輩出したのである、まづ

（イ）漢學について見るに、從來の學問は修身齊家治國平天下の學問として、實践躬行の倫理學か、然らずんば高尚幽遠なる哲學に止つて居る。それが此時代になつて段々純文學、詩文が發達して、さうして種々の學派が競ひ起る。折衷學もあり考證學もある。それ〲其門戶を張つて、論語の一書にも二十餘種の解釋を出すやうになつた。當時有名なるものでは先づ江戶に於ては

山本北山（文化九年歿）　六十一歲
龜田鵬齋（寶曆四年生文政九年歿）　七十三歲
冢田大峯（延享二年生天保三年歿）　八十八歲
市川鶴鳴（元文五年生寛政七年歿）　五十六歲
豐島豐洲（元文二年生文化十一年歿）　七十八歲

伊藤藍田(享保十九年生文化六年歿)七十六歳
外崎淡園(享保九年生文化三年歿)八十三歳
京都では
龍草盧(正德四年生寬政四年歿)七十九歳
江村北海(正德三年生天明八年歿)七十六歳
服部蘇門(享保九年生明和六年歿)四十六歳
大坂では
片山北海(享保八年生寬政二年歿)六十八歳
長崎では
高暘谷(享保四年生明和三年歿)四十七歳

是等が最も名ある者である。龍草盧は京都に幽蘭社を構へ、江村北海は賜杖堂を、高暘谷は瓊浦芙蓉詩社を、片山北海は大阪混沌社を、服部郭南は芙渠社を、安清河

は市隱社を、各〻是等の社を作つて蘭菊其芳を競ふといふ有樣であつた。然るに段段是にも弊害が起つて末派の者は行ひを顧みず風俗を敗る者が多く、互に其門戶を張つて他を輕んじ、罵詈讒謗を事とした。此弊を矯めやうとしたのが定信の寬政異學の禁である。寬政異學の禁については、古來色々な批評の有ることであるが、是は當時の狀態では其惡弊を矯める爲に一時は必要な政策であつたものであらう。然しながら又之を矯め過ぎて、遂に學問が競爭に依つて進むのを抑へて了つたのは遺憾な次第である。

寬政異學の禁

諸藩學校の興隆

（ロ）諸藩學校の興隆　此時代に於ては學問が盛んになつたが爲に諸藩に於ても講學の氣運が大に興つた。日本教育史料に依つて調べて見るのに、諸藩の學校が總計二百三十四ある內に於て、寶曆以前の創立に係るものは三十四、田沼時代に於ては六十一である、寬政から文政までの間に五十八、天保から慶應までが五十、明治の初に三十一である。

學校の設立田沼時代に最多し

地方の名君もこの時代に多し

國學賀茂眞淵

これによつて見れば、田沼時代に於てできた學校の數が最も多いのである。普通にいふ所では、松平定信の時に中央に於て善政を行ふと共に、地方に於いても名君が輩出し、夫等が各〻學問を奬勵して、諸藩の學校も盛んに出來たといふ事を言ふのであるが、焉んぞ知らん、其諸藩の學校は此の田沼時代に於て出來た數が最も多いのである。況や又其地方の名君の中で、最も名の有る所の細川重賢及び上杉治憲卽ち鷹山公の如きは、何れも田沼時代の人で細川は天明五年に卒し、上杉は天明五年に隱居して居るのである。其善政といふのは實は田沼時代に於てあつた事である、歷史の事實を一人の人に引附けて解釋しやうとするのは非常な危險の伴ふものであることは之に依つても分る。薩摩の島津重豪卽榮翁と云ふ人は盛んに新文明を吸收した方で近代に於ての薩藩の名君であることは世に隱れない事であるが、是も矢張り田沼時代の人であつた。

（ハ）國學に於ては此時代に加茂眞淵を出した。眞淵の主張したのは、古言、古語、

本居宣長

俳諧蕪村

俳壇に於ける一新生面

古調といふのである。其古いといふことは卽ち當時に在つては新しいことであつた。其主義は虛飾を避けて、自然を流露するに在る。上古の簡素にして自由な時代に復歸しやうとするに在る。是等が最も能く此時代の相を現はしたものと思はれる。眞淵の弟子であつた本居宣長も矢張り此時代の人である、享和元年に七十二歲で死んだのであるから其働き盛りは矢張り此時代であつたのである。尙、富士谷成章、谷川士淸、楫取魚彥等も皆此時代に出て特に言語の學に力を致した。

(三)俳諧、此時代の俳壇に於ける巨匠は與謝蕪村である。天明の俳句は元祿と其盛を競ふと言はれる。芭蕉が死んでから後、俳諧の風調は段々沈滯して月並に陷り、群匠が、各〻其巽を立てゝ野卑陳腐になつた。蕪村其間に出でゝ洒脫飄逸の資を以て俳壇に一新生面を開いた。其俳句は實に才氣秀拔で仙骨を帶び形も思想も誠に淸新の氣に滿ちて居て、其句が活躍して見える。其形は客觀的であつて宛かも畫の如く、又、言葉は多く漢語を用ひて最も簡潔であつて調が引緊つて居る。蕪村は同時に又

畫を善くした。其畫が又彼の俳句と同じやうな趣を具へて居つたといふ事は尙、後に述べる通りである。

横井也有もまた同時代の人である。その俳文は彼鶉衣に依つて現はれて居る。風韻のある戯文であつて、筆鋒頗る自在に、奇想天外より落るものがある。其文最も簡にして意が能く伸びて居る。

此時代には又女子の有名な俳家を生んだ、加賀千代女は卽ちそれである。千代女は安永四年に七十四歳を以て歿した。

俳諧に附屬して言うべきものは狂歌である、之には、前後に比類ない太田蜀山人といふ者が出た。四方赤良といふ名を以て此時代の戯文を最も能く代表して居るのである。其奇警なる觀察は、實に詼謔の天才とも言ふ可きもので、古往今來未だ此人に及ぶ者を見出さぬのである。朱樂菅江また之と時を同じうして、共に「天明調」を發揮して幸田露伴氏の所謂「琪花瑤葩一時に煥發する」の觀を呈したのである。

也有

加賀千代女

狂歌蜀山人

朱樂菅江

田沼時代川柳の品格

柄井川柳も亦、此時代の產物として、よくその時勢を反映するものである、小川顯道の塵塚談にも、「前句附に柳樽といふ双紙あり、人の擧動、心のよしあし、尊卑の人情、上下の人心の有樣、其外世の中の事情をざれ句にいへるもの也。されど、なぞの類に似たる事ありて、早速は解しがたき事多くあり」とある。よく當時の事變人情を辨へねば解し難い事が多いが、その皮肉な諷刺、痛快なる滑稽を以て人心を剔るの妙は實にいふべからざるものがある。この川柳は饗庭篁村氏の言を假りていへば、「下女と居候を當の敵としてより卑猥に傾むき、穿ちと隱し題に凝りては誠に謎の如く、またあて物のごとくなり、有のまゝ過ぎては、言葉をなさぬ程に下りたるは慨くべき事にて、柳樽も初代川柳點の頃は、居候を詠みても、「物にかゝりが算簞の稽古する」抔と上品なり。父兄の勘當をうけて他家によるを掛り人、または物にかゝりといひしにて、算簞を吹くなど僭上の體其人物を顯はして、父兄も勘當すべく、またこれを同居さする者の迷惑の情も察せらる。「柳樽」によつて見れば川柳

は明和より安永天明の頃に於て最も盛んであつたらしい。

(ホ)小說、小說に於ては上田秋成が出た秋成は初は八文字屋本體の小說に筆を染め、其頃から旣に其天才を現はして居つたが、後に方面を轉じて、雨月物語を作り、又、春雨物語を著はした。秋成は天性剛愎狷介で世に容られぬ處から、常に白眼を以て人を視て居つた爲か、その氣が自から作物の上に現はれた。辛辣なる諷刺、熱嘲痛罵眞に骨を刺すものがあると言はれる。秋成と時代を同うして江戸には建部綾足が本朝水滸傳を以て顯はれて居る。

小說上田秋成

平賀鳩溪(源內)も亦、玆に見落してはならぬ人である。彼が其專門とする所は本草學、窮理學に在つたのであつて、之についても隨分發明する處があつたのであるが、不幸にして世に遇せられず。滿々たる不平を以て煩悶懊惱已み難く、僅かに戯作を以て其憤懣を漏したのである。其學和漢洋を兼るを以て記す處も頗る多方面である。當時の世態を諷刺して些細な俗事を題目として、滑稽を描き乍らも尙、其間

平賀源內

平賀源內肖像
（大槻博士所藏）

に世を誇る處に氣焰の揚るのを見るのである。大阪の上田秋成と對照して好一對の者と言はれる。

講談 風流志道軒

講談界に於ける風流志道軒の如きも亦、一種の奇才である。志道軒は江戸の人で少より、豪宕不羈であり、十二歳の時に小僧になつて暫く諸書を渉獵し、又好んで史傳を讀み、年壯なるに及んでから慨然として曰く、戒律は桎梏のみ、聲色酒肉豈我を溺らすに足らんや、將さに桎梏を脫して大快活の人とならんと。卽ち袈裟經論を鬻いで以て酒肉を買ひ、數日にして盡く。江湖に放浪して飢渴殆と死せるが如くであつた。人皆嗤つて狂人とした。或日淺草寺に遊んだ處が參詣の人が市の如くである。そこで悟を開いて天を仰いで曰く、我舌尙在り窮餓自ら取るは天に非るなりと。乃ち松木の下に席を作つて、机に凭つて講談を始めた。古今の英雄豪傑の成敗得失治亂興亡、盜賊博徒の詐術暴行、或は長言或は短說、上下縱橫其狀を盡さざるなし。大聲叱咤すれば、則ち雷擊電掣、風驚き石飛ぶ、低語喃けば則ち神泣き鬼哭し、花

啼蟲淚、忽にして勇夫傑士、忽ちにして婦人女子、千情萬態倏忽にして變化す、博く經典を引き旁ら雜書を證し、加ふるに詼謔を以てす。聞く者四方より集つて、志道軒の名江戶中に遍くなつた。志道軒は容貌が醜くて顏は破鍋の如く口は缺けた盃の如し。傴僂であつて身長、中人に及ばず。講談する時に手に一本の木ノ棒を持つて其形男根に類して居る。講談の妙所に到るといふと其棒を以て机を叩いて節を附ける。觀者之が爲に絕倒したといふ。此の如き奇人の出たのは矢張り此時代の一つの相と見る可きものである。

黃表紙と洒落本、これがまたこの時代の產物である。黃表紙また青本といひ、其以前には黑本といひ、また赤本といふ。各〻その表紙の色によつての名であるが、古くは元祿以前からもあつたらしい。初めは御伽草子又はその稍毛の生へた位のものであつたのが、段々發達して、恠勇譚武功譚となり、敵討となつたが、此時代に於て著しく進步して、安永四年に戀川春町が、金々先生榮華夢を出してより一變して、專ら、

黃表紙

戀川春町

人情世態を描くものとなり、多く遊廓の事情、見世物などの事をかいて、滑稽洒落を旨とし時に皮肉諷刺を交へてゐた。

その一例は、前に佐野善左衛門一件の條にのせた時代世話二挺皷によつても知られる如く、時世を評したものも少くない。新群書類從第七書目の中に收めてある増補青本年表によつて見るに、此頃には右の外にも、悦贔屓蝦夷押領とか文武二道萬石通の如く時の政治に對する諷刺の氣焰を吐いたものも少くないらしい。かゝる小說の中にも、時代の風潮として、民意の伸びて居る樣子が見ゆるが面白い。

洒落本

洒落本は、また小本とも蒟蒻本ともいふ一種の寫實小說で、露骨に吉原深川あたりの樣をかいたものである。遊里の狀を描いては、遊女漂客の嬌姿痴態衣裳の說明、彼等の言語等細かに洩さず之を寫し、人心の機微を捉へ、洒落なる對話體を用ひて、其性格を紙上に躍如たらしめ、所謂穴を穿つたものである。この性格を現すといふ點に於ては、日本小說史上、洒落本を以て祖とすと稱せられる。その描寫が遊里を

主とするに拘らず、挑發的の痕跡なく特に厭らしく無いのも此本の長所である。中にはまた諷刺を目的としたものもある。即ち當時の風俗を主として、嘲罵の筆を弄び、時弊を喝破せんとしたものもある。洒落本の起原は、朝倉無聲氏に從へば、早く寶曆六年に大阪に「聖遊廓」江戸に「異素六帖」が刊行された事あるによつて、從來普通に明和初年に出版せられた「遊子方言」を以て其初とするのは當らぬといふことである。いづれにするも、この田沼時代に於て始つたといふは間違ない。

繪畫

（へ）繪畫　繪畫に於ては又此時代の相に應じて頻に新奇の風が起つた。久しい間狩野で無ければ雪舟、雪舟で無ければ土佐、此の三つの派に限られて數百年來、唯、舊套を襲うて來た畫界の陳腐なのに一般の國民が厭いて居る。それで斬新なる畫風の要求は頗る切なるものがあつた。此時に方つて明清の畫風が輸入せられたのである。

明清畫風の輸入

其頃支那の畫人の來遊する者が頗る多かつた。享保十六年に清人沈南蘋が來て十八年の九月に歸國した。

沈南蘋

沈の畫風は寫生の微に入つて而も品格卑しからず。是が邦人

熊斐
宋紫石
黑川龜玉
伊孚九の文人畫
大雅堂

の間に大なる感化を與へ南蘋の畫が頻に稱せられた。そこで熊斐は南蘋風を以て初て我邦に一派を立てた。それから寶暦時代に來朝した淸人宋紫岩に就學した楠本幸八郎といふ者が名を宋紫石と稱し、大に江戶に流行つた。それと同時に又江戶の黑川龜玉といふ者があつた、是も沈南蘋の風を以て江戶に流行つた。此沈南蘋の風と相竝んで伊孚九といふ者が來朝して、是が支那の文人畫を傳へた。有名なる大雅堂は之に私淑して、さうして沈氏の寫生畫の風と相竝んで盛んに南畫を興した。大雅堂の畫が世に激賞せられたのは一般に世間が狩野土佐の陳腐に厭きて居つた反動であるといふ事は申す迄も無いことであるが、それと同時に又畫界の趨勢が文人の思想に合するものあつたが爲めである。當時の畫界に取つて南宗畫は空谷の跫音とも言う可きものであつた。支那から這入つて來た尙南貶北の畫論が近頃大に流行して、多年沈衰して居つた文雅の社會が大に之を贊稱した。大雅堂も又全力を南宗畫に注いでさうして奇異の作を出して、遂に南宗畫開祖の盛名を擅にするやうになつた。

畫界の革命

應擧

望月玉蟾

曾我蕭白

伊藤若冲

是は實に當時の畫界に取つての大きな革命であつたのである。當時の社會の氣運は何事にも新奇なものを求めて居る。そこで畫題にも或は支那の或は日本の天地自然に己の據る所を求めたのである。此の如くして名家競ひ起つて各〻一家を成して、皆人の跡を襲はない、新機軸を出したのである。其氣運に激せられて應擧なども狩野派から出て、寫生を以て一旗幟を樹つた。是は天然の造化を以て師匠として、四條派を起した。それから望月玉蟾は雪舟元信の風から出でゝ、一家の漢畫を起した。曾我蕭白は其剛直狷介の資に依り奇僻の筆を以て一家を成し、自ら曾我蛇足の跡を追ふ者と稱して蛇足軒と稱した。其山水人物を描くに悉く水墨を以てし、奇僻の筆を以て時々人を驚かす。殊に人物の圖に至つては形容活動筆力紙外に溢るゝ趣がある。それから伊藤若冲は元明畫に光琳風を交へて又一家の風を成し、寫生の微を極めて、草木羽毛鱗介の如き彩を施し色を描くには皆己れの創意を以てして、古法を襲はず。形狀氣韻兩ながら備はり、躍々出でんとするものがあつた。

與謝蕪村　玉蘭女史　女子の奇才　浮世繪　江戸獨得の妙趣　平民勢力發展の反映

與謝蕪村は彼の俳諧と同じく清新なる趣味と超凡の手腕を以て、頗る瀟洒飄逸なる畫を描いた、其畫は頗る氣品の高いもので、當時藝苑の巨擘と稱せられて居る。大雅堂の夫人玉蘭女史は有名な町女である。是も亦、當時の一奇才であつた。加賀千代女と竝べ稱すべきものである。女子に此の如き奇才の出たのも亦この時代の一異彩であらう。

浮世繪界も亦この時代に於て、めざましき發展を遂げた。大雅堂、蕪村、蕭白、若冲、應擧等は皆京都を中心として、起つたのであるが、之に對して、江戸に於ても亦、この時代の風潮の刺激をうけ、革新の氣運に促されて、江戸獨得の妙趣を發揮しつゝ、所謂浮世繪なるものが勃興したのである。

浮世繪がこの時代に於て盛になつたといふ事は、實に、時代の趨勢の然らしむる處で、これまた平民勢力發展の反映と見るべきものである。元來浮世繪は「町繪」として輕蔑せられたものであつた。享保以前には、師宣とか清信とかいふ名手があるはあつ

たけれども、まだ全體としては幼稚なものであつた。それがこの時代に於ては長足の進歩を示し、明和以降は大家彬々として踵を接し、實に空前の盛況を呈したのである。更に又天明に及んでは「錦繪の黄金時代」と稱せられ、版畫界空前にしてまた絕後なる大發展を遂げたのである。こゝに假りに明和安永を以て前期とし、天明以降を以て後期とすれば、前期に於ては、鈴木春信、勝川春章が最も著はれ、後期に於ては鳥淸長、喜多川歌麿を以て其双璧とする。この時代に於て、浮世繪の發達したのは、一に、木版彫刻の進歩したによる事で、享保頃よりやう〳〵起りかけた色摺の術はこの時代に於て空前の進歩を遂げたのである。その木彫の摺刷の進歩によつて、美人をあらはすにも、其眉目口唇の微、毛髮の細をもよく現し、複雜なる圖樣も版に上して、版畫の內容が豐富になつた。これによつて、所謂錦畫はひろく下層階級の賞玩にも供給せられるやうになつて、はからずも、時代の思潮の趨勢をこゝにもあらはすやうになつたのである。

この時代に於ける長足の進歩

錦繪の黃金時代

木版彫刻の進歩

平民的の繪畫時代思潮

鈴木春信

勝川春章

細田榮之

而してこの版畫に向つて、一の新生面を開き、彩色摺の非常なる進步を致して、所謂東錦繪の譽を博せしめたのは、實に鈴木春信の靈妙なる手腕によつたのである。春信の美人を描くや淸新なる手法を以て、姿態の美化に努め、之に適當なる背色を點梅して、表情動作を完全に描出し、生氣は畫面に溢れるばかりであつた。磯田湖龍齋、一筆齋文調、北尾重政、鳥居淸滿、淸經等皆この風に倣ひ、何れも舊法を棄てゝ、新らしき錦畫に馳せるやうになつた。春章は、役者本位の寫生畫をかいて、俳優の個性表現に一新機軸を出した。美人畫にも優秀なる作品は少くはない。

細田榮之の畫はこの春章の影響を受けたものである。榮之は將軍家治に近侍して所謂御側繪師であつたので、その畫は品位が高いといはれる。描法流暢にして細緻、よく高雅にして淸楚なる姿をうつす。またこの時代の一名手なるを失はぬものである。

後期の黃金時代は、浮世繪の全期を通じて傑出した作家を網羅した時代であつて、

圖様の清新なること、手法の緻密なること、觀察の犀利なることに於て最も觀るべきものが多い。鳥淸長は美人を畫くに、その背景の應用最も巧妙でその人物との融和最もよく調ひ、殊に西洋畫風を應用して、構圖に於て勝れたものが多い。歌麿に至つては美人畫は更に一段の進境に達して、その美人を畫くに、たゞの寫實でなく筆者の理想の中にこの美容を融化して、獨特の姿態を畫いたので「日本畫中眞の美人を描けるもの他になし」と稱せられる。

鳥淸長
喜多川歌麿

（ト）音樂、音樂に於ても亦此時代の特長を見る事が出來る、江戸、長唄、常盤津等の發達が矢張り此時代にあつたらしいので新意を競ふといふ時代思想とよく符合するのである。近頃音樂學校に於て編纂せられたる近世邦樂年表を見ると、長唄に於ても常盤津に於いても、寶曆から明和安永と段々年を經るに隨つて盛んになつて行つた有樣は其年表の中に載せられてある事項によつて歷々として見らるゝのである、長唄の如きも此時代に於て編纂せられたものが多い。富士田楓江、荻江露友此二

音樂

長唄
常盤津

趣味の發達

新しきを好む時代

趣味は特

人共に長唄の名人であつて、共に此時代の人である、常盤津に於ては關東文字太夫が江戸に出て一派を成して名人の譽を擅にした。

(チ)趣味の發達　以上思想の自由と學問藝術の發達とについて概略を述べたのである。尙この外にも、蘭學の發達はこの時代に於て最も注意を要する事であるが、これは次に別に章を設けて述べるを以て便宜とするにより、玆には略する。さて、右に列べた所の文化の各方面について考ふるに、この時代は、實に奇才の多く出た時であつて何事にも風がはりのものが多い。すべて在來の型を脫して、舊きものを踏襲しない、何者か新しきものを出さずんば止まぬといふ概があつて、一般に活氣に滿ちて、生氣がある、文人でも畫家でも何でもすべて精神に餘裕のあるものが多い、究屈でない、平凡でない、そして洒落なる分子に富んで居る。言ひ換へれば全體として趣味の深いといふことは、この時代の一特相であつた。而して、こゝにまた注意すべきことは、その趣味なるものが、特に江戸に於て發達したことである。江戸

江戸に發達す

江戸前の大成

時代の文化をいふものは、二言目には、元祿時代といふ、而もその元祿時代の文化は、多く上方地方に於て開けたので、江戸は、元祿の頃に於ては、まだ〳〵粗野であつて、上方に對抗するだけのものはなかつたらしい。元祿を過ぎてから、上方の文化はやう〳〵に江戸に移るやうになつたのである。江戸文化の隆盛は、實にこの田沼時代を以て始まる。所謂江戸趣味「江戸前」はこの時代から大成せられたのである。川柳といひ、狂歌といひ、講談といひ、常盤津、長唄、すべてこれ等江戸がその特有の誇りとして上方に對し得る所のものは、多く皆この時代の産物である。浮世繪の如きは、その名からして江戸繪といひ、東繪と呼ばれて、江戸の名物となつて居る。黄表紙、洒落本の如きも江戸における俗文學の發達を示すものである。德川時代の俗文學は元祿を中心として、大阪に於て榮え、ついで享保を中心として京都にその覇權が移つてゐたのであるが、この田沼時代に及んでは、いよ〳〵それが江戸に移つて、文壇の華は江戸に於て開くこととなつた。そして、江戸趣味が段々に發揮せ

られて、上方贅六には味へぬ「通」といふものが、此等の本によつて描かれるやうになつた。所謂十八大通といふものも、卽ちこの趣味の代表として生れ出たのである。

「通」の發達

而してまたこの江戸の文化について看過すべからざることは、凡てが平民によつて發展した文化であることである。旣に前にも述べた通り平民の勢力の伸張はこの時代の一般の相であるが、それが此處に於てまた著しく現はれて居るのは、最も興味ある事である。川柳、狂歌、錦繪、小說、黃表紙、洒落本、講談、いづれか平民を中心として發達せぬものがあるか。要するに、この時代は江戸文化の極盛時代といふべき文化文政時代の前驅である。化政時代が江戸文化の滿開であるならば、田沼時代は其の將に綻びんとする蕾である。かやうに觀じ來れば、この時代は近世史上に最も意味の深い、また興味の多い一期を成すものといはねばならぬ。

平民による文化の發達

近世史中最も興味ある時代

（參照）

町奉行御吟味次第　松平家文書　橫井時冬氏日本商業史　續談海　十八大通　蜘蛛の

絲卷　甲子夜話　田沼主殿頭へ被仰渡趣　我衣　明和錄　安永錄　天明錄　翁草　筆禍史　先哲叢談　同續編　近世叢語　續近世叢語　日本教育史料　三上高津兩氏日本文學史　藤岡氏國文學史講話　平賀鳩溪實記　譚海　事實文編　蘭學事始　賤のをだ卷　休否錄　近世繪畫史　東洋美術大觀　新群書類從第十狂歌　塵塚談　近世文藝叢書第八川柳　新群書類從第七書目　德川文藝類聚第五洒落本　國華　古畫備考　藤懸靜也氏浮世繪版畫史　浮世繪派畫集　歌舞音樂略史　近世邦樂年表　德川文藝類聚第九第十俗曲集　江戸時代史論佐々政一氏「江戸時代の通俗文藝」中央公論第三十年第十號　笹川臨風氏「江戸文化史論」

第十一　蘭學の發達と開國思想幷貿易政策

新しき學問

蘭學の發達

解體新書の飜譯

新しいものを喜ぶ風潮によつて學問にも新しいものが流行した。學問の新しいものといへば當時に在つては卽蘭學である。將軍吉宗の時代に端を起した蘭學はかくの如くにして更に大に發達して其基礎を固めたのである。此時代に出た蘭學者は前野良澤、杉田玄白、桂川甫周等、最も其有名なる者である。是等の人の苦心に成つたかの解體新書の飜譯は蘭學の發達の一つのエポツクを作つたものである。此解體新書の出來た顚末は、其飜譯に從事した一人なる杉田玄白が、老年の後當時を回顧して感慨無量の餘り一書を著はして蘭學創業の始末を記し、題して蘭學事始と云ふた。其書の中に詳しく記されてある。是より先き前野良澤は靑木昆陽の門人になつて和蘭語を少しく習つて居た。併ながら其頃の蘭學は僅かに單語の幾つかを學ぶに止つて未だ醫書を讀むまでには行かなかつたのである。それも暫くにして昆陽が死んで

ターフルアナトミア

小塚原の腑分け

了つた。良澤は乃ち更に藩主に乞うて長崎に遊學して二百語ばかり和蘭語を覺えて來たけれ共、それは一向まだ實用にならぬので、携へ歸つた辭書を開いて、獨學して稍〻自得する處もあつた。其時に杉田玄白も蘭學に志して和蘭通譯官西幸作等について學んだ。ある時和蘭の外科の書物ターフル、アナトミヤを見て之を買ひたいと思つたけれども資力がないので殘念ながら止めた、時に藩侯が之をきいて買つてくれた。然しながら、玄白はまだそれを讀むことが出來ぬ。唯其挿圖に依つて推測するばかりであつた。玄白と良澤とは蘭學研究から常に親しく交つて居た。ある日玄白は良澤も亦同じくターフル、アナトミヤを持つて居つたのを見て、大に驚いて、どうかして之を讀むやうにしたものだいといふ話をして、互に研究した。或日江戸の小塚原に死刑の囚人の腑分け(解剖)のあるのを機會に良澤と玄白と今一人中川淳庵を連れて見に行つた處が、其臟腑の實際が、ターフル、アナトミヤに書いてある所の圖解と一寸の相違も無いのを見て、三人は大に驚き、又喜んで萬難を排して此書

日本醫學の發達に記憶すべき年

ターフルアナトミヤの翻譯開始

物の飜譯をしたいものだと決心して、翌日から直に此業に着手したのである。この腑分けを見たのは明和八年であつて、この年は日本醫學の發達の上には記憶すべき年である。其當時腑分といふ事は、漢方醫者の手に依つて行はれるものであるけれ共、宛かも兒戲に類するもので其刀を執るのは穢多であつて、肝腎の醫者は傍からこは〳〵覗いて、穢多が是が何の臟である、彼は何の腑であると指示すのを感心して、家へ歸つて己は身體の內臟を見て來たと言つて人に誇つたといふやうな有樣である。そこで三人はターフル、アナトミヤの飜譯の事を決定して、先づ良澤を推して會主とし、僅かに數百語より知らぬ知識を以て大膽にも此書物の飜譯に着手した。さうして良澤の家に集つて、扨其書を披いて飜譯を初めやうとした處が誠に早や櫓も楫も無い船が大海に乘り出したやうで、茫として依り着く所も無く、唯呆れて居つたばかりである。それを段々に勇氣を鼓して其書物の圖から色々推察して、言葉を考へ、其文句のむつかしい處は一日に僅に一行だけも解することができず、數日

こわ〳〵幕府に獻納

田沼新學奬勵に意あり

田沼の洋物好き

に渉つて尙解釋の附かぬ事もあつたけれ共、大なる困難に打勝つて遂に其業を終つたのである。是が出來て書名を解體新書と名づけて、之を出版した。それが安永三年の事である。此時に玄白は其同志であつた桂川甫周の父法眼甫三の手を經て、將軍及老中に奉つた。當時は和蘭の文字などを書物の中に入れるといふ事は從來禁じられて居つたことであるから、場合に依つては其絕版でも命ぜられることは無いかとこわ〳〵奉つたのであつたが、幸ひに幕府に於ても此新著を滯りなく納めたのである。もと〳〵良澤玄白などの懷いて居つた絕版の虞といふのも杞憂に過ぎなかつたのである。何となれば當時田沼意次は、絕版どころか却つて之を奬勵するの意があつたかとも思はれ、此書物が滯りなく幕府に納められたのも、意次の意向が與つて力あることでは無からうかと推測すべき理由があるからである。意次は和蘭の品物を好んで蘭船が來ると其船からウエールガラス（晴雨計）テルモメートル（寒暖計）ドンドルガラス（震雷驗器）ホクトメートル（水液輕重淸濁驗器）ドンクルカームル

（暗室寫眞鏡）トーフルランタール（現妖鏡）ゾンガラス（觀日玉）ループル（呼遠筒）是等の珍奇な類を求めて常に之を集め喜んで居つた。平賀源内の如きも田沼の爲めに種々の洋品を長崎から取よせ彼に取入つて立身しようとしたらしい。源内は種々の珍器電氣器飛行船等を作つて大官に贈つたといふが、恐らく田沼に贈つたものであらう。田沼が舶來品を喜んだといふ事は固より好奇心にも依り又彼の豪奢にも依ることであるけれ共、一方に於て又彼が開國思想から出て居るものであつたらうかと思はれる。

* * * * * *

田沼の開國思想　チチングの記事

田沼が開國思想を懷いて居た事は、當時日本に來て居つたチチングの著はした物に見えて居る。チチングの記す所に依ると幕府に於ては外人を自由に國內に入れても聊か國に損害が無い事を知つたのみならず、それに依つて優秀なる科學藝術を學ぶの機會を得ることを知つて、國內を外人に開放しやうとした。是は老中松平津守の

開港の議

船舶建造

意知の死により開國の望絶ゆ

長崎奉行の船舶建造

建議に依るといふ。（松平津守といふは當時若年寄に、攝津守忠恒といふ人がある、或は此人を指すのであらう。）そこで其建議に依つて千七百六十九年（卽ち明和六年）に船舶の建造を許して日本と外國との交通を開いて以て外人を國内に誘致すべしといふ提議をした。然るに間も無く松平津守が死んで不幸にして此提議は行はれなかつた。當時田沼山城守が豪邁な精神を有して居つて、非常な才識があり、父主殿頭と共に種々の改革を企てやうとし又開國の事をも圖つたのであるが、他の諸大官の爲に彈劾せられて遂に暗殺せられた。山城守の死んだに依つて日本を外人に開放するの望みは全く絕え果てたといふ事である。更にチチングの記載する所によれば、其頃又長崎奉行の丹後守（久世平九郎丹後守廣民をいふ。安永四年十二月三日浦賀奉行より轉任、天明四年三月十二日迄在勤）といふ人はチチングに托してバタビヤから船大工を連れて來て、日本人に大小船舶の建築を教授せんことを求めた。是は大阪から長崎へ銅を積み出す船舶が途中に於て破損することが多いからである。然

れどもジャバに居る通常の船大工は其技術が十分で無く、又短時日の間に功を擧げることは、むつかしいからして、到底其要求に應ずることは出來ぬによつて、チチングは丹後守に向つて、自分が國へ歸る時に最も怜悧なる日本人を同航せしめたならば、誓つて之を一廉の用に立つ可き者に仕遂げやうといふ事を申した。けれ共日本には人民の海外渡航を許さぬ禁令があるので、それを實行することが出來ないので、遂に丹後守と約束をして、バタビヤへ歸つた時に、船の雛形を造つて其說明書と共に、長崎奉行に送らうと約束して、其翌年實行した。以上はチチングの記事である。此松平津守或は田沼父子の開國計畫といふ事に付ては、他に何等旁證になる可き物は無いのであるけれ共、田沼が彼の工藤平助の建言を採用して、北海の方に人を遣はして、露國との密貿易を調査すべく、場合に依つては、露國に向つて、北海貿易を開かしめんとの計畫をも起した事等、併せ考へて見れば、必ず據る處が有るに相違ないと思はれる。

工藤平助の建言

＊　＊　＊　＊　＊　＊

工藤平助の經歷

工藤平助は元と紀州藩の醫者、工藤太雲の子である。幼にして仙臺藩の醫者、工藤丈庵といふ者の養子になつた。平助は醫術を養父に受け、經史を服部南郭に學び、養父の跡を承けて藩の醫者に列した。然るに元と〳〵醫業は其素志で無いので頭も剃らず刀を佩びて少しも當時の士人と違つたことは無かつた。出でゝ師友を四方に求め青木昆陽にも師事し、又中川順庵、野呂玄丈などにも就いて學んだ。廣く和漢の學に通じて餘力を以て蘭學に及んだ。曾て醫學修行の爲に長崎に居つたときに蘭人について修行し、また當時の世界の事情をも聞いて、遂に赤蝦夷風說考といふものを著はした。その書物は上下二卷より成り、下卷の方は天明元年に脫稿して居る、その後上卷を脫稿して下卷と合せて天明三年正月に之に序文を附けた、其下卷は和蘭の書物に據つて露西亞からカムチヤツカの事を記し、其地方の地理又松前人の密かに示した赤狄人物圖說を載せて露人の來り迫りつゝあることを說明した。上卷の方

赤蝦夷風說考を著す

工藤平助著述の趣意

露國我北邊を窺ふ

密貿易を禁ずべし

露國と交易を開くべし

蝦夷地開發

は此工藤平助の此書を著はした大趣意の在る處である、其趣意は露西亞が段々版圖を擴げて、大國となつて、漂流の日本人を撫育して、日本語までも研究して、さうして北海の方を乘り廻はして我國の地勢をも見屆けて居る。此際は我國に於ても之を打棄てゝ置くべきもので無い。仔細に吟味して置くべきことである。先づ要害を固める事は第一であるが、次に拔荷、即ち密貿易を禁ぜねばならぬ。若し密貿易を其儘にして置いたならば、段々それが巧みになつて、追々盛んになるだらう。故に今の際は之を禁ずるよりは、寧ろ表立つて露國と交易を開くに如くは無い。斯くしたならば、それに依つて、自から先方の人情も能く知れて、風土も明かになる。それに付ては此方の手段もある。又蝦夷に金山が多くあるから、之を調べて果して金銀銅があつたならば、之を掘り出して、以て露國と交易に宛てゝも宜い。さうして交易の利潤を以て、先づ蝦夷を開發しても宜しい。又露西亞と交易をして其直段を以て、長崎に於ける唐、和蘭の貿易と併せ見た時に、彼等が不當の利を貪つて居る

事も明かになるであらう。右の貿易の場所といふものは、強ち北海の地に於てやるには限らぬ、長崎を初とし、總て要害の宜い港に引受けても宜しいのである。何れにしても、此儘に打棄てゝ置いては、カムチヤツカの者は、蝦夷と一しよになつて蝦夷が露西亞の命令に從ふやうな事になると、最早我國の支配から離れて了ふ。其時に至つて悔いても返らぬ事であるといふ意見である。其頃露國との秘密貿易は可なり盛んに行はれて居つたらしい。安永の六年に、露西亞人が擇捉に來て、さうして臘虎を捕へて居た處が島人が其中の二人を打殺した。そこで松前家から役人をやつて、其事を調べた處が、彼等が曰ふには、我等は案内なくして此處に來航したので、斯樣な難儀をしたのは、自分の方も不行屆であつたので、致方が無い。然る上は、希くは交易の許しを得たいものである。我々の求める處は米、酒、烟草、其他肉類である。此方からは貴方の希望の物を齎しませう。永久に交易を結ぶ爲に、此度試みに來航したのでありますといふ。松前家の役人は、それは自分等の一存に依

密貿易の事實

松前家の密貿易

大阪商人の密貿易

つて答ふる事は出來ぬから、其筋の許可を得て、差圖次第に取計はうから、今年は一先づ歸つたら宜からうといふて返した。そこで役人が松前の方へ歸つて、其始末を報告した、處がそれは迚も許すことは出來ぬ事であるからといふので、拒絶することになつた。そこで翌七年に又役人が國後の方に出て行つた。露西亞の船も約に從つて出て來た。猩々緋、羅紗、純子、更紗の織物、砂糖、瀬戸物など多く積んで來た。それで前に記した通り交易に付ては日本に於ては長崎一ヶ所に限るから、同所へ行けば宜いと言つて返したといふ事である。然るにこれは幕府に對して、松前が體裁を飾つたことであるので、實は內々に於て密貿易をやつたらしいのである。それは、町人の須原屋角兵衛、飛彈屋久兵衛などに申談じて國後附近で荷物を取り捌き、其荷物は松前の方へは入れないで直ちに大阪の方へ積み廻して賣買して居つたのである。右は松前家でやつて居つたらしい事である。尙又大阪の商人が密かに千島其他の處に於て露西亞人と秘密の交易をして、莫大な利潤を得た者があつたら

しく見える。其利益は非常なもので、僅か一二兩の米と酒を持つて來て百兩程の商品と交換する事が出來たといふ。この密貿易によつて蝦夷の織物產物等は北海よりは却つて上方に多くあるといふ。此拔荷、秘密貿易をやつて居るといふ事を工藤平助が知つたのは、どう云ふ由來であるかといふに、松前の役人湊源左衞門といふ者が故あつて流浪の身となつて、江戶に寄寓して居つた。其時に、淺草藏前の札差大口屋などといふ者と互に意見を交換して居つて、北海の拔荷に關して、秘密を語つて、斯う云ふ風にすれば大儲けが出來るといふ事を話して居つた。然るに玆に同じく松前家の家來某の悴に前田玄丹と云ふものがあつて、是が醫學修行の爲に江戶に來て居つて、工藤平助の家に寄寓して居つた。其緣故からして、平助は湊源左衞門と知合になつた。源左衞門は、工藤平助が一癖ある人物と見て取つたか、遂に拔荷一件の秘密を語つた。それを平助が一方に於て、和蘭文の地理書と合せて見たところが、源左衞門の語る所が、頗る和蘭の地理書と符合する處が有るので、遂に北海の形勢

工藤平助の密貿易の事實を知つたわけ

赤蝦夷風說考著述の由來

林子平との比較

工藤平助密かに幕府の當路者に說く

を知悉する事が出來た。そこでそれを記したのが赤蝦夷風說考となつたのである。此書物が出來たのは、彼の林子平の海國兵談などよりは、ずつと古いので、開國の議論としては、最も早いものである。世間では林子平の事が能く知られて居るけれ共、其以前に子平より更に卓越なる意見を持つて居つた平助が居つたといふ事が普く知られて居ないのは甚だ遺憾である。林子平は其海國兵談を作つた時に、その談を幕府の當路者に示す丈でおけば宜しかつたのに、直ぐに之を出版して世を驚した。それが彼の罪を得た理由の最も重もなるものであるといふ事に、今多くの學者の說は一致して居るが、工藤平助は此書を作つたけれ共、彼は徒らに、奇說を以て世を驚かさうといふ事を趣意として居るものでは無い。彼は之を以て幕府の當路者を動かして其注意を惹起す道具に使つたのである。そこで彼は密かに其書を懷にして幕府の有力者を遊說して、其書の閣老の手に達せんことにつとめたのである。乃ち彼は勘定組頭の古山宗次郎の處へ參つて、此書を見せて、さうして彼の意見を說明し、

松本伊豆守工藤平助の意見を田沼に取次ぐ

是は國益にもなることであるから、其意見を採用せられん事を乞うたのである。然るに宗次郎は迚も自分の考でそれが出來そうにも無いからといふので斷はつた。それならば、どうか其書物の趣を、主殿頭へ申上げて吳るやうにと言うて勸めた。勸めたけれ共、古山宗次郎は、さう云ふ表立つ可き筋のものであるならば、夫々手順があつて、自分から勘定奉行まで申出るべきことであるが、それもなか〳〵容易な事で無い。殊に段を飛越へて、主殿頭へ直に申上げるといふ事は、自分から致し難い事であるといふので歸つた。そこで工藤平助は一時取附く島を失つた。然るに茲に田沼の腹心の家來であつた三浦庄二といふ者があつて、此書物を見て大に驚き、遂に主人田沼に直に其事を申上げた。それから平助は屢〻三浦の屋敷へ出入して、密談を凝し、具さに北邊の急なる所以を述べた。其事が勘定奉行松本伊豆守の知る所となつて、伊豆守も亦此書を一覽して大に其思想の採る可きものあるに感心して、更に平助を招いて、其說を聽き、又蝦夷通である古山宗次郎をして委細其事の意見

田沼と松平定信

工藤平助の意見採用せらる

田沼の積極主義

を出さしめ、夫等を總括して、遂に主殿頭まで之を持出した。主殿頭は更に水野出羽守にも之を見せて、改めて公然と持出すやうにといふ事であつた。伊豆守は乃ちそのやうに取計つて幕議に上ることになつた。かの林子平の處罰せられたのは、前に申した通り、其手段が惡かつた。幕府に上る前に發表した、其遣り方が面白く無いといふ處から、處罰せられたといふ事もあるのであるが、併ながら之を處罰した當時の幕府の狹量であつた事も、亦掩ふことは出來ぬと思ふ。之に反して工藤平助の破天荒なる意見に接しても、直ちに之を幕議に上して、其意見を採用し、さうして北邊の事の調査に從事した所の、田沼主殿頭等の閣老の度量は、如何にも寬大であると言はんければならぬ。それといふも、畢竟は、田沼が開國の思想を持つて居つた。卽ち彼の積極主義であつて、一方は松平定信が非開國主義で消極主義であつたといふ事に歸するのである。定信は外國に關係ある書物を多少飜譯せしめて、さうして之を見たことがある。現に其書物が松平家にも殘つて居るのである。然しなが

定信の消極主義

工藤の意見により勘定方の出張

ら、彼の思想は寧ろ消極主義で、引込思案であつた。彼自らも蠻書と云ふものはさして國用に足るものでない、唯好奇のもののする事である、自分は曾て蘭學と云ふものをした事は無いけれ共、其書物を和解さして其品を作らうと思つて試したこともあるけれ共便利な事もあるが、又一方に於て損もある、利害損益半ばするは天地の常道であるといふやうな事を言つて居る。大に貿易をして彼の長を採らうといふやうな考は無かつたやうに見えるのである。兎まれ田沼主殿頭は、工藤平助の意見を採用した。而して天明五年には、普請役山口鐵五郎、佐藤玄六郎等五人が命を奉じ一行數十名松前に到つて千島から樺太の方へ掛けて、探撿調査をして其報告書なり、意見書を幕府の方に提出じた。此時の一件書類は總て蝦夷地一件と稱するもの丶中に收められて居る。(予の見たる蝦夷地一件に二本あり。內閣文庫本と東京大學本とである。本書は元來七册あるべき筈のものを兩本共にその中の五册だけを寫してある。そしてその中の二册は各別であるので、兩本を合せて完本を得ること丶

露國貿易開始について松本伊豆守の意見

なる。）其報告書に對して、松本伊豆守は自分の意見を添へて、田沼主殿頭に上つた。その一節に於て彼の露國交易に對する方針を現はして居る。それに據れば、

出張員の報告では、露西亞人は豫て交易を望むで居る事であるから、此方から申出せば本當に交易取組が出來るに相違ないとは申して居る、然ながら、異國の產は長崎交易のみを以ても、國內に不足は無い。勿論蝦夷地に於て、新規に交易を取組んでも、長崎表に差障りにもなり、其上日本から金銀銅を輸出しないやうに、即ち日本の產物を以て交易するやうに取極めても、それは必ず嚴重に取締ることも出來ないことであるから、異國通商の儀は、先づ其儘に頓着せずに打遣つて置いた方が宜からう。

といふ意見である、松本伊豆が何故に此の如き消極の意見に傾いたかといふ事は未だ詳かで無い。是は尙研究を要する問題であらうと思ふ。或は幕府が、其交易を開くといふ事が、松前家の利益、又は從來上方邊から蝦夷地に渡つて商賣して、松前家

幕府は尚調査を繼續す

苫屋久兵衛の貿易船派遣

勘定方出張員佐藤玄六郎の意見

蝦夷地開發の議

に運上を納めて、蝦夷貿易をやつて居つた者の利害關係などの上から、露國貿易を幕府に於て開く事を躊躇したのかも知れぬ。此間に尚込入つた事情もあらうと思ふけれども、之を詳にする丈けの材料は無い。然しながら幕府に於ては、尚蝦夷地の貿易調査の事は怠らなかつた。右の翌年天明六年に江戶の商人苫屋久兵衛といふ者をして、東蝦夷地(擇捉あたり)の交易を引受けしめた。さうして久兵衛は三隻の船を出して、天明六年三月に出帆し蝦夷の方に遣したのである。また蝦夷地へ出張して居つた佐藤玄六郎の如きも尚その取調をばその意見として、若し幕府に於て愈蝦夷地を開くといふ積りであるならば、諸國から蝦夷貿易の爲め來て居る商人共も、何とか處分せねばなるまいと思ふと言ひ、其商人の名簿を書き出して居る。右の如く一方に於て露國交易の議が起つて居ると同時に、蝦夷の土地開發の議が起つて居つたのである。是は田沼罪狀の二十六箇條の最後の條件の中にも言ひ及ぼしてあるものであるが、其計畫は蝦夷地一件の中に松本伊豆守から田沼主殿頭に上つ

た書面の中に見えて居る。卽ち左の通り。

蝦夷開發の計畫書

本蝦夷地周邊七百里程之内

一平均凡長百五拾里横五拾里　但三十六丁壹里ノ積り

此反別千百六拾六萬四千町歩

右十分一　百拾六萬六千四百町歩　新田畑開發可相成積

此高凡積五百八十三萬二千石　但壹反ニ付五斗代の積り

但諸國古田之石盛は田畑平均凡壹反壹石之積にも相當り可申哉右半減之積りを以如斯

外九分通は山川湖溏磯邊等開發不相成積りにて除之

現今北海道の面積は凡六千平方里であるから、この算用は實際よりは千五百方里卽二百三十餘萬町ほど見積りが多くなつて居たが、然し天明時代にまだ測量は愚か、

穢多七萬人を移住せしめんとす

たゞ一通の踏査も行届いて居なかつた時の算用としては割合によくできたといはねばならぬのみならず、その開發すべき面積を右の一割と見積り尙その收穫を普通の半分と積つたは、よほど愼重な仕方といはねばならぬ。さて之を開發するについては廣大なる土地であるによつて、とても蝦夷人ばかりでは、功が收めにくいといふ處から松本伊豆守は、諸國から穢多を集めて、之を移住せしめやうといふ案を提出した。卽ち彈左衞門を呼出して、場所の事は知らさないで、手下のものを引移して新開をいたさうといふ考はないかと尋ねて見た處、當時支配して居る武藏上野安房上總下總伊豆相模下野常陸陸奥甲斐駿河の內にある長吏非人共人別高三萬三千人餘ある內から、七千人程は移住せしむる事ができるといふ事であつた。然しながら、これ丈では不足である。そこで、諸國に居る長吏非人共は元來彈左衞門の支配といふわけではないが、從來とても其國の頭分のものへ彈左衞門から仲間掟などを申傳へた慣例もあり、旁今度改めて彈左衞門を以て諸國長吏非人一統の支配をせしめることと致

北邊警備の永久の策

奥羽も中國同樣

したい。その人數は凡二十三萬人ほどもあらう。その中から六萬三千人を移住せしめ、都合七萬人程を引連れ、彈左衞門も其地へ參り、勿論村居住宅其外入用は一切引請けて開發し、農業方差圖を請けて、右人別を支配致したいといふ。それについて身分の願筋を申立てたけれども、これは町奉行の方へもかけ合うて、その願の筋許さるべきものは之を許すこと〻し、之は追うて取調の上伺ふこと〻し、まづ此度は佐藤玄六郎渡航を機とし、右新開の爲め必要なる陣屋の事また松前家との交渉條件等についで取調べさせたい。かくの如くにして土地が開けたならば、諸商人の入込むものも自ら多かるべく、人口增殖するに至らば、追々に異國人の渡航についても取締りができ、御威光を以て、西はサンタン、マンヂウ、東は赤人の本國までも御國に服從すべきやうに取計ひ、實に永久の策を立て得られる。殊に彼地が開ければ、大そうな高が增し、奥州羽州も中國同樣の國柄になるに相違ない。且また新開のことも、あまり手間取るまじく、人間の移住だけは八九年の中には成就致すべきやう、玄六

この案は佐藤玄六郎の畫策に成る

遠大なる計畫も挫折す

金銀の外國へ流出すること

郎より申聞けたによつて、今度の再渡航にはその積りで以つて取調べさせたい云々。松本伊豆守は佐藤玄六郎との相談で、この遠大なる計畫を策し、天明六年二月この趣を田沼意次まで上申した處、十四日に至りて、伺の通り仕るべき旨、田沼から仰渡されたのである。

是等の蝦夷貿易幷に蝦夷地開發の計畫は間も無く、田沼の沒落と共に總べて廢せられて了つた。さうして其取調に遣はされて居つた五人の者は皆呼戻されたのである。是に於て折角の大計畫も其形が附かずして終つて了ふ。

*　*　*　*　*

此頃は外國の金銀貨相場が日本に能く知れない、日本の金銀が非常に安かつた。それで外國から盛んに貿易品を持つて來て日本の金銀を持出して行く。其金銀の輸入せられる高といふものは莫大なものである。其事は田沼も無論心附いて居つた事である。或時に人が新井白石の寶貨事略を意次に示して金銀輸出の莫大な事を注意し

田沼金銀輸入を策す

寶暦十三年以來金銀の輸入

俵物の輸出

やうと思つた。田沼は一度は此寶貨事略を見て驚いた様子であつたが、扨て曰ふことには儒者の議論などは、役に立たぬものであるといつて一向顧みないやうな様子であつた。其事は田沼も既に氣が附いて居つたのである。そこで彼は盛んに支那の商人に托して金銀を外國から輸入しやうといふ事を努めたのである。寶暦十三年頃から、幕府に於ては支那貿易に銀を用ひる事を止めて、銀二百貫に銅三十萬斤の相場で渡すことにした。その中銅を七分俵物三分を渡すことにした。俵物とは海産物其他國産物の俵詰のものをいふのである。そこで一方に於ては內地から銅の採鑛を盛んに奬勵した。是は前に述べた通りである。また一方に於ては、海産物其他の國産を大に奬勵した。殊に支那貿易には、日本の海産物といふものは、餘程重要なる貿易品であつた、そこで寶暦十四年、明和二年、安永七年、天明五年等に於て海參鮑、鱶の鰭、昆布、煎海鼠等の採收を奬勵して、長崎からそれの買集人を巡廻せしめて、運上を免除して、製造を奬勵したのである。それに依つて日本に外國の金銀貨

俵物の貿易利益

の輸入する事を圖つたのである。此海產物の產出に付ては蝦夷地一件の中に南部、津輕、松前地方から煎海鼠、干鮑、昆布長崎會所直買入取調書といふものが有る。それを見ると其土地の生產高、貿易高も凡そ分るが。それによれば、其年に煎海鼠の產出が十六萬九千五百斤、其代銀が六百八十八貫百七十匁、干鮑が十四萬八千五百斤、代銀が四百三十貫六百五十匁、合せて銀が千百十八貫八百二十匁、之を金に直して一萬八千六百四十七兩、これが賣上高である。これの原價が荷造、費用其他雜費を合せて、金にして一萬二千四十兩二分餘差引金六千六百兩の利益がある。次に昆布が百二十一萬二千五百斤、其代銀が四百四貫九百七十五匁、金にして六千七百五十二兩三分、この原價が金三千三百六十二兩二分、差引金三千三百九十兩といふものが利益である。是が北海道地方ばかりでなく、此外尙諸國から產出したのであるから、之に依つて得る所の利益は莫大なものであつたらうと思はれる。此の如く一方に於ては貿易を奬勵し一方に於て又支那人、和蘭人等から支那西藏安南又は和

金銀輸入の高

蘭本國及び歐洲諸國の金銀貨を輸入せしめた。其高が唐和蘭持渡金銀錢圖鑑控といふもの丶中に見えて居る。今左に其中寶曆より天明に至る迄の數量を掲載する。この表は三貨備覽及び通航一覽の中に見えて居るが、共に天明初年までを錄するに過ぎぬ。長崎縣の野口孝太郎氏の所藏にかゝる右の圖鑑控は天明以後寬政より天保までの分も追記せられ。最もよく備はつたものである。乃ち煩を厭はず、之を抄出する。但左數量の中、計數は原本にはないものであるから括弧をつけて、之を區別する。

足赤金

足赤金

右者寶曆十三未年石谷備後守樣御在勤之節未九番船頭王履階爲手本始而持渡　但壹ッ付掛目凡百目程

一寶曆十三未年九番船持渡高百四拾六匁四分
一明和二酉年拾番船持渡高四貫五百三拾目三分
一同四亥年壹番船持渡高四貫五拾四匁七分
一同七寅年壹番船持渡高貳貫九百九拾八匁八分
一同年拾三番船持渡高貳貫九百九拾五匁六分
一安永二巳年壹番船持渡高貳貫九百九拾六匁

三分
一天明二寅年七番船持渡高拾貳貫四百八拾七匁七分
一同三卯年拾參番船持渡高九百九拾七匁壹分
一同年拾三番船持渡高九百九拾七匁壹分
一同四辰年貳番船持渡高貳貫四百九拾六匁貳分
一同五巳年五番船持渡高六貫八百六拾壹匁七分
一同年五番船持渡高六貫八百六拾壹匁七分
一同年七番船持渡高貳貫九百八拾九匁四分
一同六午年三番船持渡高八貫八百七拾八匁

（小計六拾貫二百九拾壹匁）

九呈金

九呈金
八呈金

右者寶暦十三未年石谷備後守様御在勤之節未九番船頭王履階爲手本始而持渡　但壹ッ付掛目凡百目程
一寶暦十三未年九番船持渡高百四拾六匁四分
一明和二酉年拾番船持渡高壹貫匁
一天明三卯年拾壹番船持渡高六貫九百貳拾五匁六分
一同年拾三番船持渡高三貫四百五拾壹匁六分
一同四辰年貳番船持渡高五貫四百四拾六匁貳分
一同五巳年拾壹番船持渡高七貫六百貳拾五匁壹分

（小計廿四貫五百九拾四匁九分）

八呈金

右者寶暦十三未年石谷備後守様御在勤之節未

(裏)　　　　(表)

全　呈　九

人頭錢

銀錢ハロフテカトン

安南板金

（表）

（裏）

西藏金

西藏金

元寶足紋銀

九番船頭王履階爲手本始而持渡　但壹ッ付掛目凡百目程

一寶暦十三未年九番船持渡高百四拾六匁四分

一明和二酉年拾番船持渡高壹貫目

一同四亥年壹番船持渡高貳貫六百九拾八匁九分

一同七寅年壹番船持渡高三貫九百九拾八匁七分

一同年拾三番船持渡高三貫九百九拾四匁三分

一安永二巳年壹番船持渡高三貫九百九拾五匁壹分

一天明三卯年拾三番船持渡高貳貫五百九拾貳匁壹分

一同四辰年貳番船持渡高六貫百九拾五匁九分

一同五巳年貳番船持渡高四貫六拾五匁五分

一同年七番船持渡高八貫九百六拾九匁五分

一同六午年四番船持渡高貳百五拾四匁四分

一同年三番船持渡高貳貫百九拾六匁三分

（小計四拾貫百七匁一分）

元寶足紋銀

右者寶暦十三未年石谷備後守様御在勤之節在唐荷主楊裕和幷未九番船頭王履階爲御請始而持渡　但壹ッ付掛目凡五百目程

一寶暦十三未年九番船持渡高拾七貫九百七拾九匁

一明和元申年四番船持渡高九拾三貫目

一同二酉年八番船持渡高三拾七貫目

（小計百四拾七貫九百七拾九匁）

中形足紋銀

中形足紋銀

右者寶曆十三未年石谷備後守樣御在勤之節在唐荷主楊裕和并未九番船頭王履階爲御請始而持渡　但壹ッ付掛目凡百目程

一寶曆十三未年九番船持渡高三拾七貫七百五拾貳匁九分
一明和元申年拾三番船持渡高九拾三貫目
一同二酉年八番船持渡高九貫五百目
一同年拾番船持渡高八拾四匁
一同三戌年五番船持渡高四拾六貫五百目
一同四亥年壹番船持渡高九拾三貫目
一同年拾番船持渡高九拾三貫目
一同五子年壹番船持渡高九拾三貫目
一同年七番船持渡高百八拾六貫目
一同六丑年壹番船持渡高九拾三貫目
一同七寅年七番船持渡高百八拾六貫目
一同八卯年九番船持渡高九拾三貫目
一安永元辰年壹番船持渡高九拾三貫目
一同年貳番船持渡高九拾貳貫六百七拾七匁七分
一同年七番船持渡高九拾貳貫四百七拾六匁四分壹厘
一安永元辰年拾貳番船持渡高五百貳拾三匁五分九厘
一同二巳年壹番船持渡高三拾五匁
一同年拾貳番船持渡高五拾三貫目
一同三午年壹番船持渡高四拾貫目
一同年四番船持渡高九拾三貫目
一同年六番船持渡高九拾三貫目
一同年九番船持渡高九拾三貫目

元糸銀

一同四未年壹番船持渡高九拾三貫目
一同年貳番船持渡高九拾三貫目
一同年九番船持渡高九拾三貫目
一同年拾壹番船持渡高九拾三貫目
一同五申年三番船持渡高九拾三貫目
一同年五番船持渡高九拾三貫目
一同年六番船持渡高四拾六貫五百目
一同六酉年三番船持渡高九拾三貫目
一同年拾番船持渡高九拾三貫目
一安永七戌年四番船持渡高九拾三貫目
一同年五番船持渡高九拾三貫目
一同八亥年壹番船持渡高九拾三貫目
一同年九番船持渡高九拾三貫目
一同九子年拾壹番船持渡高四拾六貫四百八拾九匁八分
一同年五番船持渡高百三拾九貫四百八拾八匁貳分
一同年拾番船渡持高九拾貳貫九百八拾八匁
一天明元丑年六番船持渡高百八拾五貫八百六拾四匁六分
一同二寅年八番船持渡高九拾三貫拾五匁壹分三厘貳毛八弗
（小計三千三百九拾四貫八百九拾五匁三分三厘二毛八弗）

元糸銀

右者寶暦十三未年石谷備後守様御在勤之節在唐荷主楊裕和并未九番船頭王履階爲御請始而持渡　但壹ッ付掛目凡拾匁程

一寶暦十三未年九番船持渡高貳百四拾貫七拾

花邊銀錢

三匁貳分貳厘六毛
一明和元申年拾三番船持渡高百貫目
一同二酉年四番船持渡高百貫目
一同年八番船渡持渡高五拾貫目
一同年拾番船持渡高四百貳拾四匁八分七厘七
毛五弗
一同三戌年五番船持渡高五拾貫目
一同四亥年壹番船持渡高百貫目
一同年拾壹番船持渡高百貫目
一同七寅年壹番船持渡高三拾六匁壹分
一同年貳番船持渡高百貫目
一安永元辰年貳番船持渡高三百四拾六匁五分
五厘九毛壹弗
一同年拾貳番船持渡高百貫目
一同二巳年壹番船持渡高八拾五匁三分

一同五申年八番船持渡高五拾貫目
一天明四辰年貳番船持渡高貳百九拾貳匁四分
（小計九百九拾壹貫二百五拾八匁四分六厘
二毛六弗）

花邊銀錢

右者明和二酉年石谷備後守樣御在勤之節酉七
番船頭崔景山爲御請始而持渡　但壹ツ付掛目
凡七匁貳分程
一明和二酉年七番船持渡高三拾壹貫拾壹匁七
分
一同年拾番船持渡高四貫三百八拾目
一同三戌年壹番船持渡高拾九貫貳百八拾九匁
五分
一同年七番船持渡高五拾貫目

一同四亥年貳番船持渡高百貫目
一同五子年五番船持渡高百貫目
一同七寅年三番船持渡高拾貳貫五百貳拾九匁壹分
一同年八番船持渡高三拾七貫五百九拾五匁五分
一同八卯年四番船持渡高拾貫貳百七拾目九分
一同年拾番船持渡高九拾貫四拾貳匁三分
一同年拾貳番船持渡高貳拾七貫七百四拾貳匁七分
一安永元辰年六番船持渡高貳拾三貫貳拾四匁七分
一同年九番船持渡高五拾貫九百三拾貳匁
一同年拾三番船持渡高百貫四拾三匁四分
一安永二巳年九番船持渡高百貫三拾八匁壹分
一同年拾三番船持渡高拾九貫六百八匁
一同三午年八番船持渡高貳拾八貫百七拾三匁三分
一同年拾壹番船持渡高百貫七百貳拾貳匁六分
一同四未年拾貳番船持渡高百貫七百九拾七匁七分
一同五申年拾三番船持渡高四拾九貫貳百四拾八匁
一同六酉年五番船持渡高六拾四貫七百四拾五匁貳分
一同七戌年八番船持渡高八貫八百三拾五匁八分
一同年九番船持渡高三拾三貫百九匁八分
一同年拾番船持渡高六貫四百五拾三匁六分
一同年拾三番船持渡高六百三拾壹匁八分

一同八亥年貳番船持渡高三貫五百八拾八匁九分
一同年三番船持渡高三貫八百壹匁九分
一同年七番船持渡高貳拾貫七拾八匁四分
一同九子年七番船持渡高三貫三百六拾目六分
（小計千二百貫五拾五匁五分）

人頭錢

人頭錢

右者崔景山御請花邊銀錢爲代り安永六酉年、拓植長門守樣御在勤之節、酉九番船より始而持渡、量目七匁貳分

一安永六酉年九番船持渡高拾五貫六百四拾貳匁壹分
一同七戌年八番船持渡高三拾六貫八百九拾壹匁六分
一同年拾番船持渡高七貫九百三匁壹分
一同年拾三番船持渡高三貫貳百七拾四匁七分
一同八亥年貳番船持渡高五百八拾八匁五分
一同年三番船持渡高六貫三拾貳匁三分
一同年七番船持渡高四拾貫五拾七匁貳分
一同九子年七番船持渡高五拾貳貫八百六拾目七分
一天明元丑年五番船持渡高百壹貫九百八拾三匁貳分
一同二寅年壹番船持渡高七拾壹貫八百三拾壹匁七分
（小計三百三拾七貫六拾五匁一分）

金錢トカアト

金錢トカアト

右者明和二酉年、石谷備後守樣御在勤之節、酉阿蘭陀船より爲御請、始而持渡、但壹つ付

銀錢テカトン

掛目凡壹匁程
一明和二酉年阿蘭陀船持渡高九匁三分

銀錢テカトン

右者明和二酉年、石谷備後守樣御在勤之節、
酉阿蘭陀船より爲御請、始而持渡、但一つ付
掛目凡八匁程
一明和二酉年阿蘭陀船持渡高拾六匁
一同三戌年阿蘭陀船持渡高八百貳拾壹匁五分
一同四亥年阿蘭陀船持渡高拾四貫百貳拾三匁
八分
一同五子年阿蘭陀船持渡高貳百九拾四匁五分
一同六丑年阿蘭陀船持渡高貳百貳拾九貫六拾
貳匁六分
一同七寅年阿蘭陀船持渡高六拾八貫七百貳拾
六匁壹分
一同八卯年阿蘭陀船持渡高八拾六貫貳百八拾
壹匁九分
一安永元辰年阿蘭陀船持渡高七拾壹貫八百拾
匁八分
一同二巳年阿蘭陀船持渡高百三拾壹貫六百四
匁八分
一同三午年阿蘭陀船持渡高百四拾三貫九百拾
八匁九分
一同四未年阿蘭陀船持渡高九貫九百拾貳匁三
分
一同五申年阿蘭陀船持渡高百四拾七貫百四匁
壹分
一同六酉年阿蘭陀船持渡高八拾貳貫九匁四分
一同七戌年阿蘭陀船持渡高四拾壹貫六百六拾

銀錢ハロフテカトン

四匁九分
一同八亥年阿蘭陀船持渡高三拾七貫七百三拾壹匁三分
一同九子年阿蘭陀船持渡高百貳拾壹貫四百八拾壹匁三分
一天明元丑年阿蘭陀船持渡高百三拾八貫七百七拾七匁五分
一同四辰年阿蘭陀船持渡高三拾六貫三百四拾六匁貳分
一同五巳年阿蘭陀船持渡高百三拾三貫六百貳拾八匁九分
一同六午年阿蘭陀船持渡高百貳拾壹貫三百貳拾四匁貳分

（小計千六百十六貫六百四十一匁）

銀錢ハロフテカトン

右者明和二酉年石谷備後守樣御在勤之節、酉阿蘭陀船より爲御請、始而持渡　但壹つ付掛目凡四匁三分程

一明和二酉年阿蘭陀船持渡高九拾九匁四分
一同三戌年阿蘭陀船持渡高六拾八匁五分
一同五子年阿蘭陀船持渡高貳拾壹匁五分
一同六丑年阿蘭陀船持渡高拾六貫八百三拾八匁貳分
一同八卯年阿蘭陀船持渡高四百九拾五匁
一安永元辰年阿蘭陀船持渡高百四匁
一安永二巳年阿蘭陀船持渡高七百八拾貳匁七分
一同三午年阿蘭陀船持渡高貳百拾貳匁六分
一同六酉年阿蘭陀船持渡高三拾壹貫六百七拾

銀錢じやがたらロヘイ

銀錢ロヘイ

銀錢スハンスマット

目
一同七戌年阿蘭陀船持渡高三拾九貫九百拾壹匁八分
一天明四辰年阿蘭陀船持渡高拾五貫六百四拾八匁貳分
一同五巳年阿蘭陀船持渡高五貫貳百五匁四分
一同六午年阿蘭陀船持渡高五拾三貫五百九拾九匁四分
（小計百六拾四貫六百五拾六匁七分）

銀錢ロヘイ

右者明和二酉年、石谷備後守樣御在勤之節、酉阿蘭陀船より爲御請、始而持渡、但壹つ付掛目凡三匁貳分程
一明和二酉年阿蘭陀船持渡高貳百四匁貳分
一同三戌年阿蘭陀船持渡高壹貫百拾六匁五分
一同五子年阿蘭陀船持渡高三匁貳分
一同六丑年阿蘭陀船持渡高六拾九匁
（小計壹貫三百九拾貳匁九分）

銀錢咬𠺕吧ロヘイ

右者明和二酉年、石谷備後守樣御在勤之節、酉阿蘭陀船より爲御請、始而持渡、但壹つ付掛目凡三匁四分程
一明和二酉年阿蘭陀船持渡高拾匁貳分五厘

銀錢スハンスマット

右者明和二酉年、石谷備後守樣御在勤之節、酉阿蘭陀船より爲御請、始而持渡、但壹つ付掛目凡七匁壹分程

安南板金
安南上板銀

一明和二酉年阿蘭陀船持渡高六拾三匁八分五厘

安南板金

右者明和三戌年、新見加賀守様御在勤之節、酉八番船頭游撲菴爲手本、戌拾壹番より始而持渡、但壹挺付掛目凡百目程

一明和三戌年拾壹番船持渡高七百九拾八匁
一同四亥年四番船持渡高七貫三百九拾貳匁九分
一同八卯年八番船持渡高六貫九百九拾九匁三分
一安永七戌年拾貳番船持渡高貳貫九百九拾七匁九分
一同八亥年六番船持渡高貳匁壹分
一同九子年五番船持渡高三貫目
一天明元丑年貳番船持渡高三貫目
（小計二拾四貫百九拾匁二分）

安南上板銀

右者明和三戌年、新見加賀守様御在勤之節、酉八番船頭游撲菴爲手本、戌拾壹番船より始而持渡、但壹つ付掛目凡百目程

一明和三戌年拾壹番船持渡高壹貫四百九拾四匁
一安永七戌年拾貳番船持渡高五拾九貫九百六拾九匁六分
一同八亥年五番船持渡高五拾九貫九百貳拾三匁八分
一同年六番船持渡高五拾九貫九百五拾九匁六

安南次板銀

西藏金

分
一同九子年五番船持渡高百拾九貫九百四拾壹匁五分
一天明元丑年貳番船持渡高六拾貫目
（小計三百六拾壹貫貳百八拾八匁五分）

安南次板銀

右者明和三戌年、新見加賀守樣御在勤之節、酉八番船頭游撲菴爲手本、戌拾壹番船より始而持渡、但壹つ付掛目凡百目程
一明和三戌年拾壹番船持渡高壹貫五百五匁

西藏金

右者明和四亥年、石谷備後守樣御在勤之節、亥貳番船より初而持渡、但掛目壹つ付凡大形貳百三拾七匁程小形九拾七匁程
一明和四亥年貳番船持渡高壹貫百五拾七匁貳分
一同八卯年壹番船持渡高貳百貳拾目三分
一安永元辰年拾三番船持渡高貳貫七百七匁七分
一同二巳年拾三番船持渡高壹貫貳百四拾九匁五分
一同三午年拾壹番船持渡高壹貫五百貳拾壹匁五分
一同五申年壹番船持渡高壹貫三百五拾七匁
一同六酉年七番船持渡高貳貫七百四拾六匁三分
一同年九番船持渡高四百五拾貳匁四分
一同九子年亥拾三番船持渡高壹貫六百六匁七

分

一同年四番地船持渡高貳貫貳百五拾四匁三分　（小計拾八貫百六拾匁二分三厘七毛五弗）

以上總計

一同年七番船持渡高壹貫百貳拾七匁七分　金百六拾七貫三百五十二匁七分三厘七毛

一天明元丑年五番船持渡高壹貫貳拾七匁三分　五弗

一同船持渡高七百三拾貳匁三分三厘七毛五弗　銀八千二百十六貫八百十一匁五分九厘五

此元糸銀拾壹貫七百拾七匁四分　毛四弗

輸入金銀を以て新貨を鑄る

嘉永六年に亞米利加使節が來た時に、諸大名方及び旗下などから色々意見を書き上げた中に小普請組の大久保筑前守支配某から上つた書の中にも寶曆十三年以來日本へ金銀を輸入したといふ事を言つて居る。通航一覽に記す所によれば、この金銀は文字銀及び南鐐二朱判に作つたのである。かやうに苦心して造つた貨幣もその品質の悪いのと、流通高の多くなつた爲めに物價騰貴を來し國民の苦情の種を蒔くに止まつたのである。然しながらその結果は兎に角、田沼は、貿易の上には積極政策を採つてさうして日本の財政を助けやうとしたのである。其遣り方といふものは實に

貿易の積極策

着眼の非凡

度胸の据つたやり方であつて、彼の着眼は當時にあつては非凡なるものありといはねばならぬ。

(参照)

蘭學事始　文明源流叢書前附大槻博士著「日本文明之先驅者」　平賀鳩溪實紀　事實文編　奴たこ　チチング編繪解日本記　蝦夷地一件　歷史地理第十六卷四號海老名一雄氏「開國論の濫觴」　史學雜誌第二十六編第五號河野常吉氏「赤蝦夷風説考の著者工藤平助」　史學雜誌第二十五編第八號三上博士「江戸幕府の有せし外國知識」　退閑雜記　通航一覽　長崎古今集覽　寶曆錄　明和錄　安永錄　天明錄　唐阿蘭陀持渡金銀錢圖鑑控　三貨備覽　大日本古文書幕末外國關係文書

一面は混濁一面は新氣運の勃興

新氣運は幕府の下り坂

最近世史の序幕

第十二　結論

以上述べたる所に據つて見れば、田沼時代は一面に於ては混沌濁亂の時代であるが、又他の一面に於ては新氣運の勃興せんとする時代で、新文明の光の閃きを認める時代である。尤も其新氣運といふのは幕府それ自身に取つては下り坂に赴くことを意味するのであつて、德川氏の爲には不祥なる次第であるけれ共、日本全體の文化から見れば正さに一轉變を來さうとする時代であるので、慶すべき現象と言はんければならぬと思ふ。いはゞこの時代は新日本の幕開きである。日本最近世史の序幕を成すものである。幕末開國の緒口はこの時代に開かれたのである。明治の文化はこの時代に於て胚胎したのである。從來は此時代に於ける光のある側は殆ど顧みられずして、唯暗黑なる側のみが最も強く言ひ觸らされたのである。さうして其暗黑面は殆ど全く田沼意次一人の所爲が然らしめたやうに言はれたのである。然しながら

田沼は時代の代表者

一つの時代の潮流は一人の力に依つて左右せられるもので無いことは今更ら申す迄も無い。上に述べた處に依つて見ても此現象は決して意次一人の所爲から出たもので無いといふ事は明かな事である。意次は唯、其時代の代表者となつた丈けの事であつて、意次の政治に依つて時代が作られたとは言へないのである。世間では能く

吉宗との比較

其前の時代卽ち享保時代に於ける吉宗と、さうして此時代に於ける意次とを比較して、一方を以て善良なる政治家の標本とし意次を以て惡德の政治家の標本として比較するのであるが、その比較は果して當を得たものであるか否か、更に吾人の所見によつて其比較をして以て結論に代へたいと思ふ。

* * * * * *

享保時代

享保時代は之を一面から見れば法制の完備した時代であつた。紀綱の振肅して居つた時代である。何事も四角几帳面に出來て、幕府の威令が最も行はれたのである。

趣味に乏し

併ながら之を一面から見ると、頗る趣味に乏しい處がある。其一例を擧げて見ると

山王祭屋臺の禁

いふと、山王だの神田明神の御祭に屋臺と稱へて、破風造りに四本柱總黑塗にして、其中に草花又人形など樣々な飾物をして、それをかついで步いた。其事は享保六年から禁ぜられて了つたが、それから三十年ばかり經つて、寶曆の頃になつて、初て再びそれが許された。それから附け祭といふことが流行つた。其飾物の屋臺は今度は踊屋臺に變つた。正面に腰掛を置いて、毛氈を掛けて、女子二人三味線を彈いて歌をうたふ。其姿は髷の正面に花簪の赤いのを挿して、それから其後には紫の絹、紅裏の手拭のやうな赤い物を着た者が居つて、その又後ろには男或は女の囃し方が何れも銀地の扇の上に牡丹の花の作物を附けて、紫紅裏の絹の手拭のやうな物を縫附けて冠り、步き乍ら色々なわざをして行つた。此二つの時代の對照が、此一つの話にも現はれて居ると思ふ。享保時代に全く之を禁じて了つたが如きは、如何にも沒趣味の話で人氣を抑壓し、發洩する所無らしむるものである。神社佛閣の祭禮などゝいふものは其信仰と共に市民の之に托して遊樂を求めるといふ日であるので、

吉宗が市民に與へし遊樂の地

上品な遊び

市民皆必しも上品ならず

享保時代の學問

其政治の局に當る者が其日を善用して、適當に人情を斟酌し、さうして市民の樂みを善い方に導いて行くやうに努む可きものである。田沼時代の遣り方必しも適當だとはいへぬが、吉宗の仕方も餘りに又過ぎたりと言はんければならぬ。

成程吉宗の時代には、市民の爲に特に遊樂の地を作つた事實があるにはある。卽ち飛鳥山に櫻を植へるとか、又は墨田の櫻とか、小金井の櫻とか其他種々遊樂の地を作つた。併ながら其遊樂といふのは、皆澄し込んで如何にも上品なる遊樂の地であつたのである。彼は有らゆる階級の人民に向つて、總て上品なる事を求めたのである。併ながら總ての人間に向つて皆同様に其氣品の高尙なることを求めるといふのは、寧ろ酷であつて、花を見て歌俳諧を玩ぶのを以て樂しとする者もあれば、一方に於ては太鼓を叩いてさわぎまはつて喜ぶ者もあるのである。此點に於ては市民に遊樂の餘裕を存してやらんければならぬ。

吉宗の時には學問が大に奬勵せられた。然ながら其學問たるや、單に實用の範圍に

田沼時代の學問

個人として模範的なる吉宗

止つて居つたので、それ以上には少しも出でなかつたやうである。學問がたゞ其日用實際の必要以上に出でずして、何等の餘裕を持たぬといふ事は、學問の發達を圖る所以の道では無い。其進歩の爲には、假令現在實用の範圍以外に出づるものと雖も、十分に之を勉めしめる必要が有るのである。此點に於ては田沼時代の學問の發達は、吉宗時代に比べて遙かに見るべきものがあると云はんければならぬ。

吉宗は個人としては如何にも申分の無い立派な紳士であつたやうである。善く人に知られて居る如く、彼は身を以て衆を率ゐて、實に字義の儘の勤儉であり尙武であつた。自ら羽織に革袴を着して屋根に登つて、防火の下知をしたこともある。其外、彼の傳記を見れば、實に紳士として後世の模範となる行ひが多いのである。或は江戸の市制を整理して、防火設備を作り、今日に至るまで尙其餘德を遺した。或は親しく人民に接して事務の裁判をするとか、其他能く民を憫んで下情に精通して居つたといふやうな事は、政治家としても十分に模範とする事が出來る。併ながら世間

吉宗の窮屈

天下の法度は三日の法度

儉約令の擬文

世智辯

に於ては、其人格の美なる事に蔽はれて、其一面に於て大なる缺點の有る事に眼の着かぬ者が多かつたやうに思はれる。彼が其美なる一面の裏には、人民に對して非常に窮屈であつた。干涉に過ぎたといふ事がある。人民の精神に、一體に、餘裕が無かつた。人民は其恩は感じ乍らも、始終ヒヤヽヽして居つたのである。屢〻法令を出して色々な世話を燒く。處が其法令はナカヽヽさう行はれるもので無い。餘り重箱の隅をほじくる調子でやるので、殆ど之が實功を奏しない。植崎九八郎の上書の中にも、天下の法度は三日の法度といふ事を言つて居る。儉約令が屢〻出た、其批評として獸類に對する法令の擬文を作つて、狐への達に、以來女に化けても金絲縫箔等の小袖を着る可らず、山烏への達には、尾が長過ぎるに依つて短くしろ、猿への達には、尻を赤くするは怪しからん、黃金蟲に、黃金などゝいふのは過ぎて居る、眞鍮蟲と附けるべし、といふやうな落書を作つた者がある。其頃の言葉に、「世智辯」といふ言葉が出來て居る。是は今日でも上方邊に於て使ふ言葉であつて、吝といふ意

國民の個性沒却

享保時代貨幣改鑄の失敗

味の上に尙寛大で無いといふやうな意味である。例へば自分の所持して居る品物を人に使用を許し一時貸す、それを餘りに急に返却を迫るとか、或は人に物を頒つ時に惜がるといふやうなのを世智辯といふ。是が享保時代に於ては、遊里に通ふに、他人が十兩を費す時に自分は五兩を費して歸ることを世智辯と言つて居つた。詰り吝嗇であつて一方に於ては無趣味だけれ共、其れが世智辯で卽ち世間の世智に長けて居るといふ意味に使はれて居つた。今日とは意味の轉訛が餘程あるけれ共、此言葉の使用の意味がよく其時代世相を現はして居ると思はれる。

次に又享保時代について見ると國民の自由を束縛したといふことが多い。個性の沒却せられた事が夥しい。さうして萬事が消極主義であつて、儉約令を出す、一方に於ては、惡質の貨幣の改鑄をやつて、さうして財政の整理をしやうとした。そして、初は銳意之に從事して居つたけれ共、遂に失敗に終つた。さうして後には又貨幣の質を惡くして、其數を殖すやうにした。それは貨幣の質を良くして、隨つて其流通

田沼時代は吉宗失敗の後を承く
興利事業に依つて財政を救はんとす

運上專賣皆吉宗の時よりこれ有り

の高が少くなつたので、其爲に米の直段が下つた。下ると俸祿を米で頂いて居る武士が、最も其當面の苦みを感ずるやうになつた。流石の吉宗も遂に貨幣の質を惡くして、其數を多くして、貨幣の相場を下げて、米價を騰貴せしめた。さうして武士を救はなくちやならぬといふ風になつて來た。然るに田沼時代には、其跡を承けて、今度は反對に積極主義に出て來た。さうして何でもドシ〳〵利益の有る事業は、盛んに興行したのである。礦山も採掘すれば、種々の專賣事業も起し、貨幣の改鑄など益〻進んでやる。其改鑄の間の歩割の利益を取つて以て財政を救ふといふ遣り方をして來た。それで大に世間に攻擊せられるやうになつたのである。然ながら其田沼の誇られる處の專賣でも運上でも、其他の興利事業、殆ど總て吉宗の時に起つて居るのである。其事業全部が其儘のものが起つた譯では無いけれ共、それに類した事柄が多く吉宗の時代に起つて居るのであつて、田沼は唯〻それを大きく行つた丈けの事であつた。卽ち銅座でも、菜種の問屋でも、藥種賣買の問屋でも人參座、朱

田沼のみ非難せらるゝ理由なし

印旛沼開墾は惡しき事に非ず

蝦夷地經營は國家永遠の大計畫

百姓騷動も吉宗の

座、錫座、衡座、桝座、日傭產等、何れも吉宗の時代から行はれて居つた。礦山の採掘も、吉宗の時に屢〻之に關して、令を出して居る。それが田沼に限つて、非難せられる理由は無からうと思ふ。然るに是が非難せられるのは、坊主憎けりや袈裟まで憎いの流儀で、偶〻衆惡が彼に歸したのであらうと思はれる。印旛沼の經營の如きは、非常に非難せられるけれ共、是も印旛沼經緯記に據れば享保年中に既に手賀沼の水を決して二萬石程田地が出來たといふ事が、相馬の日記に見えて居る。田沼は其先例に依つてやつたものらしいといふ事である。天變地妖は人力の如何ともすべきにあらねば、强ち公の誤りとも言う可らずといふ評を書いて居るが如何にも尤もな事であると思ふ。蝦夷地經營の事も、非難されて居るが、是などは國家の永遠の大計畫であつたので、却つて田沼の善政と言う可きものである。田沼の時代に有つた事で吉宗の時にも有つたことは、此の如く世に益ある事業のみならず。惡い側に於ても隨分之に似た事が多くある。百姓の騷動の如きも、吉宗の

時よりこれあり

側衆政治の弊役人の請託も吉宗の時にあり

士風廢頽同斷

御番入の振舞同斷

時には可なりに有つたやうである。享保八年には、出羽の長瀧、港山の民、騷動を起し、同じく十四年には陸奥の信夫、伊達二郡の農民が强訴をなし、十八年に府內の人民が蜂起して米商を襲うた事もある。そこで十九年に令を出して、地方の兇徒の强訴の憂があつたならば、諸大名をして代官の出兵を請ふに應ぜしむることを命じた事がある。

又彼御側衆政治の弊も吉宗の時に無いでは無い。小笠原主膳胤次、有馬次郞左衞門氏倫、嘉納角兵衞久通等はその例である。

また享保十八年の二月に宿老の請託を禁じたのは、或點から見れば、其弊も多少あつたことを示すものである。

士風の廢頽亦然り。享保二十年に新に職を奉じたものが同僚に御馳走をすることを禁ぜられた事がある。元文三年に其禁を申ねて居る。之によつて見ると彼御番入振舞の弊習は强ち田沼時代に始つた事とも言へない。

風俗

田沼は運の悪い人

吉宗の失敗の後を善くせんが爲めの種々の試

風俗に於ても、吉宗の時代は、田沼時代の先驅をなして居る。大名、旗下が女郎屋へ遊ぶ者が多いので、之を戒めた令も出て居れば、所々の隱し賣女を禁じた事も屢〻ある。心中者の處分をした實例もある。大名の妻が三味線を弄ぶ者の多いことは荻生徂徠の政談に見えて居る。博奕の禁も屢〻申ねられて居る。

斯の如く比較して見ると、田沼が惡評を受けるのは何故たるを知らぬ。畢竟彼は運の惡い人と言はんければならぬ。氣の毒にも、彼は天變地妖の交〻臻るの時に出たのである、さうして吉宗が遣り掛けて居つた財政改革が其晩年に失敗した跡を承けたのである。最も財政困難の時に出て來たのである。彼は整理しやうとして種々の試みをやつた。其試みの爲に、彼は非難せられるのである。其財政困難の時に方つて假令吉宗のやうな人が再び出て來ても、何等施す可き良策は無かつたであらうと思はれる。吉宗それ自身が既に彼の時代に於て、風俗の取締なり、紀綱の振肅に付て、左程長く續かなかつたのである。抑〻吉宗一代に付て見渡すに、凡そ二期に分

吉宗一代には二期の別あり

吉宗の晩年は失意

田沼は寧ろ同情に値す

搔亂はあるべし

つ事が出來ると思ふ。享保の初から十四五年頃までは、吉宗の前半期と見て宜い。此間が吉宗の政治の最も活動して居つて、さうして紀綱の最も張つて居つた時である。それが後の元文頃に掛けては段々張りが弛んで來て居る。一體政治上の紀綱といふものはさう長く張りの續くもので無からう。一張一弛の有るのは、自然の數であらうと思ふ。全體吉宗の晩年は思ふ樣にならないで、失意の中に隱居したのぢや無からうかと察せられる。其吉宗の弛んで居つた後半期を承けたのだから、其結果が必ず現はれる可き時に於て、田沼が出て來たのである。さうして彼が惡評を受けねばならぬやうになつたのは、寧ろ彼の境遇に向つて大に同情すべきものがあらうと思ふ。是に於て彼は種々の政策を廻らした。さうして、一方からは搔亂したと言はれる。成程搔亂した處が有つたかも知れぬ。併ながら、其亂した跡を受けて、出て來た白河松平定信の改革と雖も、忽ちにして世間からして諷刺の批評を受けた。

白河のきよきに魚も棲みかねて

住みよき濁り

定信の改革も長くは續かず

田沼の開國主義の大度胸

内安錄の記事

　　元のにごりの田沼戀しき

國民から戀しがられた田沼の濁りの中には、何か國民の住み宜い處が有つたであらうと思はれる。大なる魚が棲み得たのでは無からうかと思はれる。松平定信の改革は吉宗の政治の再現を以て理想として居つたといふ事である。併ながら其改革も長くは續かなかつた。其窮屈な事と、田沼が寛裕であつた事は、彼林子平を罰したことゝ、さうして工藤平助の意見を採用したことの二つを合せて面白い對照を見せて居る。殊に田沼の開國主義の如きに至つては、殆ど他に類を見ざる大度胸であつて、彼が政治家として大なる所以も亦斯かる處に存すると思はれる。幕末天保弘化の間に内藤安房守忠明といふ人の書いた内安錄といふものゝ中に、幕末異國船の來た時の方略の事をのべていふ事に、

　前白川前攝政など在職ならは、防禦の御謀いかなるものにや、誰もこの方々を頼に思へ共、尤英斷美政に相違あるまじく、されとも、ギシ〳〵と、唐の大和の舊例など出て、飛離れ

英雄無量の決斷

田沼には手腕あり理想なし

權宜の政策

吉宗には主義あり

たる御決斷は、いかゝ可有之哉、相良侍從ならは英雄無量の決斷あるへし、三百石より五萬七千石迄に昇進の才智、絶妙の場合ありといふ、

とある。相良侍從即ち田沼意次であつたならば、斯かる國步艱難の時に際しても、思切つた英斷を施して先例に拘泥せず、傑出した策を施すであらうと言つて居るのである。

思ふに、公平なる眼を以て見れば、田沼には政治上の大手腕を具へて居つたといふ事はいふとも差支なからうと思ふ。併ながら彼には政治上に高遠の理想が無かつたといふ非難はせられても致方が無い。言換へて見れば彼には政治上の主義といふものが無かつた。何でも唯一時の便宜に適する樣に權宜な政策を執つて行つたといふ事が彼の缺點である。其權宜の政策を執るについて、一方に政治的良心が缺けて居つたといふ處から、多少不正の事を行つたといふ事は、免すべからざる大なる缺點である。之に反して吉宗には確かに政治上一つの主義を立て居つて、それは彼の長

變通を缺く

吉宗の器局は小なれど淸し

田沼には德望なし

泥池の蓮

所であつた。併ながら其吉宗の主義といふものは頗る變通を缺いて居つた處が有りはしないかと思はれる。政治家としては主義も必要であり、高遠の理想も立てなくちやならぬが、同時に又權謀も或程度までは入用である。田沼は唯其權謀を餘り使ひ過ぎたといふ事が、彼の落度となつたのである。

之を要するに、吉宗の方は其器局が如何にも小である。淸らかであつてさうして正しき健全な人であるけれ共、其政治家として度量は如何なものであらうかと思ふ。之に反して田沼は政治家として大に採るべき點が有るだらうと思ふ。其大手腕家たる處を、彼について大に見てやらんければならぬと思ふ。それが舞臺に立つた時は誠に困難なる時であつたといふのが、彼に取つての不運であつた。然ながら彼は其手腕に任せて搔亂した。さうして自分が多少私利を圖つたことも有るらしい。さうして德望が彼の手腕に伴はなかつた。政治家は手腕ばかり如何に勝ぐれても、德望がなくてはだめである。田沼は、名詮自稱で濁つたる泥池であつた。然しながら、

其中には蓮の花も咲いた。同時に又根もあり、又實も結び得たのである。然れ共泥田はやはり泥田であつた。白河侯が出で來て其濁りを洗ひ去つて了つた。其流れは實に淸いものとなつたけれ共、其淸き流れは唯〻小川の水澄みて居るのみで、其處に餘り大きな魚も棲み兼ねたのである。

（參照）

蜘蛛の絲卷追加　植崎九八郎上書　有德院實紀　我衣　印幡沼經緯記　政談　內安錄

田沼時代　終

大正四年十二月十日印刷
大正四年十二月十三日發行

田沼時代

定價金壹圓參拾錢

著者 辻善之助

東京市小石川區表町百九番地
發行者 古藤田喜助

東京市牛込區榎町七番地
印刷者 渡邊八太郎

東京市牛込區榎町七番地
印刷所 日清印刷株式會社

東京市小石川區表町百九番地
發兌 日本學術普及會
電話番町三七六八
振替東京二八一八六